

平成 25 年 8 月 28 日現在

債券内容説明書 (法人情報)

平成 24 事業年度

自 平成 24 年 4 月 1 日
至 平成 25 年 3 月 31 日



1. 本「債券内容説明書（法人情報）平成 24 年度」（以下「本法人情報説明書」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 条。）第 19 条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて発行する日本学生支援債券の発行者である独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成 25 年 8 月 28 日時点以前の情報に基づき記載しています。
2. 本機構は、日本学生支援債券の発行の都度、「債券内容説明書（証券情報）」（以下「証券情報説明書」という。）を作成する予定です。各証券情報説明書には、該当する日本学生支援債券に関する詳細が記載されます。各日本学生支援債券への投資判断にあたっては、各証券情報説明書も併せてご覧下さい。なお、本法人情報説明書の作成日以降に公表すべき変更その他の事由が生じた場合には、各証券情報説明書において参照書類の補完情報として記載する予定です。
3. 日本学生支援債券については、金融商品取引法第 3 条が適用されることから、同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。

本法人情報説明書及び各証券情報説明書は、日本学生支援債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
4. 本機構の財務諸表は、「独立行政法人通則法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。）第 37 条及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（平成 16 年 3 月 31 日 文部科学省令第 23 号。）第 8 条の規定に基づき、国の独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人基準研究会）に準拠して作成されています。
5. 本法人情報説明書及び各証券情報説明書は、本機構市谷事務所に据え置き閲覧に供するとともに、本機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp/>)にも掲載します。

本法人情報説明書に関する連絡先

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構 財務部資金管理課

目 次

	頁
第1 法人の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	2
3 事業の内容	4
4 関係会社の状況	43
5 役職員の状況	43
第2 事業の状況	44
1 業績等の概要	44
2 対処すべき課題	60
3 事業等のリスク	64
4 経営上の重要な契約等	78
5 研究開発活動	78
6 財政状態及び経営成績の分析	78
第3 設備の状況	85
1 設備投資等の概要	85
2 主要な設備の状況	85
3 設備の新設、除却等の計画	85
第4 法人の状況	86
1 資本金の状況	86
2 役員の状況	86
3 コーポレートガバナンスの状況	87
第5 経理の状況	93
1 財務諸表等	93
【平成24年度】	
(1) 財務諸表	95
(2) 監事による意見書	118
(3) 独立監査人の監査報告書	119
【平成23年度】	
(1) 財務諸表	122
(2) 監事による意見書	144
(3) 独立監査人の監査報告書	145

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

以下は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の平成20年度から平成24年度における主要な経営指標を記載したものです。

事業年度			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	※1	(百万円)	129,388	143,025	132,525	125,087	120,948
経常費用	※2	(百万円)	140,010	142,503	129,157	120,691	117,032
経常利益又は経常損失 (△)		(百万円)	△10,622	521	3,368	4,396	3,915
臨時利益又は臨時損失 (△)		(百万円)	—	△189	43	1,612	0
当期利益金又は当期損失金 (△)		(百万円)	△10,622	332	3,410	6,008	3,915
資本金	※3	(百万円)	100	100	100	100	100
純資産額	※4	(百万円)	57,387	55,791	57,807	53,174	56,122
総資産額		(百万円)	5,795,756	6,332,853	6,881,469	7,449,614	7,950,610
自己資本比率	※5	(%)	0.99	0.88	0.84	0.71	0.71
自己資本利益率	※6	(%)	△18.51	0.60	5.90	11.30	6.98
業務活動によるキャッシュ・フロー		(百万円)	13,894	15,208	27,327	53,991	17,716
投資活動によるキャッシュ・フロー		(百万円)	△617	△2,000	△7,283	△26,759	△28,389
財務活動によるキャッシュ・フロー		(百万円)	△256	△284	△361	△674	△6,421
資金期末残高		(百万円)	66,731	79,655	99,338	125,895	108,801
職員数		(名)	500	497	494	491	489

(注) 本機構には連結関係を有する子会社等はありませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(経営指標等の説明)

※1 経常収益＝運営費交付金収益＋施設費収益＋学資金利息＋延滞金収入＋留学生宿舍収入＋日本語学校収入＋日本留学試験検定料収入＋その他事業収入＋受託収入＋補助金等収益＋財源措置予定額収益＋寄附金収益＋資産見返負債戻入＋財務収益

※2 経常費用＝業務費＋一般管理費＋財務費用

※3 資本金＝政府出資金

※4 純資産額＝資本金＋資本剰余金＋利益剰余金

※5 自己資本比率＝純資産額／総資産額

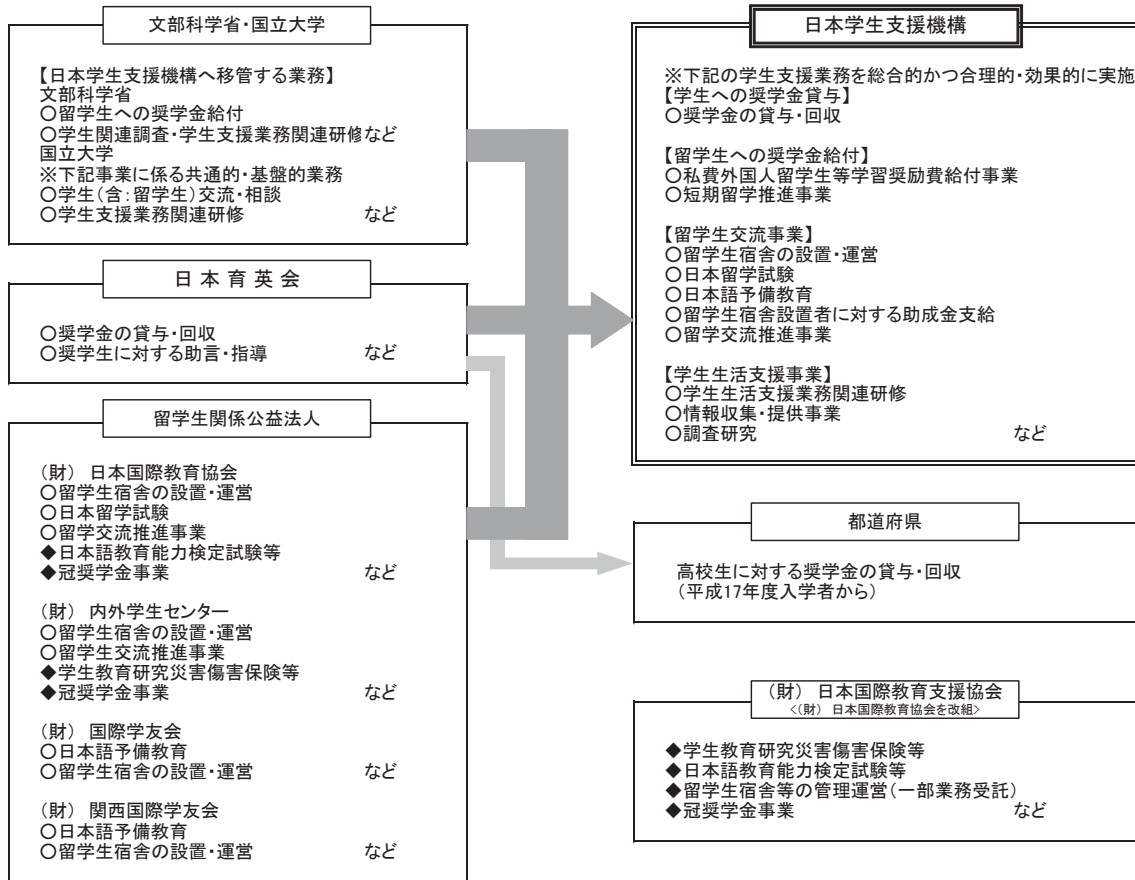
※6 自己資本利益率＝当期利益金／純資産額

2 沿革

年 月	事 項
平成 16 年 4 月	日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人及び国が実施してきた事業を整理・統合し、独立行政法人日本学生支援機構設立機関保証制度を導入 法科大学院生や日本人学生の海外留学を対象とした奨学金の導入
平成 17 年 4 月	第一種奨学金の貸与月額の改定
平成 19 年 4 月	第二種奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直し
平成 20 年 4 月	第二種奨学金の新貸与月額創設
平成 21 年 4 月	第一種奨学金の貸与月額の改定 第二種奨学金の入学時特別増額貸与奨学金制度の改定
平成 22 年 4 月	第一種奨学金の支給開始時期の早期化
平成 23 年 1 月	減額返還制度の導入
平成 24 年 4 月	所得連動返還型無利子奨学金制度の創設

次ページの図は、本機構設立前に文部科学省、国立大学、日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会及び財団法人関西国際学友会が行っていた業務を本機構がどのように承継したかを示したものです。

独立行政法人日本学生支援機構の業務の概要



○は、本機構が承継した業務を、◆はそれ以外の業務((財)日本国際教育支援協会が継承した業務)を示しています。

3 事業の内容

(1) 設立根拠法及び目的

本機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号。以下「機構法」という。）に基づき、日本育英会の奨学金貸与事業や、それまで財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人が実施してきた留学生関連交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

グローバル化が進展し知的創造性が社会発展を支える重要な基盤となりつつある今日、時代の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材の育成が強く求められており、このため、学生の課題探求能力を涵養し、国際理解を推進するとともに、意欲と能力のある学生に対する修学環境を整えることが今後ますます重要な課題となっています。

本機構は、このような理念を達成するために設立されており、その目的は、機構法第 3 条に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することとされています。

(2) 国との関係について

① 主務大臣

本機構の主務大臣は、機構法第 26 条により文部科学大臣とされています。

② 役員の任命・解任

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命します。また通則法第 23 条により、文部科学大臣は、理事長及び監事を解任することができるかとされています。

なお、本機構のその他の役員は、理事長が任命、解任しますが、その時は遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条及び第 23 条）。

③ 業務方法書

本機構は、通則法第 28 条により、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされています。なお、これを変更しようとするときも同様とされています。

④ 独立行政法人評価委員会

通則法第 12 条により、本機構の業務の実績に関する評価等を行うために、文部科学省に独立行政法人評価委員会が設置されています。

また、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認められる場合、意見を述べることができる政策評価・独立行政法人評価委員会が総務省組織令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 246 号）第 121 条に基づき総務省に設置されています。

⑤ 中期目標

通則法第 29 条により、文部科学大臣は、3 年以上 5 年以下の期間（本機構においては 5 年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。また、文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

⑥ 中期計画

通則法第 30 条により、本機構は、中期目標に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号。以下「文部科学省令」という。）で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。また文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

⑦ 年度計画

通則法第 31 条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」と

いう。)を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。

⑧ 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

本機構は、通則法第 32 条により、各事業年度における業務の実績について、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされています。

また、文部科学省独立行政法人評価委員会は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本機構及び政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、当該評価の結果を通知し、政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要があると認めるときは、文部科学省独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができるとされています。

⑨ 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する評価

本機構は、通則法第 33 条により、中期目標の期間の終了後 3 月以内に、当該中期目標に係る事業報告書を文部科学大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされています。また、通則法第 34 条により、本機構は、中期目標の期間における業務の実績について、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされています。

文部科学省独立行政法人評価委員会は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、本機構及び政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、当該評価の結果を通知し、必要があると認めるときは、本機構に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるかとされています。

⑩ 中期目標の期間の終了時の検討

通則法第 35 条第 1 項及び第 2 項により、文部科学大臣は、中期目標の期間の終了時において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を受けて、本機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされています。また、通則法第 35 条第 3 項により、政策評価・独立行政法人評価委員会は、本機構の中期目標の期間終了時において、主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができるかとされています。

⑪ 財務諸表等

通則法第 38 条第 1 項により、本機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

⑫ 会計監査人の監査

通則法第 39 条により、本機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされています。なお、通則法第 40 条により、会計監査人は、文部科学大臣が選任するとされています。

⑬ 長期借入金及び債券

機構法第 19 条第 1 項により、本機構は文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本学生支援債券を発行することができるかとされています。また、機構法第 19 条第 2 項により、文部科学大臣は当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行

政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

⑭ 補助金

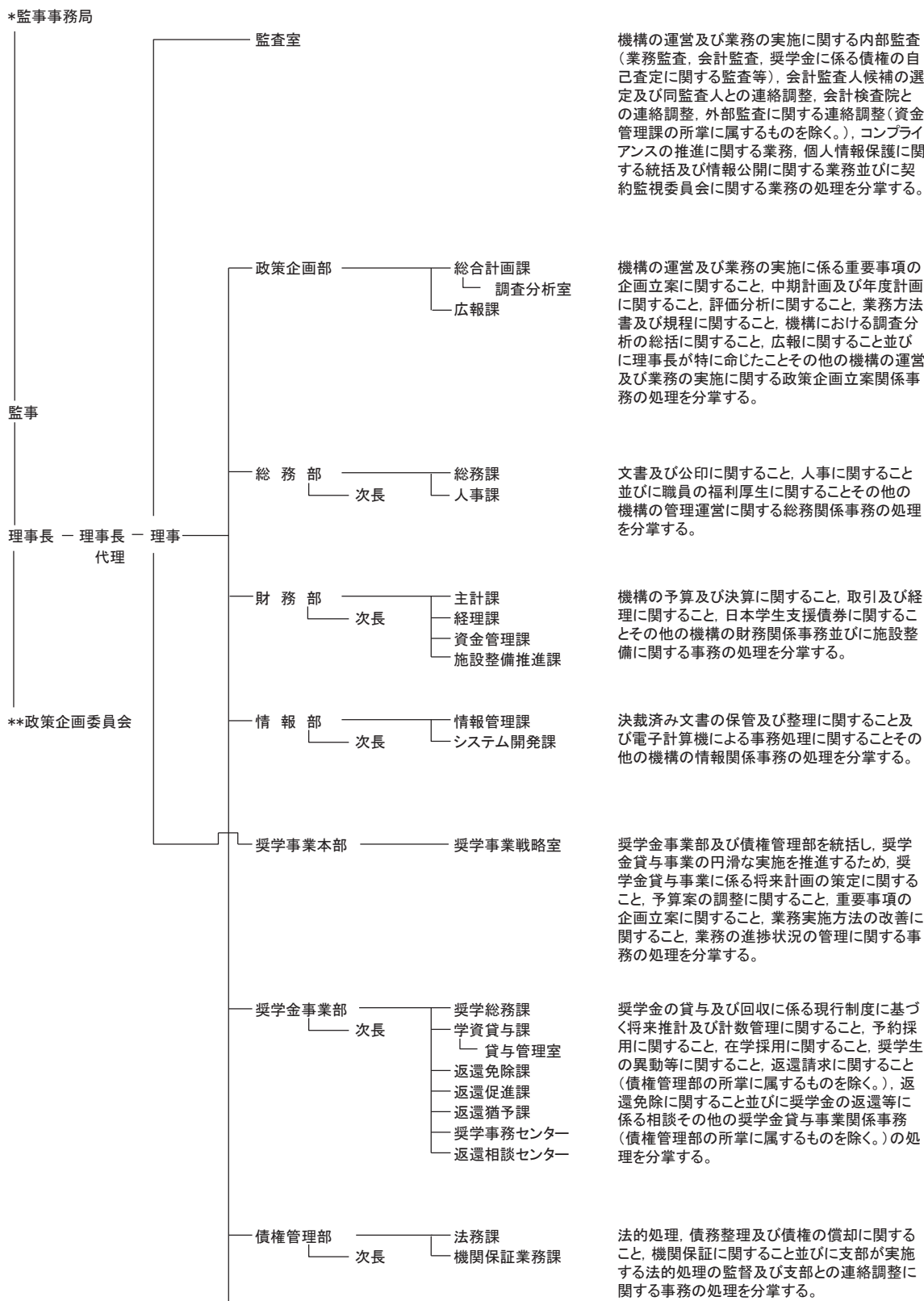
機構法第 23 条により、政府は、毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができるかとされています。

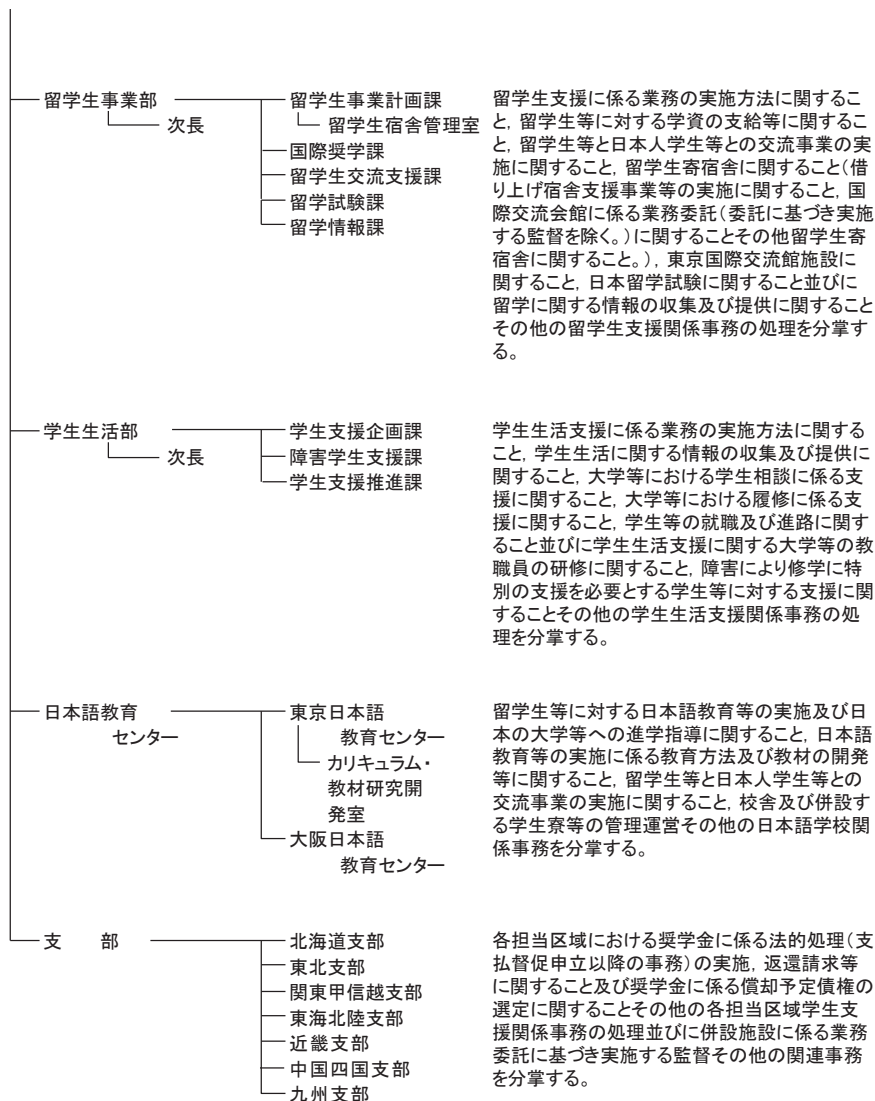
⑮ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年 4 月 19 日法律第 73 号）第 20 条及び第 22 条第 5 号に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合規性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

(3) 組織及び所掌





*監事事務局…………… 監事の命ずるところに従い、監事を補佐し、監事が行う監査を補助するとともに、監事の事務を整理する。

**政策企画委員会…… 理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言する。

(4) 事業の概要

【奨学金貸与事業】

① 奨学金の種類

奨学金には、無利息の第一種奨学金と利息付の第二種奨学金とがあります。第一種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）に在学する学生及び生徒を対象とし、12 ページ以降に示す基準により採用されます。第一種奨学金のうち、高等学校分及び専修学校高等課程分については、平成 17 年度入学者から各都道府県に事業移管され、本機構は高等学校等奨学金事業交付金を措置しています。また、平成 16 年度からは新たな施策として、法科大学院を対象とした奨学金（第一種・第二種）及び学位取得を目的とした海外留学生（大学・短期大学・大学院）を対象とした奨学金（第二種）がそれぞれ創設され、平成 18 年度からは、国内の大学等在学中に外国の大学等に短期留学をする学生も第二種奨学金の貸与対象となりました。

さらに、家計状況の特に厳しい世帯の学生・生徒を対象として、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願い出により返還期限を猶予する所得連動返還型無利子奨学金制度を平成 24 年度に創設しました。また、平成 25 年度からは、職業に必要な技術の教授を目的とする大学別科、修業年限 2 年未満の専修学校、専修学校通信教育課程も第一種、第二種奨学金の貸与対象となりました。

なお、貸与する月額、学種別、設置者別、通学形態別に決められています。

第一種奨学金貸与月額（平成 25 年度 4 月入学の場合）

区 分			貸与月額（円）
大 学	国・公立	自 宅	30,000、45,000 から選択
		自宅外	30,000、51,000 から選択
	私 立	自 宅	30,000、54,000 から選択
		自宅外	30,000、64,000 から選択
短 大 専修（専門）	国・公立	自 宅	30,000、45,000 から選択
		自宅外	30,000、51,000 から選択
	私 立	自 宅	30,000、53,000 から選択
		自宅外	30,000、60,000 から選択
大学等通信一面接授業期間			88,000
大学院	修士課程		50,000、88,000 から選択
	博士課程		80,000、122,000 から選択
高 専	国・公立	自 宅	10,000、21,000 (30,000、45,000) から選択
		自宅外	10,000、22,500 (30,000、51,000) から選択
	私 立	自 宅	10,000、32,000 (30,000、53,000) から選択
		自宅外	10,000、35,000 (30,000、60,000) から選択

(注) 高専の（ ）内月額は、平成 25 年度入学者が 4 年次に進級したときに適用します。

第二種奨学金貸与月額（平成 25 年度 4 月入学の場合）

区 分	貸与月額（自由選択）
大学・短大・高専<4・5年>・専修<専門>	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から選択
私立大学 医・歯学課程	12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可
私立大学 薬・獣医学課程	12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可
区 分	貸与月額（自由選択）
大 学 院	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択
法科大学院	15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額可

入学時の学生生活費の負担が大きいことを勘案し、入学時に 300,000 円を増額貸与する「入学時特別増額貸与奨学金制度」が、第二種奨学金として平成 15 年度に創設されました。平成 16 年度においては、さらに第一種奨学金貸与者にも同制度の適用が拡げられ、平成 21 年度から、従前の貸与額 300,000 円の他に、100,000 円、200,000 円、400,000 円及び 500,000 円の貸与額が設けられ、希望額の選択が可能となりました。平成 24 年度においては計画 5.9 万人への貸与に対し、5.6 万人の実績となりました。

② 奨学生の採用

本機構の奨学生の貸与人員数は、当該年度以前から奨学金の貸与を受けており当該年度以降も引き続き貸与を受ける者（継続者）と当該年度から新たに奨学金の貸与を受ける者（新規採用者）とによって構成されます。このうち、新規採用者については、前年度の貸与実績、学校への調査などにより算出される適格者数（本機構の奨学金を貸与されるにあたり、人物・健康・学力・家計などの基準（③ 奨学生の採用基準 参照）を満たす者）、あるいは国の政策等の諸条件を勘案し、必要とされる規模を見込んで積算されます。こうして算出された人員数及び金額は、概算要求及び予算編成を経て、本機構の当該年度計画における事業費予算として計上されることとなります。本機構は、この予算の範囲内で、当該年度の奨学生採用を行うこととなります。

本機構における採用方法には、定期採用と定期外採用があります。定期採用には、大学等進学前に奨学生採用候補者として採用が行われる予約採用と、入学後の春に採用が行われる在学採用があります。予約採用及び在学採用の採用全体に対する比率は、平成 24 年度の実績では、それぞれ 57.5%、42.5%となっています。定期外採用には、家計急変等により緊急的に採用する緊急採用（第一種奨学金）と、応急採用（第二種奨学金）があります。定期及び応急採用の貸与期間は、修業年限（4 年制大学なら 4 年間）となっていますが、緊急採用の貸与期間は、採用された年度の 3 月までとなっています（平成 23 年度からは、1 年ごとに願い出ることにより、修業年限を限度として延長することが可能となりました。）。

在学採用については、学校長の推薦を受けた申込者を本機構が選考し、4～7 月に採否を決定します。選考は、主にインターネット上のシステム（J S A S）により行われており、確認書等の書類の提出が必要となります。予約採用については、高校等在学中に募集・選考が行われ、大学等進学後採否を決定します。

③ 奨学生の採用基準

奨学生の選考にあたっては、人物・健康・学力・家計について、第一種奨学金及び第二種奨学金のそれぞれの基準に照らして行っています。

ア. 人物・・・学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。又は、大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

イ. 健康・・・下記の健康診断により、修学に十分耐え得るものと認められること。

○ 健康診断

健康診断は、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として次のいずれかによって判定し、修学上支障のない者を推薦するものとする。

i 定期健康診断による場合

学校保健安全法による定期健康診断の結果により医師が修学上支障がないと判断した者。ただし、1年次に在学する者については、入学者選抜時の資料とした健康診断によることができる。

ii 医師の健康診断による場合

上記 i の健康診断によることができないときは、医師が健康診断を行い、その結果により修学上支障がないと判断した者。

ウ. 学力・・・以下のとおり。

○ 第一種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者

i 大学に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上である者。又は認定試験合格者であること、かつ、大学における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学部（科）の上位3分の1以内である者。

ii 専修学校専門課程に入学する者

高等学校又は専修学校の高等課程最終2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.2以上である者。又は認定試験合格者。

iii 大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者

大学・大学院の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動できると認められる者。

iv 大学院博士課程に入学する者

大学・大学院の学習成績、大学院入学試験等の成績により判定し、当該学習成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動できると認められる者。

- v 高等専門学校に入学する者
中学校における最終学年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上である者。又は高等専門学校における学習成績の結果が判明している者については、その学習成績が本人の属する学科の平均水準以上である者。
- 第二種奨学金を希望する者で下記のいずれかに該当する者
 - i 大学・専修学校専門課程に入学する者
 - (ア) 高等学校又は専修学校の高等課程における最終2か年の学習成績が、当該出身学校において平均水準以上と認められる者。
 - (イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。
 - (ウ) 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。
 - (エ) 認定試験合格者においては、上記(ア)、(イ)又は(ウ)に準ずると認められる者。
 - ii 大学院修士課程及び専門職大学院の課程に入学する者
 - (ア) 大学・大学院の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができるものと認められる者。
 - (イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。
 - iii 大学院博士課程に入学する者
 - (ア) 大学・大学院の学習成績、大学院入学試験の成績により判定し、当該学習成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができるものと認められる者。
 - (イ) 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。
 - iv 高等専門学校（4・5年生）に進級する者
 - (ア) 高等専門学校における学習成績が本人の属する学科において平均水準以上と認められる者。
 - (イ) 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者。
 - (ウ) 高等専門学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。

エ. 家計・・・平成 24 年度奨学金申込の際の家計基準限度額は次表のとおりです。

家計基準限度額一覧表

(単位：万円)

区 分		第一種奨学金		第二種奨学金	
		年収・所得の上限額 (4人世帯・自宅通学者の目安)			
		給与所得世帯	給与所得 以外の世帯	給与所得世帯	給与所得 以外の世帯
大学	国・公立	907万円程度	421万円程度	1,159万円程度	673万円程度
	私 立	955	469	1,207	721
短大	国・公立	892	406	1,144	658
	私 立	939	453	1,191	705
大学院	修士課程	本人及び 配偶者の収入	374 (特別の場合は 486)	本人及び 配偶者の収入	536
	博士課程		425 (特別の場合は 553)		718
高専 (1～3年)	国・公立	750	302	—	—
	私 立	787	328	—	—
高専 (4・5年)	国・公立	770	316	1,117	631
	私 立	807	342	1,143	657
専修 (専門)	国・公立	857	377	1,115	629
	私 立	929	443	1,181	695

(注) 給与所得世帯の金額は「源泉徴収票の支払金額(税込)」、給与所得以外の世帯の金額は「確定申告書の所得金額」です。

④ 貸与の方法と期限

奨学金は、奨学生が指定した金融機関の口座に原則として毎月振り込まれ、在学する学校の修業年限の終期まで貸与することになっています。ただし、主たる家計支持者の失職、破産等による家計急変のため奨学金が必要になった場合の緊急採用奨学金は、採用された年度の3月を終期とすることになっています(平成23年度からは、1年ごとに願い出るにより、修業年限を限度として延長することが可能となりました。)

奨学金の貸与人員及び貸与金額の平成15年度から平成24年度までの実績は、次表のとおりです。

奨学金の貸与人員と貸与金額実績

年 度	第一種奨学金		第二種奨学金	
	貸与人員(人)	貸与金額(千円)	貸与人員(人)	貸与金額(千円)
平成15年度	411,339	238,604,311	452,342	344,065,828
16	418,465	248,757,430	512,727	411,170,403
17	401,297	252,245,427	576,939	472,745,569
18	377,456	252,424,304	631,997	529,363,060
19	348,987	247,318,308	687,608	577,706,690
20	348,057	247,879,446	761,619	644,616,710

年 度	第一種奨学金		第二種奨学金	
	貸与人員（人）	貸与金額（千円）	貸与人員（人）	貸与金額（千円）
21	357,826	248,555,827	822,767	711,036,240
22	362,019	252,689,691	869,359	759,125,660
23	379,195	256,451,465	910,434	802,137,290
24	402,092	267,603,644	916,860	813,914,940

(注) 平成 15 年度については日本育英会の実績、平成 16 年度以降は本機構の実績です。

⑤ 奨学生の補導（※）

奨学生は在学中、勉学に励みながら充実した学校生活を送り、卒業後は貸与を受けた奨学金の返還を滞りなく履行するよう、本機構は学校の協力を得て奨学生の補導に努めています。

補導の一環として奨学生が奨学金を貸与するにふさわしいかどうかの適格性について審査を行い、必要な処置を行っています。

(※) 本機構でいう「補導」とは、奨学生との関係を単に金銭貸借の関係に終わらせることなく、貸与を継続する中で、

- ・ 奨学生の資質の向上を図ること
 - ・ 奨学生としての責務を尽くし、本機構の業務の円滑な運営に協力させること
 - ・ 奨学生の実情に即応して適切な措置を講ずること
- 等をいいます。

⑥ 返還免除

奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって奨学金の返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。

また大学院の第一種奨学生については、これまで日本育英会において、教育職・研究職という特定の職業に就職したことにより適用される返還免除制度がありましたが、本機構においては、この制度は廃止され、新たに特に優れた業績を挙げた大学院の第一種奨学生に対し、その奨学金の全部又は一部の返還を貸与期間終了時に免除する制度が設けられました（機構法第 16 条）。同制度は、我が国のあらゆる分野で活躍し、国及び社会の発展に貢献する中核的人材を育成することを目的とするものであり、学問分野での顕著な成果や世界レベルでの発明・発見のみならず、文化・芸術・スポーツ分野におけるめざましい活躍、あるいはボランティア等での顕著な社会貢献（全国レベルでの表彰等）等も含めて評価の対象として、学生の学修へのインセンティブ向上を図ることとしています。

平成 24 年度は、平成 16 年度以降の大学院第一種奨学生採用者で平成 23 年度中に貸与が終了した 30,298 名のうち、各大学から免除候補者として推薦のあった 9,048 名について、学識経験者からなる業績優秀者免除認定委員会の審査を経て免除者 9,048 名を認定しました。

⑦ 機関保証制度

平成 16 年度より、奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにすること、併せて、奨学金に係る保証の在り方を改善し返還をより確実にすること等を目的に、それまでの連帯保証人及び保証人を選定する人的保証制度に加えて、機関保証制度が導入されました。これにより、平成 16 年度新規奨学生から人的保証と機関保証のいずれかを選択することができるようになりました。機関保証を選択した場合は、保証業務を行っている公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「保証機関」という。）に一定の保証料を支払うことにより、奨学金貸与の申込ができることとなりました。ただし、学位取得を目的とした海外留学のための第二種奨学金の貸与については、人的保証と機関保証の二つの保証を付すことが必要です。保証料は、次表のとおり奨学金の貸与月額、貸与月数等により異なります。なお、平成 24 年度の新規奨学生の機関保証制度への加入率は 46.7%となっています。

保証料一覧（目安）

区 分		貸与月額 (円)	貸与月数	保証料月額 (円)			
第一種奨学金	短大	国・公立	自 宅	45,000	24	1,606	
			自宅外	51,000		1,820	
		私 立	自 宅	53,000		1,892	
			自宅外	60,000		2,297	
						30,000	828
	大学	国・公立	自 宅	45,000	48	1,782	
			自宅外	51,000		2,143	
		私 立	自 宅	54,000		2,269	
			自宅外	64,000		3,137	
						30,000	1,114
	修士				50,000	24	1,785
					88,000		3,593
	博士				80,000	36	3,607
					122,000		6,623
医・歯・獣医学課程				80,000	48	4,277	
				122,000	48	6,523	
第二種奨学金	短大			30,000	24	863	
				50,000		1,884	
				80,000		3,247	
				100,000		4,630	
				120,000		5,893	
	大学			30,000	48	1,181	
				50,000		2,246	
				80,000		4,657	
				100,000		5,822	
				120,000		6,986	
		薬・獣医学課程の増		140,000	8,156		
		医・歯学課程の増		160,000	72	7,910	
	修士			50,000	24	1,884	
				80,000		3,247	
				100,000		4,630	
				130,000		7,101	
				150,000		9,001	

区 分		貸与月額 (円)	貸与月数	保証料月額 (円)
第二種奨学金	博士	50,000	36	1,999
		80,000		3,869
		100,000		5,911
		130,000		7,684
		150,000		8,866

(注) 第二種奨学金は、基本部分の貸与利率 3.0%、医・歯・薬・獣医学課程の増額部分の貸与利率 3.2% で計算しています。

また、中期計画では、機関保証制度の運用として、

- ・ 機関保証制度について、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図るとともに、機関保証制度加入者への督促を強化する。
- ・ 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。
- ・ 機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証する。

とされています。

⑧ 奨学金の回収

貸与が終了した奨学生からは、20年以内の月賦、半年賦、年賦又は月賦・半年賦併用の中から任意に選択された割賦方法により、ゆうちょ銀行（旧郵便局）、銀行、信用金庫又は労働金庫の口座から自動引落しの方法（リレー口座）で奨学金を回収します。また、リレー口座未加入者に対しては委託業者による架電等で加入の依頼をするとともに、払込通知書を発送し請求しています。なお、平成 11 年度以降に採用された第二種奨学生及び平成 12 年度以降に採用された第一種奨学生については、返還のしやすさなどの点を考慮し、月賦あるいは月賦・半年賦併用の割賦方法のみの取扱としています。

⑨ 奨学金の原資、貸与利率

第一種奨学金については、国の一般会計・東日本大震災復興特別会計からの借入金（以下「政府借入金」という。）及び過去に貸与した第一種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行っており、政府借入金、奨学生への貸与は、ともに無利息となっています。

第二種奨学金については、平成 18 年度までは国の財政融資資金（平成 12 年度までは資金運用部資金）からの借入金、財投機関債の発行により調達した資金（平成 13 年度から）及び過去に貸与した第二種奨学金の返還者からの回収金を原資として奨学金の貸与を行ってきました。平成 19 年度からは、貸与期間中奨学生に対する毎月の貸与に充てる資金として、従来の調達方法に加え、民間金融機関からの借入（以下「民間借入」という。）を活用しています。この借入は約 3 ヶ月及び 1 年の償還期日ごとに借換を行い、最終的に、奨学生の卒業等により貸与期間が終了した際に、一括して財政融資資金の長期資金に借換えることとしています。こうした新たな調達方法につきましては、「(6) 損益構造について ③

有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直し」の項で説明しております。

なお、平成 18 年度以前に採用された第二種奨学金の奨学生への貸与利率は、これまでどおり原則として年 3%ですが、財政融資資金からの借入金の利率（貸与する当該月の資金に財投機関債の発行により調達した資金を充てる場合、該当する財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率）が 3%未満の時は、当該利率を奨学金貸与の利率とする旨定められています（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号。以下「機構法施行令」という。）第 2 条及び附則第 2 条）。平成 25 年 8 月分の奨学金の貸与利率は、財政融資資金の借入利率（平成 25 年 7 月 10 日改定、年利 0.4%）が用いられています（表 1）。

一方、前述の有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直しに伴い、平成 19 年度からの新規奨学生に対する貸与利率は、貸与期間終了時に借換えた財政融資資金長期資金の借入利率が適用されます。また平成 19 年度から採用された新規奨学生については、第二種奨学金の利便性をさらに高めるために、利率固定方式・利率見直し方式（返還期間中、概ね 5 年ごとに利率を見直し）を選択できることとなりました（表 2 及び表 3）。なお、貸与利率はいずれの方式も 3%が上限となっています。

第一種奨学金における政府借入金については、本機構が第一種奨学金の貸与を受けた者に対し、その返還を免除した場合、当該免除額相当分について、政府は、その貸付金の償還を免除することができることとなっていますが、この制度は日本育英会から承継されているものです。また政府の本機構に対する貸付金の償還の免除は償還期限の早い貸付金から順次行うものとされています（機構法施行令第 19 条）。

平成 24 年度までの実績では、昭和 21 年度からの政府借入金総額（累計）は 3 兆 1,887 億円であり、奨学金の返還免除（※）に伴う償還免除の総額 6,121 億円及び平成 16 年 4 月 1 日の本機構設立にあたり法令に基づき償還が免除された政府貸付金 641 億円を除いた 2 兆 5,125 億円が平成 24 年度末における政府借入金の借入金残高となりました。このうち 311 億円は、将来本機構が第一種奨学金の返還を免除することにより、国の一般会計に対する償還が免除される予定額です。（昭和 21 年度以前の日本育英会創立当初の貸与資金は大蔵省預金部資金からの借入れによっていましたが、全額償還済みです。）

また、平成 24 年度末時点においては、昭和 57 年 7 月 20 日までに借入れた日本育英会の国に対する債務が免除されており、その後借入れた日本育英会の国に対する債務（昭和 57 年 10 月 7 日に借入れた債務については、一部免除されています。）及び本機構の国に対する債務については、借入時から起算して 35 年が経過した後の平成 30 年 3 月以降から償還が始まる見込です（表 4）。

ただし、奨学金の返還免除は今年度以降も発生するものであり、これにより本機構の国に対する債務の免除が行われていくことから、政府借入金の償還開始はさらに延長されるものと見込まれます。

第二種奨学金における財政融資資金からの借入金は、平成 18 年度までは 20 年間（うち据置 4 年）の元金均等償還でしたが、平成 19 年度からの借入金は、当該第二種奨学金の返還期間と同水準となるような償還期間の借入を行い、元金均等償還することになってい

ます（表 5）。

第二種奨学金は奨学生が貸与を受けている間は無利息であり、当該期間中の利息については、当該年度における国の予算内で、国からの利子補給金により補填されています。

また、本機構が奨学生に対して返還の期限を猶予している期間中も第二種奨学金に対する利息は発生しませんので、当該期間中の利息についても同様に利子補給金により補填されています。さらに、財政融資資金からの借入利率が 3%を超える場合、3%を超える部分の利息についても同様に利子補給金により補填されています。

なお、第二種奨学金については、過去に返還免除となった第二種奨学金にかかる債権についてこれが存続していれば当該年度に返還される予定であった元金相当額の補填（返還免除補填金）等を補助金として受入れています。

（※）返還免除について

本機構において返還免除は以下のように規定されています。

- ・ 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる（機構法施行令第 7 条第 1 項）。
- ・ 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資金の返還未済額の一部の返還を免除することができる（機構法施行令第 7 条第 2 項）。
- ・ 大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したのものには、貸与期間終了の時ににおいて、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる（機構法施行令第 8 条）。

また、機構法附則第 16 条により日本育英会法の廃止前に育英会が行った貸与契約による貸与金の返還については従前の例によることとなっており、政府は本機構がなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除（無利息の貸与金に係るものに限る。）をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができます。

（ご参考）

旧日本育英会においては、返還免除は以下のように規定されていました。

- ・ 特別免除
高等専門学校・短期大学・大学・大学院で第一種奨学金の貸与を受けた者が学校の教員又は文部科学大臣により指定された研究所の研究者となり、一定の期間その職に在職したとき奨学金の全部又は一部の返還が免除されることがあります（日本育英会法第 24 条）。ただし、平成 10 年 4 月 1 日で日本育英会法の一部が改正され、平成 10 年度以降に高等専門学校・短期大学・大学の 1 年次に入学した者については、奨学金返還特別免除制度は廃止されました。
- ・ 死亡・心身障害による免除
奨学金の貸与を受けた者が死亡・心身障害により奨学金を返還することができなくなったとき奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます（日本育英会法第 23 条第 3 項）。

- ・ 特別貸与奨学金

昭和 33 年の法改正により新設された制度で、特に優秀な学生及び生徒に貸与した奨学金であり、同時に発足した一般貸与奨学金より多い貸与月額を受けられ、一般貸与奨学金相当額を返還すれば、残額の返還が免除されます。ただし、この制度は昭和 59 年度に廃止となりました（昭和 59 年の全部改正以前における旧日本育英会法第 16 条ノ 4）。

(表1) 平成18年度以前の採用者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利率等推移表

(平成15年4月以降)

(平成15年4月から平成22年3月までは、元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間3年超4年以内の金利、平成22年4月以降は、満期一括償還、5年以内の金利)

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
平成15年4月	0.30%	0.3%	—
5月	0.30%	0.3%	—
6月	0.20%	0.2%	—
7月	0.20%	0.2%	—
8月	0.52%	0.5%	0.52% (第4回日本育英会債券)
9月	0.40%	0.4%	—
10月	1.00%	1.0%	—
11月	0.60%	0.6%	—
12月	0.73%	0.8%	0.70% (第5回日本育英会債券)
平成16年1月	0.70%	0.7%	—
2月	0.60%	0.6%	—
3月	0.53%	0.5%	0.64% (第6回日本育英会債券)
4月	0.70%	0.7%	—
5月	0.70%	0.7%	—
6月	0.70%	0.7%	—
7月	0.97%	0.7%	1.18% (第1回日本学生支援債券)
8月	0.80%	0.8%	—
9月	0.90%	0.9%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.70%	0.7%	0.70% (第2回日本学生支援債券)
12月	0.70%	0.7%	—
平成17年1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.62%	0.6%	0.66% (第3回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.58%	0.5%	0.62% (第4回日本学生支援債券)
8月	0.50%	0.5%	—
9月	0.60%	0.6%	—
10月	0.60%	0.6%	—
11月	0.90%	0.8%	0.90% (第5回日本学生支援債券)
12月	0.90%	0.9%	—
平成18年1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.92%	0.9%	0.94% (第6回日本学生支援債券)
3月	1.00%	1.0%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.50%	1.5%	—
7月	1.58%	1.5%	1.62% (第7回日本学生支援債券)
8月	1.40%	1.4%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.49%	1.2%	1.52% (第8回日本学生支援債券)
12月	1.30%	1.3%	—

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利	財投機関債金利
平成19年 1月	1.30%	1.3%	—
2月	1.03%	1.3%	0.90% (第9回日本学生支援債券)
3月	1.30%	1.3%	—
4月	1.30%	1.3%	—
5月	1.30%	1.3%	—
6月	1.30%	1.3%	—
7月	1.44%	1.5%	1.19% (第10回日本学生支援債券)
8月	1.50%	1.5%	—
9月	1.40%	1.4%	—
10月	1.20%	1.2%	—
11月	1.03%	1.3%	0.93% (第11回日本学生支援債券)
12月	1.10%	1.1%	—
平成20年 1月	1.10%	1.1%	—
2月	0.86%	1.0%	0.69% (第12回日本学生支援債券)
3月	0.90%	0.9%	—
4月	0.90%	0.9%	—
5月	0.90%	0.9%	—
6月	1.20%	1.2%	—
7月	1.40%	1.4%	1.08% (第13回日本学生支援債券)
8月	1.30%	1.3%	—
9月	1.10%	1.1%	—
10月	1.10%	1.1%	—
11月	1.00%	1.0%	1.04% (第14回日本学生支援債券)
12月	0.93%	0.9%	—
平成21年 1月	0.90%	0.9%	—
2月	0.80%	0.8%	0.78% (第15回日本学生支援債券)
3月	0.90%	0.9%	—
4月	0.90%	0.9%	—
5月	0.90%	0.9%	—
6月	0.90%	0.9%	—
7月	0.90%	0.9%	0.502% (第16回日本学生支援債券)
8月	0.70%	0.7%	—
9月	0.70%	0.7%	—
10月	0.70%	0.7%	—
11月	0.60%	0.6%	0.498% (第17回日本学生支援債券)
12月	0.60%	0.6%	—
平成22年 1月	0.60%	0.6%	—
2月	0.60%	0.6%	0.317% (第18回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—
6月	0.50%	0.5%	—
7月	0.50%	0.5%	0.251% (第19回日本学生支援債券)
8月	0.40%	0.4%	—
9月	0.40%	0.4%	0.231% (第20回日本学生支援債券)
10月	0.40%	0.4%	—
11月	0.30%	0.3%	0.277% (第21回日本学生支援債券)
12月	0.30%	0.3%	—
平成23年 1月	0.50%	0.5%	—
2月	0.50%	0.6%	0.300% (第22回日本学生支援債券)
3月	0.60%	0.6%	—
4月	0.60%	0.6%	—
5月	0.60%	0.6%	—

年 月	第二種奨学金 貸与利率	財政融資資金 借入金利率	財投機関債金利
平成 23 年 6 月	0.50%	0.5%	—
7 月	0.50%	0.5%	0.240% (第 23 回日本学生支援債券)
8 月	0.50%	0.5%	—
9 月	0.40%	0.4%	0.201% (第 24 回日本学生支援債券)
10 月	0.40%	0.4%	—
11 月	0.40%	0.4%	0.278% (第 25 回日本学生支援債券)
12 月	0.40%	0.4%	—
平成 24 年 1 月	0.40%	0.4%	—
2 月	0.40%	0.4%	0.236% (第 26 回日本学生支援債券)
3 月	0.40%	0.4%	—
4 月	0.40%	0.4%	—
5 月	0.40%	0.4%	—
6 月	0.30%	0.3%	—
7 月	0.30%	0.3%	0.176% (第 27 回日本学生支援債券)
8 月	0.30%	0.3%	—
9 月	0.20%	0.2%	0.151% (第 28 回日本学生支援債券)
10 月	0.30%	0.3%	—
11 月	0.20%	0.2%	0.156% (第 29 回日本学生支援債券)
12 月	0.30%	0.3%	—
平成 25 年 1 月	0.20%	0.2%	—
2 月	0.30%	0.3%	0.150% (第 30 回日本学生支援債券)
3 月	0.20%	0.2%	—
4 月	0.20%	0.2%	—
5 月	0.30%	0.3%	—
6 月	0.30%	0.3%	0.206% (第 31 回日本学生支援債券)
7 月	0.30%	0.3%	—
8 月	0.40%	0.4%	—

- (注) 1. 平成 15 年 3 月 31 日以前に入学し、かつ平成 16 年 3 月 31 日までに採用された奨学生に対する奨学金の貸与利率は、財政融資資金借入利率と同率となります。
2. 平成 20 年 11 月発行の第 14 回日本学生支援債券は、同年 12 月の平成 18 年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てています。
3. 第 13 回日本学生支援債券及び第 15 回～第 31 回日本学生支援債券は、平成 18 年度以前採用者の第二種奨学金の資金に充てていないため、貸与利率へは反映されていません。

(表2) 平成19年度の採用者で当該年度中に貸与終了した者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利	
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間15年超16年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間15年超16年以内、うち据置期間1年以内
平成19年4月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
5月	1.70%	1.30%	1.7%	1.3%
6月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%
7月	1.90%	1.50%	1.9%	1.5%
8月	1.80%	1.40%	1.8%	1.4%
9月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
10月	1.70%	1.20%	1.7%	1.2%
11月	1.60%	1.10%	1.6%	1.1%
12月	1.60%	1.00%	1.6%	1.0%
平成20年1月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%
2月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%
3月	1.50%	0.90%	1.5%	0.9%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間16年うち据置1年)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

(表 3) 平成 19 年度以降の採用者で平成 20 年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政
融資資金借入金利率等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間 14 年超 15 年以内、うち据置期間 1 年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 14 年超 15 年以内、うち据置期間 1 年以内	元金均等償還、半年賦、5 年金利見直しにおける当初 5 年間の金利、借入期間 19 年超 20 年以内、うち据置期間なし
平成 20 年 4 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5 月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6 月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7 月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8 月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9 月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10 月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11 月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12 月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成 21 年 1 月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2 月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3 月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4 月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5 月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6 月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7 月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8 月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9 月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10 月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11 月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成 22 年 1 月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2 月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3 月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4 月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5 月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
6 月	1.37%	0.46%	1.2%	1.5%	0.4%	0.5%
7 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
8 月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
9 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10 月	1.07%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
11 月	1.17%	0.30%	1.0%	1.3%	0.3%	0.3%
12 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成 23 年 1 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
2 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
3 月	1.41%	0.60%	1.3%	1.5%	0.6%	0.6%
4 月	1.47%	0.56%	1.3%	1.6%	0.5%	0.6%
5 月	1.27%	0.50%	1.1%	1.4%	0.5%	0.5%
6 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
7 月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
8 月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
9 月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利率			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成23年10月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
11月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
12月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
平成24年1月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
2月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
3月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
4月	1.22%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
5月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
6月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
8月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
9月	1.08%	0.26%	0.9%	1.2%	0.2%	0.3%
10月	1.03%	0.20%	0.8%	1.2%	0.2%	0.2%
11月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
12月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
平成25年1月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
2月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
3月	1.08%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
4月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
5月	0.79%	0.30%	0.6%	0.9%	0.3%	0.3%
6月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等（期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし）による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利率にそれぞれ対応しています。

〔ご参考 1〕「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利	償還年月日
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%	平成21年9月18日
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%	平成21年9月18日
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%	平成22年3月19日
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%	平成22年9月17日
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%	平成22年9月17日
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%	平成23年3月18日
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%	平成23年9月20日
第8回	平成18年11月6日	400億円	5年	年1.52%	平成23年9月20日
第9回	平成19年2月5日	370億円	2年	年0.90%	平成21年3月19日
第10回	平成19年7月5日	400億円	2年	年1.19%	平成21年9月18日
第11回	平成19年11月6日	400億円	2年	年0.93%	平成21年9月18日
第12回	平成20年2月6日	370億円	2年	年0.69%	平成22年3月19日
第13回	平成20年7月9日	470億円	2年	年1.08%	平成22年9月17日
第14回	平成20年11月28日	400億円	3年	年1.04%	平成23年11月18日
第15回	平成21年2月6日	300億円	2年	年0.78%	平成23年1月20日
第16回	平成21年7月8日	400億円	2年	年0.502%	平成23年6月20日
第17回	平成21年11月9日	400億円	3年	年0.498%	平成24年9月20日
第18回	平成22年2月8日	370億円	2年	年0.317%	平成24年2月20日
第19回	平成22年7月7日	400億円	2年	年0.251%	平成24年7月20日
第20回	平成22年9月15日	400億円	2年	年0.231%	平成24年9月20日
第21回	平成22年11月9日	400億円	3年	年0.277%	平成25年11月20日
第22回	平成23年2月8日	400億円	2年	年0.300%	平成25年2月20日
第23回	平成23年7月7日	400億円	2年	年0.240%	平成25年7月19日
第24回	平成23年9月15日	400億円	2年	年0.201%	平成25年9月20日
第25回	平成23年11月9日	500億円	3年	年0.278%	平成26年11月20日
第26回	平成24年2月8日	400億円	2年	年0.236%	平成26年2月20日
第27回	平成24年7月9日	400億円	2年	年0.176%	平成26年7月18日
第28回	平成24年9月18日	500億円	2年	年0.151%	平成26年9月19日
第29回	平成24年11月7日	500億円	3年	年0.156%	平成27年11月20日
第30回	平成25年2月6日	400億円	2年	年0.150%	平成27年2月20日
第31回	平成25年6月7日	500億円	2年	年0.206%	平成27年6月19日

日本育英会債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利	償還年月日
第1回	平成13年12月5日	100億円	10年	年1.59%	平成23年12月5日
第2回	平成14年10月28日	360億円	5年	年0.50%	平成19年12月20日
第3回	平成15年2月3日	200億円	5年	年0.44%	平成19年12月20日
第4回	平成15年8月5日	300億円	5年	年0.52%	平成20年9月19日
第5回	平成15年12月5日	260億円	5年	年0.70%	平成20年9月19日
第6回	平成16年3月5日	50億円	5年	年0.64%	平成21年3月19日

※ 平成25年8月28日現在、株式会社日本格付研究所（JCR）より AA+、株式会社格付投資情報センター（R&I）より AA の信用格付けを取得しています。

〔ご参考2〕 民間金融機関からの借入の状況

平成21年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（％）	借入日	満期日
平成21年4月21日	55,394	0.77818	平成21年5月13日	平成21年8月7日
平成21年5月22日	68,270	0.72364	平成21年6月9日	平成21年9月9日
平成21年7月22日	97,132	0.65636	平成21年8月7日	平成21年11月9日
平成21年8月24日	115,896	0.57364	平成21年9月9日	平成21年12月9日
平成21年9月16日	55,577	0.57091	平成21年10月7日	平成22年1月6日
平成21年10月21日	97,530	0.49636	平成21年11月9日	平成22年2月8日
平成21年11月20日	98,671	0.38091	平成21年12月9日	平成22年3月9日

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（％）	借入日	利払（満期）日
平成21年12月16日	121,276	0.51182	平成22年1月6日	平成22年4月6日
—	—	0.48308	—	平成22年7月6日
—	—	0.43308	—	平成22年10月6日
—	—	0.41000	—	平成23年1月6日
平成22年1月21日	121,276	0.54727	平成22年2月8日	平成22年5月7日
—	—	0.49923	—	平成22年8月6日
—	—	0.48000	—	平成22年11月8日
—	—	0.44000	—	平成23年2月8日
平成22年2月19日	121,276	0.44636	平成22年3月9日	平成22年6月9日
—	—	0.39000	—	平成22年9月9日
—	—	0.36000	—	平成22年12月9日
—	—	0.34000	—	平成23年3月9日

平成22年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（％）	借入日	満期日
平成22年4月1日	40,700	0.30692	平成22年4月19日	平成22年7月7日
平成22年4月20日	44,197	0.39538	平成22年5月12日	平成22年8月9日
平成22年5月24日	79,749	0.39000	平成22年6月9日	平成22年9月8日
平成22年6月21日	89,900	0.38000	平成22年7月7日	平成22年10月6日
平成22年7月22日	82,185	0.33000	平成22年8月9日	平成22年11月9日
平成22年8月23日	133,081	0.36000	平成22年9月8日	平成22年12月8日
平成22年9月16日	121,000	0.21000	平成22年10月6日	平成23年1月6日
平成22年10月21日	128,000	0.22000	平成22年11月9日	平成23年2月8日
平成22年11月19日	130,000	0.24000	平成22年12月8日	平成23年3月9日

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	利払（満期）日
平成22年12月16日	127,384	0.28000	平成23年1月6日	平成23年4月6日
—	—	0.28000	—	平成23年7月6日
—	—	0.28000	—	平成23年10月6日
—	—	0.27643	—	平成24年1月6日
平成23年1月21日	127,384	0.30000	平成23年2月8日	平成23年5月6日
—	—	0.30000	—	平成23年8月8日
—	—	0.30000	—	平成23年11月8日
—	—	0.29643	—	平成24年2月8日
平成23年2月21日	127,385	0.28000	平成23年3月9日	平成23年6月9日
—	—	0.28000	—	平成23年9月9日
—	—	0.27643	—	平成23年12月9日
—	—	0.27643	—	平成24年3月7日

平成23年度

短期借入金

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	満期日
平成23年4月1日	26,881	0.24000	平成23年4月19日	平成23年7月7日
平成23年4月20日	63,102	0.22000	平成23年5月12日	平成23年8月9日
平成23年5月23日	140,535	0.22000	平成23年6月8日	平成23年9月7日
平成23年6月21日	70,885	0.22000	平成23年7月7日	平成23年10月6日
平成23年7月22日	103,180	0.19857	平成23年8月9日	平成23年11月9日
平成23年8月22日	140,000	0.18643	平成23年9月7日	平成23年12月7日
平成23年9月16日	141,985	0.21643	平成23年10月6日	平成24年1月6日
平成23年10月21日	143,500	0.20643	平成23年11月9日	平成24年2月8日
平成23年11月18日	144,800	0.20643	平成23年12月7日	平成24年3月7日

長期借入金（3ヶ月ごとの金利見直し）

入札実施日	借入金額（百万円）	金利（%）	借入日	利払（満期）日
平成23年12月16日	153,205	0.23643	平成24年1月6日	平成24年4月6日
—	—	0.23615	—	平成24年7月6日
—	—	0.23667	—	平成24年10月6日
—	—	0.22833	—	平成25年1月9日
平成24年1月23日	153,205	0.22643	平成24年2月8日	平成24年5月8日
—	—	0.22615	—	平成24年8月8日
—	—	0.21833	—	平成24年11月8日
—	—	0.20917	—	平成25年2月6日
平成24年2月20日	164,706	0.21643	平成24年3月7日	平成24年6月7日
—	—	0.21615	—	平成24年9月7日
—	—	0.20833	—	平成24年12月7日
—	—	0.19917	—	平成25年3月7日

平成 24 年度
短期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
平成 24 年 4 月 25 日	45,000	0.18615	平成 24 年 5 月 14 日	平成 24 年 8 月 8 日
平成 24 年 5 月 24 日	50,500	0.19615	平成 24 年 6 月 7 日	平成 24 年 9 月 7 日
平成 24 年 6 月 25 日	130,000	0.19667	平成 24 年 7 月 9 日	平成 24 年 10 月 9 日
平成 24 年 7 月 25 日	120,000	0.18833	平成 24 年 8 月 8 日	平成 24 年 11 月 7 日
平成 24 年 8 月 24 日	95,000	0.17833	平成 24 年 9 月 7 日	平成 24 年 12 月 7 日
平成 24 年 9 月 24 日	130,000	0.16833	平成 24 年 10 月 9 日	平成 25 年 1 月 9 日
平成 24 年 10 月 24 日	130,000	0.14917	平成 24 年 11 月 7 日	平成 25 年 2 月 6 日
平成 24 年 11 月 22 日	140,000	0.14917	平成 24 年 12 月 7 日	平成 25 年 3 月 7 日

長期借入金 (3ヶ月ごとの金利見直し)

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	利払 (満期) 日
平成 24 年 12 月 19 日	142,868	0.12917	平成 25 年 1 月 9 日	平成 25 年 4 月 9 日
—	—	0.06667	—	平成 25 年 7 月 9 日
—	—	0.05000	—	平成 25 年 10 月 9 日
—	—	未定	—	平成 26 年 1 月 8 日
平成 25 年 1 月 23 日	142,868	0.10417	平成 25 年 2 月 6 日	平成 25 年 5 月 2 日
—	—	0.04000	—	平成 25 年 8 月 6 日
—	—	0.04000	—	平成 25 年 11 月 6 日
—	—	未定	—	平成 26 年 2 月 6 日
平成 25 年 2 月 21 日	160,869	0.10083	平成 25 年 3 月 7 日	平成 25 年 6 月 7 日
—	—	0.07000	—	平成 25 年 9 月 6 日
—	—	未定	—	平成 25 年 12 月 6 日
—	—	未定	—	平成 26 年 3 月 7 日

平成 25 年度
短期借入金

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	満期日
平成 25 年 4 月 25 日	46,500	0.10000	平成 25 年 5 月 14 日	平成 25 年 8 月 7 日
平成 25 年 5 月 24 日	40,000	0.10000	平成 25 年 6 月 7 日	平成 25 年 9 月 9 日
平成 25 年 6 月 25 日	140,000	0.11000	平成 25 年 7 月 9 日	平成 25 年 10 月 9 日
平成 25 年 7 月 24 日	115,000	0.12000	平成 25 年 8 月 7 日	平成 25 年 11 月 7 日
平成 25 年 8 月 26 日	130,000	未定	平成 25 年 9 月 9 日	平成 25 年 12 月 9 日
平成 25 年 9 月 25 日	未定	未定	平成 25 年 10 月 9 日	平成 26 年 1 月 8 日
平成 25 年 10 月 23 日	未定	未定	平成 25 年 11 月 7 日	平成 26 年 2 月 6 日
平成 25 年 11 月 25 日	未定	未定	平成 25 年 12 月 9 日	平成 26 年 3 月 7 日

長期借入金 (3ヶ月ごとの金利見直し)

入札実施日	借入金額 (百万円)	金利 (%)	借入日	利払 (満期) 日
平成 25 年 12 月 17 日	未定	未定	平成 26 年 1 月 8 日	平成 27 年 1 月 7 日
平成 26 年 1 月 23 日	未定	未定	平成 26 年 2 月 6 日	平成 27 年 2 月 6 日
平成 26 年 2 月 21 日	未定	未定	平成 26 年 3 月 7 日	平成 27 年 3 月 9 日

〔ご参考3〕 第二種奨学金の財政融資資金からの借入金利推移表（平成15年3月以前）

改定年月日	年利	改定年月日	年利	改定年月日	年利
昭和59年2月1日	7.1 (3.0)(%)	平成6年8月17日	4.5 (3.0) (%)	平成11年11月12日	2.0 (2.0) (%)
60年10月11日	6.8 (3.0)	11月16日	4.75 (3.0)	12月17日	2.1 (2.1)
61年2月24日	6.3 (3.0)	7年2月15日	4.65 (3.0)	12年1月28日	2.0 (2.0)
3月31日	6.05 (3.0)	4月7日	4.2 (3.0)	2月16日	1.9 (1.9)
62年3月7日	5.2 (3.0)	5月8日	3.85 (3.0)	3月10日	2.0 (2.0)
5月30日	4.6 (3.0)	6月7日	3.65 (3.0)	4月7日	2.1 (2.1)
8月21日	4.8 (3.0)	7月14日	3.25 (3.0)	5月19日	2.0 (2.0)
10月27日	5.2 (3.0)	10月16日	3.15 (3.0)	6月14日	1.9 (1.9)
63年2月19日	5.0 (3.0)	8年3月15日	3.4 (3.0)	9月8日	2.0 (2.0)
4月30日	4.8 (3.0)	9月11日	3.3 (3.0)	10月12日	2.1 (2.1)
9月13日	5.1 (3.0)	10月9日	3.1 (3.0)	12月13日	2.0 (2.0)
12月30日	4.85 (3.0)	12月11日	3.0 (3.0)	13年1月26日	1.8 (1.8)
平成元年7月28日	5.1 (3.0)	9年1月24日	2.9 (2.9)	2月21日	1.7 (1.7)
12月22日	5.4 (3.0)	3月19日	2.8 (2.8)	3月14日	1.6 (1.6)
2年2月27日	6.2 (3.0)	4月9日	2.7 (2.7)	4月1日	0.6 (0.6)
4月27日	6.7 (3.0)	5月9日	2.6 (2.6)	5月9日	0.6 (0.6)
6月29日	6.4 (3.0)	6月6日	2.9 (2.9)	6月1日	0.5 (0.5)
8月17日	6.7 (3.0)	7月11日	2.8 (2.8)	7月3日	0.4 (0.4)
9月21日	7.3 (3.0)	8月8日	2.7 (2.7)	8月3日	0.5 (0.5)
10月26日	7.9 (3.0)	9月10日	2.5 (2.5)	9月3日	0.5 (0.5)
11月15日	7.2 (3.0)	10月13日	2.4 (2.4)	10月3日	0.5 (0.5)
12月18日	6.9 (3.0)	11月6日	2.2 (2.2)	11月2日	0.5 (0.5)
3年2月1日	6.6 (3.0)	10年1月23日	2.1 (2.1)	12月4日	0.6 (0.6)
7月17日	6.7 (3.0)	2月12日	2.3 (2.3)	14年1月4日	0.5 (0.5)
9月13日	6.3 (3.0)	3月11日	2.1 (2.1)	2月8日	0.7 (0.7)
10月30日	6.0 (3.0)	4月8日	2.0 (2.0)	3月5日	0.7 (0.7)
4年1月29日	5.5 (3.0)	6月10日	1.8 (1.8)	4月2日	0.6 (0.6)
9月28日	5.05 (3.0)	8月14日	1.9 (1.9)	5月8日	0.6 (0.6)
12月24日	4.9 (3.0)	9月11日	1.7 (1.7)	6月3日	0.6 (0.6)
5年2月24日	4.7 (3.0)	10月16日	1.1 (1.1)	7月5日	0.5 (0.5)
3月24日	4.4 (3.0)	12月16日	1.3 (1.3)	8月2日	0.5 (0.5)
6月25日	4.9 (3.0)	11年1月27日	2.2 (2.2)	9月2日	0.4 (0.4)
8月25日	4.6 (3.0)	2月17日	2.1 (2.1)	11月1日	0.3 (0.3)
10月20日	4.3 (3.0)	4月21日	2.0 (2.0)	12月3日	0.4 (0.4)
11月25日	4.1 (3.0)	5月19日	1.7 (1.7)	15年1月6日	0.3 (0.3)
12月22日	3.85 (3.0)	6月11日	1.6 (1.6)	2月13日	0.3 (0.3)
6年1月26日	3.65 (3.0)	7月16日	2.0 (2.0)	3月12日	0.3 (0.3)
3月24日	4.3 (3.0)	9月10日	2.1 (2.1)		
6月17日	4.1 (3.0)	10月14日	1.9 (1.9)		

- (注) 1. 平成12年度までの借入については、元金均等償還、半年賦、貸付期間20年（平成11年度まではうち据置3年、平成12年度からはうち据置4年）の利率が適用されていましたが、平成13年度からは、財政投融资改革により、元金均等償還、半年賦、5年金利見直し19年超20年以内（うち据置期間3年超4年以内）貸付の金利が適用されることとなりました。
2. 「年利」欄の（ ）内は、奨学金の貸与利率です。平成13年度からは、上記1. の5年金利見直しにおける当初5年間の金利が適用されています。
3. 平成12年度までは「資金運用部資金」です。

(表4) 第一種奨学金における政府借入金（一般会計・特別会計）の償還予定表

(単位：千円)

年 度	金 額	年 度	金 額
平成 29 年度	28,512,027	平成 46 年度	98,596,253
30	86,786,557	47	108,328,787
31	82,234,588	48	104,637,269
32	78,715,220	49	91,892,568
33	74,186,429	50	98,228,054
34	73,818,887	51	99,037,432
35	73,892,913	52	81,262,237
36	72,483,472	53	88,163,347
37	71,939,987	54	80,226,481
38	73,251,760	55	71,202,945
39	73,917,858	56	70,445,426
40	76,302,725	57	65,338,990
41	79,379,206	58	65,656,472
42	85,241,409	59	75,913,750
43	86,896,067	60	101,170,403
44	87,398,492	61	446,948
45	89,761,811		

(注) 上表の金額は、昭和57年10月7日以降の借入金の残額及び平成25年度の借入予定分までについての償還予定額（見込）です。

(表5) 第二種奨学金における財政融資資金（平成13年度までは資金運用部資金）の償還予定表

(単位：千円)

年 度	金 額	年 度	金 額
平成 25 年度	426,446,000	平成 36 年度	274,350,000
26	442,606,000	37	241,960,000
27	424,646,000	38	200,900,000
28	396,226,000	39	157,890,000
29	382,040,000	40	118,860,000
30	368,270,000	41	91,580,000
31	349,580,000	42	84,780,000
32	342,100,000	43	67,660,000
33	329,360,000	44	47,520,000
34	314,970,000	45	24,960,000
35	300,680,000		

(注) 上表の金額は、平成5年6月24日以降の借入金の残額及び平成25年度の借入予定分までについての元金償還予定額（見込）です。

【留学生支援事業】

本機構では、留学生交流の推進を図るため、各種の学資金の支給の他、我が国及び諸外国への留学希望者に対する情報提供、日本語教育、日本留学試験等を実施しています。また、国際交流拠点として国際交流会館の設置・運営など留学生の宿舍の整備を行っています。

① 学資の支給

- ・ 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度（平成 24 年度までは「私費外国人留学生学習奨励費給付制度」として実施）
我が国の大学等に在籍する私費留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を給付しています。
- ・ 留学生交流支援制度（短期受入れ）
学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の高等教育機関に在籍している学生を 8 日以上 1 年以内の期間、我が国の大学等に受入れる場合、当該留学生に対し、奨学金を支給しています。
- ・ 留学生交流支援制度（短期派遣）
学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を 8 日以上 1 年以内の期間諸外国の高等教育機関に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金を支給しています。
- ・ 留学生交流支援制度（長期派遣）
諸外国の大学で修士又は博士の学位を取得するために我が国の学生が留学する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金及び授業料（上限あり）を支給しています。
- ・ 国費外国人留学生への奨学金等支給
文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行っています。
- ・ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金等支給
日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系学部を有する大学に招致する韓国人学部留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行っています。

② 外国人留学生に対する宿舍の支援

- ・ 国際交流会館等の設置・運営
外国人留学生等の宿舍として、全国に国際交流会館等を設置しています。入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流、その他国際交流を深めるための各種行事を実施しています。
- ・ 留学生借り上げ宿舍支援事業の実施
留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舍を借り上げること等により外国人留学生に宿舍を提供している大学等を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舍を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舍支援事業（学習奨励費受給者等支援・短期受入れ支援・ホームステイ支援）を実施し、大学等に対し支援金を交付しています。

③ フォローアップ事業

・ 帰国外国人留学生短期研究制度

我が国での留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究（最長 90 日間）を行う機会を提供しています。

・ 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国での留学を終え、現在、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、我が国における留学時の指導教員を最長 10 日間現地に派遣し、研究指導等を実施する機会を提供しています。

・ 外国人留学生ネットワークメールマガジン

帰国外国人留学生等との交流を継続していくため、メールマガジンにより、様々な情報を提供しています。

④ 外国人留学生の就職支援

日本国内での就職を希望する外国人留学生に対し、日本企業への就職に関する情報を提供しています。

⑤ 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、日本留学試験を実施しています。この試験結果は、大学等において外国人留学生の入学選考のために利用されています。

⑥ 日本語予備教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語教育及び基礎教科の教育を行っています。また、日本理解を促進するため、小・中・高・大学生・社会人等各層との交流事業等を行っています。

⑦ 留学情報の提供

・ 海外から日本への留学情報の提供

日本への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行うとともに、アジア 4 都市（ジャカルタ、ソウル、バンコク、クアラルンプール）に海外事務所を設置し、日本への留学に関する情報提供・留学相談を行っています。また、日本の大学等の参加を得て、海外において日本留学フェアを開催しています。

・ 日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行っています。また、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、海外留学フェアを開催しています。

【学生生活支援事業】

本機構では、各大学等が行う様々な学生生活のサポート活動を総合的に支援しています。

① 各種研修事業

大学等の学生支援担当教職員のスキルアップのために、体系的な研修プログラムを開発し、研修会を実施しています。

ア. 学生相談・メンタルヘルス領域

・ 学生相談・メンタルヘルス研修会

大学等において、現代の学生の状況、メンタルヘルスに関する知見等を踏まえ、自校の教育目的に基づき、学内外の関係者と連携・協力しながら、学生の課題解決の支援を実施することができる教職員を養成すること、また、自校の学生相談の充実に貢献することができる教職員を養成することを目的として実施しています。

イ. 就職・キャリア支援領域

・ 就職・キャリア支援研修会 [基礎コース] [専門コース]

学生を取り巻く社会的状況と、キャリアや進路選択に関する現代の学生の特徴を理解し、就職・キャリア支援担当者としての実践力の向上を図ること、また、自校の就職・キャリア支援の取組全体の整備・改善に貢献できる教職員の能力の向上を図ることを目的として実施しています。

ウ. 障害学生支援領域

・ 障害学生支援研修会 [理解・実践プログラム] [応用プログラム]

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成すること、また、自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員を養成することを目的として実施しています。

② 学生生活支援関連情報の収集・提供等の充実

各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するために、学生生活支援に関する有益な活動事例等の情報を収集・分析するとともに、様々な学生生活支援に関する情報の提供を行います。また、各種研修事業等を通じて効果的・効率的な情報収集・提供を図ります。

・ 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、学校側、企業側の双方が一堂に会して情報交換を行うことにより、就職機会の均等の確保並びに、多様な学生に対応した就職指導の充実に資することを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催で、「全国就職指導ガイダンス」を開催しています。

・ 喫緊の課題に対応したセミナーの開催

各大学等における学生生活にかかるリスクの把握と対応に関して、講演及び事例紹介を行うとともに、参加者間での意見交換を行い、各大学等の取組の促進を図ることを目的として実施しています。

③ 障害学生の修学支援事業

大学等において、障害学生の修学環境の整備・充実が図られるよう障害学生の修学支援方策に関する調査研究を行い、障害学生の修学支援に関する様々な情報を提供しています。また、障害学生の修学支援に関する事例研究会等を開催しています。

・ 障害学生支援ネットワーク事業

障害学生修学環境の整備を目指し、障害学生支援に関して、積極的な取組を行っている大学等と連携し、相談・研究促進・理解啓発促進などの事業を実施しています。

・ 障害学生修学支援事例研究会

障害のある学生の修学支援の充実に資するため、障害学生修学支援における課題についてテーマ別に、専門的な見地からの情報を提供します。

個別事例について情報交換を行い、課題解決につなげるための研究会を実施しています。

④ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し学校教育の振興に寄与することを目的とし、各大学等に学割証の配付を行っています。

⑤ 「大学教育・学生支援推進事業」の審査等に関する業務の実施（学生支援推進プログラム及び就職支援推進プログラム）

文部科学省が実施する「大学教育・学生支援推進事業」のうち学生支援推進プログラム及び就職支援推進プログラム等について、当該プログラムの審査等に関する業務を、大学改革推進等補助金における補助事業として実施しています。

(5) 中期目標・中期計画・年度計画について

独立行政法人制度では「中期目標」や「中期計画」といった明確な目標設定が導入されています。

中期目標は、3年から5年を期間として、主務大臣から独立行政法人に示されるものであり、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスの質の向上、財務内容の改善などの事項について定められています。独立行政法人は、この中期目標を達成するため、自ら「中期計画」を作成して主務大臣の認可を受けることとされています。

独立行政法人は、この「中期計画」及び年度ごとの「年度計画」をもとにして毎年度の業務を行います。

① 中期目標

通則法第29条により、文部科学大臣は、3年以上5年以下の期間（本機構においては5年間）において本機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、これを本機構に指示するとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様です。また文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。本機構においては、現在、平成21年4月から平成26年3月までの中期目標期間が定められています。

② 中期計画

通則法第30条により、本機構は、中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとともに、遅滞なくその中期計画を公表しなければならないとされています。これを変更しようとするときも同様です。また文部科学大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされています。本機構においては、現在、平成21年4月から平成26年3月までの中期目標に基づいて定めた中期計画に則り業務を行っています。

③ 年度計画

通則法第31条により、本機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされています。これを変更したときも同様とされています。

中期目標、中期計画及び年度計画につきましては、下記の本機構ホームページをご参照ください。

本機構ホームページ<http://www.jasso.go.jp/jyouhoukoukai/jyohoteikyo_01.html>

(6) 損益構造について

① 勘定について

本機構は、法律により区分して経理し、区分した経理単位ごとに財務諸表を作成することは規定されていませんが、文部科学省令第17条により、第一種奨学金（学資金）の貸与に係る業務、第二種奨学金（学資金）の貸与に係る業務、その他の業務の3つに経理区分して整理することとされています。

② 第一種奨学金、第二種奨学金について

奨学金貸与事業にかかる経理区分については、日本育英会の事業を承継しています。

なお、高等学校及び専修学校高等課程を対象とした奨学金については平成17年度入学者より都道府県に移管されています。

ア. 貸与奨学金の種類

奨学金は特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に無利息で貸与する第一種奨学金と、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に利息付で貸与する第二種奨学金に分かれます。

また、平成16年度より新たに、法科大学院生を対象とした奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）、海外留学を希望する者を対象とした奨学金（第二種奨学金）の制度が創設されました。平成24年度には、家計状況の特に厳しい世帯の学生・生徒を対象として、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願い出により返還期限を猶予する所得連動返還型無利子奨学金制度が創設されました。

イ. 貸与利率

・ 第一種奨学金

政府借入金及び過去に貸与した第一種奨学金の返還者からの回収金を原資として、奨学金の貸与を行います。

第一種奨学金については、国から本機構が受ける政府借入金、本機構から奨学生への貸与金とも無利息となっています。

・ 第二種奨学金

国の財政融資資金からの借入金、財投機関債の発行により調達した資金及び過去に貸与した第二種奨学金の返還者からの回収金等を原資として、奨学金の貸与を行います。

平成18年度以前の採用者については、毎月財務省のホームページに公表される財政融資資金の借入利率が、当該月の奨学金の貸与利率に適用されます。また、貸与する当該月の資金に財投機関債発行により調達した資金を充てる場合、当該財投機関債の利率と財政融資資金の借入利率を加重平均した利率が当該月の奨学金の貸与利率に適用されます。なお、財政融資資金からの借入金の利率、又は加重平均した利率が年3%以上のときは、奨学生への貸与利率は年3%となりますが、年3%未満のときは当該利率を第二種奨学金貸与利率とする旨定められています（機構法施行令第2条及び附則第2条）。

平成19年度以降の採用者については、奨学生は貸与終了後、固定又は変動（5年見

直し)の返還利率により、元利均等方式で返還することになります。

本機構は財政融資資金からの借入金を借入条件に応じて半年賦元金均等で償還することになっています。

ウ. 国からの利子補給金等について

機構法第23条において、政府は毎年度予算の範囲内において、本機構に対し、機構法第13条第1項第1号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができることとされています。この規定に基づき、毎会計年度に概算要求の手続により、利子補給金(政府補給金)及び国庫補助金が予算計上されています。

第一種奨学金においては、本機構による国の一般会計からの借入れ、本機構からの奨学生への貸与ともに無利息で行っており、利子補給金の投入はありません。

一方、第二種奨学金においては、下記の場合には本機構に金利負担が発生するため、その収支差を補う財源を利子補給金として受入れています。

- ・ 本機構が奨学生へ奨学金を貸与している期間及び本機構が奨学生に対して返還の期限を猶予している期間については、それぞれ無利息としているため、当該期間の金利負担が生じます。
- ・ 本機構の財政融資資金からの借入利率が3%を超える場合、第二種奨学金の貸与利率の上限が3%であるため、貸与利率を超える部分についての金利負担が発生します。

また死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費(返還免除補填金)、回収不能債権の償却財源として補填するための経費(回収不能債権補填金)、及び施設・設備の整備に要する経費について国庫補助金として受入れています。

③ 有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直し

本機構では、平成17年12月の財政制度等審議会(財政投融资分科会)での利子補給金の財政負担軽減に係る議論等を踏まえ、平成19年度から、第二種奨学金に係る貸与方法を見直すとともに、資金調達方法を工夫し、在学中の利息負担の軽減及び貸与終了後の金利 mismatches の解消を図りました。

この貸与制度及び資金調達制度の見直しの主なポイントは以下のとおりです。

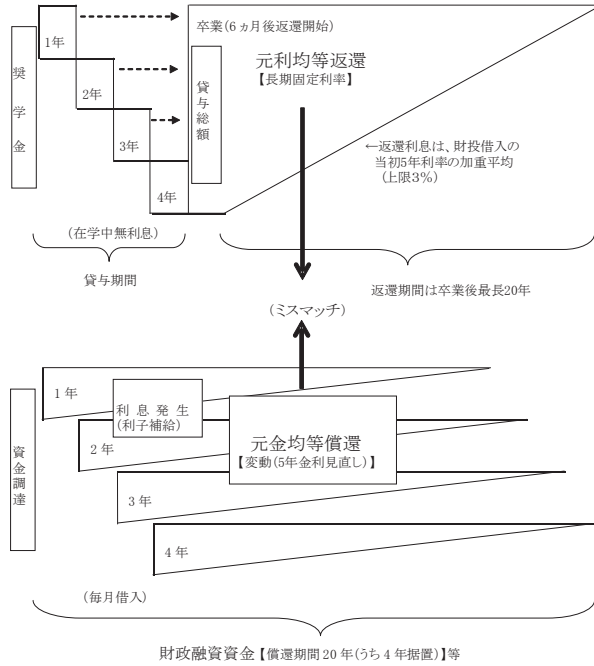
- ・ 貸与期間中(在学中)は無利息で奨学金の貸与が行われ、本機構は国から利子補給金を受けることとなるが、この間の資金を民間資金借入により調達し、奨学生からの返還が開始される貸与期間終了の際に、財政融資資金の長期資金への借換えを実施する。
- ・ 奨学生は、貸与金利について、利率固定方式、利率見直し方式(5年ごとの金利見直し)のいずれかを選択する。
- ・ 奨学生への貸与金利は、平成20年度以降の貸与終了者については、利率固定方式及び5年ごと利率見直し方式におけるそれぞれの「借入期間20年(据置期間なし)と15年(据置期間1年)」(いずれも元金均等償還・半年賦)の財政融資資金借入金利を加重平均した利率を適用する。(平成19年度中の貸与終了者は、利率固定方式及び5年ごと利率見直し方式におけるそれぞれの「借入期間16年(据置期間1年)」(いずれ

も元金均等償還・半年賦) の加重平均利率を適用する。)

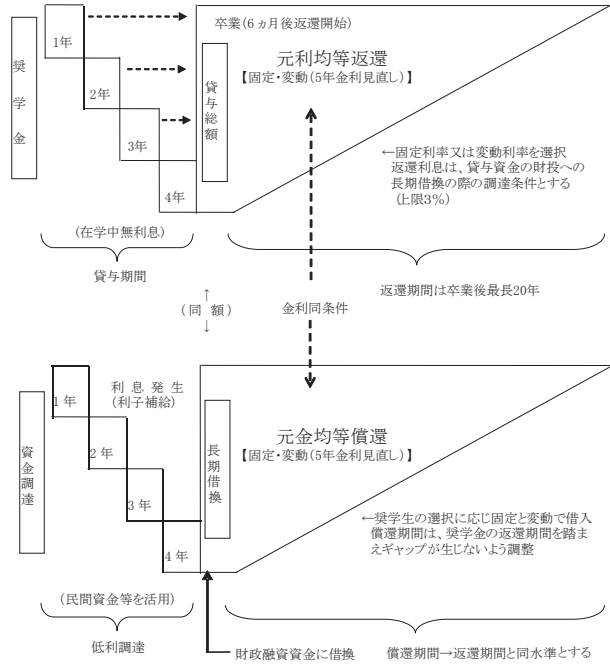
(平成 18 年度以前)

(平成 19 年度以降)

(見直し前)



(見直し後)



④ 貸与奨学金以外の損益構造について

貸与奨学金以外の経費については、その他の業務にかかる経理区分として経理しています。これは、文部科学省・国立大学、留学生関係公益法人から承継した業務及び事業に係る経費、人件費及び管理費から構成されており、国からの運営費交付金及び自己収入等で賄われています（通則法第 46 条）。

なお、独立行政法人は、企業会計的な損益計算を行いますが、公共的な業務を行い、利益獲得を目的としないことから、その利益処分にあたっては、文部科学省独立行政法人評価委員会において、法人の経営努力により生じたものとされた額を予め中期計画に定められた用途に使用することができるとともに、それ以外の額を積立金として処理し、中期計画の末において個別法に基づいて整理することとされています（通則法第 44 条、同第 30 条）。

一方で、損失が生じた場合には、法人の長の責で対応を図る制度となっています。

本機構が受入れた運営費交付金及び補助金等の金額

(単位：千円)

年 度	運営費交付金	利子補給金	国庫補助金	高等学校等 奨学金事業交付金
平成 20 年度	19,288,638	18,681,058	5,322,560	29,138,939
平成 21 年度	26,172,104	20,820,041	8,876,463	28,091,578
平成 22 年度	17,839,196	15,450,520	8,275,808	27,044,217
平成 23 年度	15,755,180	14,181,889	9,142,123	24,044,217
平成 24 年度	14,802,368	2,948,947	10,372,177	20,036,613

(7) 平成 25 年度予算について (概要)

○総予算額 1,257,970 百万円 (59,828 百万円増)

(収 入)

一般会計	133,140 百万円 (13,970 百万円減)
うち、運営費交付金	13,922 百万円 (1,197 百万円減)
返還金等	78,654 百万円 (50,191 百万円増)
財政融資資金	860,500 百万円 (22,200 百万円増)
財投機関債	180,000 百万円 (0 百万円増)
自己収入	5,676 百万円 (1,406 百万円増)

(支 出)

1. 日本人学生への奨学金貸与事業	1,239,409 百万円 (60,435 百万円増)
●無利子貸与事業	291,164 百万円 (14,429 百万円増)
42 万 6 千人 (2 万 7 千人増) <大学・大学院等分>	
●有利子貸与事業	907,004 百万円 (57,424 百万円増)
101 万 7 千人 (6 万 1 千人増)	
●育英資金返還免除等補助金・利子補給金	21,515 百万円 (5,565 百万円減)
●高等学校等奨学金事業交付金	13,465 百万円 (6,572 百万円減)
○奨学金貸与事業に係る経費	6,261 百万円 (720 百万円増)
奨学金事業の健全性確保 (内数)	2,374 百万円 (438 百万円増)
住所不明者に対する住所調査の強化	
中長期延滞債権に係る更なる回収強化	
初期延滞債権に係る回収強化	
コールセンター運営 等	
2. 留学生支援事業	13,160 百万円 (134 百万円減)
○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付事業	6,387 百万円 (336 百万円減)
学部	H24 : 7,697 人 ⇒ H25 : 7,311 人 (386 人減)
大学院	H24 : 2,935 人 ⇒ H25 : 2,789 人 (146 人減)
●留学交流支援事業費補助金	5,225 百万円 (97 百万円減)
派遣分	
長期派遣 (1 年以上)	H24 : 200 人 ⇒ H25 : 200 人 (前同)
短期派遣 (1 年以内)	H24 : 8,580 人 ⇒ H25 : 10,000 人 (1,420 人増)
受入れ分	
短期受入れ (1 年以内)	H24 : 7,740 人 ⇒ H25 : 5,000 人 (2,740 人減)

○留学生交流事業	1,549 百万円 (299 百万円増)
留学生に対する学資金支給経費	
留学生宿舍等の設置及び運営	
日本留学試験の実施	
留学生に対する日本語教育	
外国人留学生のための就職支援	
留学生宿舍設置者等に対する助成金支給	
留学生交流推進事業	等
3. 学生生活支援事業	76 百万円 (2 百万円減)
○学生支援業務関連研修及び情報等収集提供	48 百万円 (2 百万円減)
○学生の修学環境整備のための調査研究	29 百万円 (0 百万円減)
4. その他	5,325 百万円 (471 百万円減)
○人件費・一般管理費	5,325 百万円 (471 百万円減)
(注) ●は、運営費交付金対象外予算、()内は各事業における対前年度増減です。	
計数は四捨五入の関係で一致しないことがあります。	

4 関係会社の状況

該当事項はありません。

5 役職員の状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
役員	7 (1) 人	7 (1) 人	7 (1) 人
職員	491 人	489 人	487 人
計	498 (1) 人	496 (1) 人	494 (1) 人

(注) ()内は、非常勤役員数で内数です。

第2 事業の状況

1 業績等の概要

【奨学金貸与事業】

(1) 平成24年度の事業の実施状況について

① 奨学金の貸与

ア. 平成24年度の貸与実績（人数）のうち新規貸与人員は44万9千人で、内訳は第一種奨学生が14万3千人（平成23年度比3.1%増）、第二種奨学生が30万6千人（同比2.5%減）です。また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は4千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は1千人となっています。

平成22年度～平成24年度における奨学金の貸与状況

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
[人員]	人	人	人	人	人	人
第一種奨学金	357,694	362,019	377,334	379,195	383,338	402,092
(構成比)	(29.6%)	(29.4%)	(29.4%)	(29.4%)	(28.6%)	(30.5%)
新規	—	118,717	—	138,349	—	142,696
継続	—	243,302	—	240,846	—	259,396
第二種奨学金	849,740	869,359	907,250	910,434	955,963	916,860
(構成比)	(70.4%)	(70.6%)	(70.6%)	(70.6%)	(71.4%)	(69.5%)
新規	—	308,796	—	314,137	—	306,456
継続	—	560,563	—	596,297	—	610,404
計	1,207,434	1,231,378	1,284,584	1,289,629	1,339,301	1,318,952
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
新規	—	427,513	—	452,486	—	449,152
継続	—	803,865	—	837,143	—	869,800
[金額]	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第一種奨学金	254,909,598	252,689,691	263,128,950	256,451,465	276,735,300	267,603,644
(構成比)	(25.4%)	(25.0%)	(24.3%)	(24.2%)	(24.6%)	(24.7%)
第二種奨学金	750,569,500	759,125,660	818,452,480	802,137,290	849,579,991	813,914,940
(構成比)	(74.6%)	(75.0%)	(75.7%)	(75.8%)	(75.4%)	(75.3%)
計	1,005,479,098	1,011,815,351	1,081,581,430	1,058,588,755	1,126,315,291	1,081,518,584
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

(注) 1. 上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金

(平成22年度27,044,217千円、平成23年度24,044,217千円、平成24年度20,036,613千円)があります。

2. 平成22年度における第二種奨学金は、奨学生適格者が計画を上回ったため、貸付回収金の増収分等を充当しました。

イ. 平成 22 年度～平成 24 年度における奨学金財源（補正予算分含む）の内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
第一種奨学金	一般会計借入金 （構成比）	70,314,129 (27.8%)	74,026,917 (28.9%)	75,784,201 (28.3%)
	東日本大震災復興特別会計借入金 （構成比）	— —	— —	3,354,291 (1.3%)
	回収金充当額 （構成比）	182,375,562 (72.2%)	182,424,548 (71.1%)	188,465,152 (70.4%)
	計 （構成比）	252,689,691 (100.0%)	256,451,465 (100.0%)	267,603,644 (100.0%)
第二種奨学金	財政融資資金借入金 （構成比）	724,000,000 (95.4%)	757,300,000 (94.4%)	820,300,000 (100.8%)
	日本学生支援債券 （構成比）	160,000,000 (21.1%)	170,000,000 (21.2%)	180,000,000 (22.1%)
	民間借入金 （構成比）	382,153,000 (50.3%)	471,116,000 (58.7%)	446,605,000 (54.9%)
	回収金等充当額 （構成比）	254,016,660 (33.5%)	276,730,290 (34.5%)	357,621,940 (43.9%)
	財政融資資金等償還 （構成比）	△761,044,000 (△100.3%)	△873,009,000 (△108.8%)	△990,612,000 (△121.7%)
	計 （構成比）	759,125,660 (100.0%)	802,137,290 (100.0%)	813,914,940 (100.0%)
合 計		1,011,815,351	1,058,588,755	1,081,518,584

（注）上表の他に第一種奨学金として各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金事業交付金（平成 22 年度 27,044,217 千円、平成 23 年度 24,044,217 千円、平成 24 年度 20,036,613 千円）があります。

② 奨学生の補導

ア. 奨学生の適格性の審査

平成 24 年度は、奨学生としての適格性の維持向上を図るため、奨学生が在学する学校に対し、「適格認定報告」等の提出を求め、奨学規程等の規定に照らして適格性に問題がある者 69,012 人（第一種奨学生 13,037 人（対象奨学生の 4.8%）、第二種奨学生 55,975 人（対象奨学生の 8.5%））について、廃止、停止、警告又は激励の処置を行っています。処置の内容については、以下のとおりです。

- i. 廃止・・・奨学生の資格を失わせること。
- ii. 停止・・・1 年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止すること。
ただし、当該停止期間を経過した後さらに 1 年以内で学校長が定める期

間、停止を延長することがある。

iii. 警告・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回適格認定時以後に奨学金の交付を停止し又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導すること。

iv. 激励・・・奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するよう激励又は指導すること。

また、平成 21 年度から、借り過ぎ防止及び返還意識の涵養を図るため、貸与中の貸与月額が奨学生の経済状況から見て適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう、当該奨学生への指導を学校長へ依頼しています。

イ. 新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設しています。

③ 機関保証制度の運用

ア. 平成 24 年度の機関保証制度への加入者は 21 万 9 千人で、内訳は第一種奨学生が 5 万 9 千人（対象奨学生の 42.1%）、第二種奨学生が 16 万人（対象奨学生の 48.7%）です。

平成 22 年度～平成 24 年度における機関保証制度への加入状況

区 分	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)	奨学生採用件数 (A) (件)	加入者数 (B) (件)	(B) / (A)
第一種奨学金	118,637	47,884	40.4%	138,622	57,081	41.2%	141,110	59,349	42.1%
第二種奨学金	323,801	153,774	47.5%	334,084	162,185	48.5%	327,705	159,566	48.7%
計	442,438	201,658	45.6%	472,706	219,266	46.4%	468,815	218,915	46.7%

イ. 機関保証制度加入者の返還が延滞した場合、一定期間の督促後、本機構からの請求に基づき保証機関が奨学生であった者に代わり奨学金の残額を一括で返済します（代位弁済）。平成 24 年度の代位弁済件数は 4,227 件となっています。

平成 22 年度～平成 24 年度における代位弁済状況

区 分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
第一種奨学金	629	801,468,508	697	1,030,846,657	743	1,094,552,273
第二種奨学金	2,753	4,993,494,151	3,202	6,322,185,682	3,484	7,297,130,928
計	3,382	5,794,962,659	3,899	7,353,032,339	4,227	8,391,683,201

④ 奨学金の回収

ア. 回収及び貸与債権の状況

返還金の回収及び貸与債権の状況における平成 24 年度実績は別表「回収の状況」、「貸与債権の状況」のとおりとなりました。

なおここで、要返還債権とは貸付金債権の総額から現在貸与中の奨学生及び返還免除予定者に係る猶予中の債権を除いた債権であり、また要返還額とは要返還債権のうち返還期日が到来している債権額です（従って、要返還額には病気、災害、進学等を理由とする猶予中の債権を含みません）。本説明書中、以降の説明においても同様です。

- i. 平成 24 年度の回収状況は、返還を要する人員 323 万人のうち 33 万人（10.3%）が返還の履行を怠り、その結果、要返還額 5,155 億円のうち 925 億円（17.9%）は未回収となりました。（別表「回収の状況」）
- ii. 平成 24 年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金あわせて貸与金残高 7 兆 7,656 億円で、このうち要返還債権の額は 5 兆 2,547 億円となりました。要返還債権のうち 3 月以上延滞債権額は 2,682 億円、6 月以上の延滞債権額に限っても 2,212 億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合は 3 月以上が 5.1% で、6 月以上が 4.2% です。（別表「貸与債権の状況」）

なお、延滞債権の整理としては、3 月以上延滞債権として延滞年数による管理を行っていますが、その他に現在の返還者の状況（病気による猶予、災害による猶予、上級校に進学したための猶予、債務整理中である等）を把握することにより、返還者の状況に合わせた効率的かつ効果的な返還指導ができるような債権の整理を進めています。

(別表) 回収の状況

(単位：千人、億円)

区 分		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	1,315	2,207	1,324	2,245	1,341	2,306
	うち返還	(86.5) 1,137	(75.8) 1,673	(87.8) 1,162	(76.9) 1,726	(88.5) 1,187	(77.5) 1,787
	うち未返還	(13.5) 178	(24.2) 534	(12.2) 162	(23.1) 518	(11.5) 154	(22.5) 520
	繰上返還額	—	284	—	274	—	267
第二種奨学金	要返還 (期日到来分のみ)	1,505	2,177	1,690	2,494	1,888	2,849
	うち返還	(89.2) 1,342	(85.4) 1,859	(90.0) 1,522	(85.6) 2,136	(90.5) 1,708	(85.8) 2,444
	うち未返還	(10.8) 163	(14.6) 317	(10.0) 169	(14.4) 358	(9.5) 180	(14.2) 405
	繰上返還額	—	750	—	913	—	1,085
合計	要返還 (期日到来分のみ)	2,820	4,384	3,014	4,738	3,229	5,155
	うち返還	(87.9) 2,479	(80.6) 3,532	(89.0) 2,683	(81.5) 3,862	(89.7) 2,895	(82.1) 4,230
	うち未返還	(12.1) 341	(19.4) 852	(11.0) 331	(18.5) 876	(10.3) 334	(17.9) 925
	繰上返還額	—	1,034	—	1,187	—	1,352

(注) 1. 上段の括弧内の数字は、要返還（期日到来分のみ）に対する割合を示しています。（単位：％）

2. 人員は、実人員です。

3. 人員・金額ともに四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

(別表) 貸与債権の状況

(単位：千人、億円)

区 分		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
第一種 奨学金	貸与残高	1,953	24,077	1,969	24,304	1,996	24,607
	内要返還債権	1,345	16,467	1,351	16,803	1,367	17,024
	内 3 月以上 延滞債権	126	1,082	113	1,012	107	964
	内 6 月以上 延滞債権	116	956	104	896	99	863
第二種 奨学金	貸与残高	2,494	43,499	2,734	48,456	2,952	53,048
	内要返還債権	1,575	27,712	1,766	31,401	1,967	35,522
	内 3 月以上 延滞債権	82	1,577	84	1,636	87	1,718
	内 6 月以上 延滞債権	65	1,234	67	1,284	70	1,349
合 計	貸与残高	4,447	67,576	4,703	72,760	4,948	77,656
	内要返還債権	2,920	44,179	3,117	48,204	3,334	52,547
	内 3 月以上 延滞債権	(7.1)	(6.0)	(6.3)	(5.5)	(5.8)	(5.1)
	内 6 月以上 延滞債権	208	2,660	197	2,647	194	2,682
	内 6 月以上 延滞債権	(6.2)	(5.0)	(5.5)	(4.5)	(5.1)	(4.2)

(注) 1. 合計欄の括弧内数字は、要返還債権に対する割合です。(単位：%)

2. 人員・金額とも四捨五入しているため、合計欄の計数は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

イ. 回収の方策と促進策の実施

以上の結果を踏まえ、本機構ではこうした状況を改善すべく、以下のとおり、延滞している返還金の早期回収を図るとともに、延滞を未然に防ぐ諸施策を講じ、要返還額に対する返還額の比率（以下「回収率」という。）の向上に努めました。

i. リレー口座による回収

回収率の向上と回収業務の効率化のため導入したリレー口座制度については平成 24 年度末現在、加入者数 339 万人、加入率は加入対象者 351 万 3 千人の 96.5%に達しました。また、10 月より返還が始まる新規返還開始者の加入率は 99.8%となりました。

リレー口座加入状況

区 分	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計
加入対象者数 (件)	(76,256) 1,448,708	(160,114) 1,617,407	(236,370) 3,066,115	(81,696) 1,467,683	(164,853) 1,816,868	(246,549) 3,284,551	(79,632) 1,485,887	(181,888) 2,027,227	(261,520) 3,513,114
加入者数 (件)	(76,165) 1,344,058	(159,799) 1,551,051	(235,964) 2,895,109	(81,596) 1,387,085	(164,476) 1,756,484	(246,072) 3,143,569	(79,531) 1,420,009	(181,435) 1,970,475	(260,966) 3,390,484
口座加入率 (%)	(99.9) 92.8	(99.8) 95.9	(99.8) 94.4	(99.9) 94.5	(99.8) 96.7	(99.8) 95.7	(99.9) 95.6	(99.8) 97.2	(99.8) 96.5

(注) () 内は新規返還開始者の数値(内数)です。

ii. 払込通知書による請求等

平成 24 年度末現在、要返還者のうち、リレー口座未加入の無延滞者全員（第一種奨学生 3 万 6 千人（平成 23 年度 6 万人、前年度比 39.7%減）、第二種奨学生 4 万 7 千人（同 4 万 7 千人、同比 0.7%減）、計 8 万 3 千人（同 10 万 7 千人、同比 22.7%減））に対して、払込通知書を本人が指定する期日（年 1 回、主として 6 月又は 12 月）に発送し、請求を行いました。また、延滞者（リレー口座加入者を含む）全員（第一種奨学生 15 万 4 千人（同 16 万 2 千人、同比 4.5%減）、第二種奨学生 18 万人（同 16 万 9 千人、同比 6.4%増）、計 33 万 4 千人（同 33 万 1 千人、同比 1.0%増））に対して、払込通知書及び督促状（第一種奨学生 52 万 4 千件（同 54 万 8 千件、同比 4.5%減）、第二種奨学生 40 万 9 千件（同 34 万 4 千件、同比 18.9%減）、計 93 万 3 千件（同 89 万 3 千件、同比 4.5%減））を発送しました。そのうち、60 万 2 千件（同 59 万 8 千件、同比 0.6%増）については、連帯保証人及び保証人に延滞解消を促す文書を発送しました。

iii. 督促架電の強化及び回収委託による早期回収の促進

平成 13 年度から延滞の早期解消に効果的な夜間・休日の督促架電を外部業者に委託し実施してきました。平成 24 年度においても引き続きその効果を確認しつつ量的にも拡大し、以下のように実施しました。

1. リレー口座振替不能者（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月 計 130 万 2 千件）に対して、延滞の早期解消及び長期化をさせないことを目的として督促架電を行いました。
2. 延滞解消を目的として、延滞 6 月、8 月、10 月、12 月及び機関保証の延滞 6 月未満の返還者に対し、平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月に計 2 万 7 千件、リレー口座加入者のうち長期振替不能者に対して、平成 24 年 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、12 月、平成 25 年 2 月、3 月に計 11 万 3 千件、新規返還者かつ猶予切れ返還者でリレー口座未加入の延滞者に対し、平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月に計 3 万件、払込通知書による返還者に対し、平成 24 年 4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、12 月、平成 25 年 2 月、3 月に計 3 万 6 千件に督促架電を行いました。

また、延滞者に対して早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 月以上 9 月未満の返還者について 7 万 5 千件の債権回収委託を実施しました。このうち委託開始から 5 ヶ月経過した者で、入金はあるが延滞が解消していない 8 千件については、継続して回収委託を実施しました。

延滞期間が中長期となっている延滞 3 年以上 8 年未満（委託時）の返還者については、平成 24 年 2 月から回収委託を実施しているもののうち 1 万 4 千件について平成 25 年 2 月まで回収委託を実施しました。また、平成 24 年 8 月から 1 万 1 千件、平成 25 年 2 月から 9 千件について、それぞれ回収委託を実施しています。なお、これまでに回収委託を実施し委託期間中に入金はあるが延滞解消していない 9 千件については、継続して回収委託を実施しました。

iv. 連帯保証人、保証人に対する請求の早期化

平成 16 年 4 月から奨学生採用の時点で連帯保証人の「印鑑証明書」の提出を、また、貸与終了の返還誓約書提出時に連帯保証人の「収入に関する証明書」及び「印鑑証明書」と保証人の「印鑑証明書」提出を義務付けてきましたが、平成 22 年度採用者から、返還誓約書の提出時期を採用時に早めました。

また、従来、延滞 1 年以上の延滞者に対して実施してきた連帯保証人、保証人に対する請求を、平成 20 年度以降、延滞 1 月後に連帯保証人へ、延滞 2 月後に保証人へ督促を実施し、連帯保証人、保証人に対する請求の早期化を図っています。

v. 法的手続きによる回収

平成 24 年度においては、督促を重ねても返還に応じない延滞 9 月以上で特に必要と認められる者 13,965 件に対して「支払督促申立予告」を実施しました。9,583 件に対しては「支払督促申立」を行い、2,459 件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行いました。すでに債務名義を取得した者のうち 3,147 件に対しては「強制執行予告」を行い、457 件に対して「強制執行申立」、326 件に対して「強制執行」を行いました。

vi. 住所調査

平成 24 年度において、返還者等に対して発送したリレー口座関係書類や請求書等が返戻となった件数は、209,005 件でした。延滞の長期化を防ぐため、延滞している者について優先して、その連帯保証人及び市町村役場等を通じて住所確認調査を行いました。その結果、128,267 件の住所が判明し、平成 24 年度末において、延滞者のうち住所調査が必要な者は、10,159 件でした。

vii. 返還説明会の実施

卒業を控えた奨学生に対し返還意識の涵養と返還手続きの周知のための返還説明会を大学、短大、高専、専修学校において、10 月中旬～12 月中旬の間に実施しています。このうち、延滞率の高い又は延滞者の多い学校、返還誓約書未提出率の高い学校という点に重きをおき、学校を選定し、直接本機構の職員が訪問して、返還説明会を実施しています。職員が訪問できない学校については、学校の奨学金担当者に返還説明会用ビデオ等を使用した説明会の実施を依頼しています。平成 24 年度に返還説明会を実施した学校は 2,840 校であり、これは卒業予定奨学生が在学する 3,469 校の 81.9% にあたります。このうち本機構職員を派遣した学校は 297 校で、残りの 2,543 校は学校独自で開催しました。また、返還説明会を実施しなかった学校については、奨学生に対して個別の返還説明を行いました。

viii. 学校長宛延滞防止通知の発送

高等学校及び専修学校を除くすべての学校の学校長宛(平成 14 年度から新たに専修学校も対象としました。)に、在学中から返還意識涵養と学生に対する指導を目的として、卒業奨学生の前年度末の延滞者数及び延滞率を通知し、卒業予定の奨学生に対する入念な指導をお願いしました。

ix. 返還開始のお知らせの送付

前年度 3 月に大学院、大学、短大、高専を卒業した奨学生並びに年度途中の貸与終了者に対し、奨学金返還の重要性を徹底し、奨学金返還及び社会還元を意識涵養を図るため、また各種願書・届出書に関する手続きの周知を目的としたお知らせを出身学校長及び機構理事長連名により送付しました。

x. 「返還のてびき」の配付

奨学金貸与終了時に、奨学生が本機構に対して提出する返還誓約書（奨学金借用証書）に関する記入上の注意事項、並びに返還の方法及び返還免除関係等の諸手続きを記載した「返還のてびき」を学校を通じて奨学生に配付しました。

xi. 個人情報情報機関の活用

個人情報情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに返還期限猶予若しくは減額返還の制度を周知することによって延滞の抑制を図りました。

文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が 3 月以上となった者については、平成 22 年 4 月から個人情報情報機関への登録を開始し、平成 24 年度は 9,871 件の情報を登録しました。

ウ. 返還期限猶予・減額返還

本機構は、奨学金の貸与を受けた者が災害又は傷病により奨学金を返還することが困難となったとき又はその他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができます（機構法第 15 条第 2 項）。返還期限猶予には大きく分けて、大学・大学院等に在学中の事由による場合に適用される「在学猶予」と災害・傷病等の事由による場合に適用される「一般猶予」があります。猶予期限は、事由により異なりますが、在学猶予は学校に在籍している間、一般猶予のうち災害・傷病・生活保護・大学学校在学・産前産後休業及び育児休業、及び海外派遣の場合はその事由が続いている間（災害は当該事由の原因となる災害の発生から 5 年が限度）、経済困難等の事由による場合は原則として通算 5 年が限度となります。

また、経済的理由により返還困難である者への更なる負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について一定の要件を満たすことで、一定期間の割賦金額の減額（返還期間の延長）を認める「減額返還制度」を平成 23 年 1 月に創設・運用を開始し、平成 24 年度は 10,664 件を承認しました。

返還期限猶予状況

(単位：人)

区 分	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度			
	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	第一種	第二種	計	
在学猶予	42,992	93,284	136,276	41,908	99,065	140,973	38,772	103,827	142,599	
一 般 猶 予	病氣中	4,598	3,737	8,335	4,440	4,003	8,443	4,477	4,493	8,970
	災害	50	51	101	1,131	1,682	2,813	502	621	1,123
	生活保護	1,355	737	2,092	2,122	1,721	3,843	2,396	2,217	4,613
	入学準備中	399	665	1,064	384	722	1,106	249	578	827
	経済困難・ 失業中等	34,320	45,580	79,900	36,074	56,083	92,157	36,436	62,969	99,405
計	83,714	144,054	227,768	86,059	163,276	249,335	82,832	174,705	257,537	

エ. 返還免除

奨学金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができます。また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部が免除されます。なお、大学院奨学生を対象とした教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還特別免除制度は、平成 16 年度以降の採用者から廃止となりました。

これらの措置により、平成 24 年度において返還を免除した額は、第一種奨学金 311 億 1,822 万円、第二種奨学金 14 億 8,733 万円、計 326 億 555 万円でした。

オ. 回収不能債権の処理

本機構では、奨学生であった者が行方不明又は破産等により資力喪失の状態にあり、かつ将来も資力を回復する見込がなく、連帯保証人及び保証人が死亡、行方不明又は強制執行・破産等の理由により、著しく返還困難と認められたときに、返還されるべき金額の全額又は残額について、回収不能債権と認定し、償却を行っています。償却財源については、平成 8 年度から国庫補助金が投入されています。この条件により償却された債権は、平成 24 年度においては、第一種奨学金について 1,253 件、7 億 5,090 万円（平成 23 年度 7,397 件、27 億 2,824 万円）、第二種奨学金について 249 件、3 億 4,972 万円（同 338 件、3 億 9,887 万円）となりました。

カ. 報奨金

本機構は、第一種奨学金を貸与された者が最終の割賦金の返還期日の 4 年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき 5%の割合で計算した金額を報奨金として支払うことができます（文部科学省令附則第 6 条）。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して 7 年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上

返還したこととなる割賦金の金額につき3%の割合で計算した金額となります。平成24年度では、8億9,067万円（平成23年度11億4,981万円）の報奨金支払を行いました。

なお、平成17年度採用者から報奨金制度は廃止されました。また、第二種奨学金には、報奨金制度はありません。

⑤ 学生支援寄附金

本機構への寄附金は、奨学生であった方や一般の篤志家からのものです。そのうち学生支援寄附金については、平成24年度は1億678万円（平成23年度1億7,789万円）を受入れました。なお、本機構への寄附金は、個人・法人とも税法上の優遇措置が認められています。

(2) 借入金の借入先及び借入金額の状況

① 一般会計からの借入金

平成24年度では、第一種奨学金の原資として、国の一般会計から757億8,420万円の借入れを行いました。一方、平成23年度に行った第一種奨学金の返還免除に伴う借入金の償還免除が310億2,232万円行われました。この結果、平成24年度末の借入金残高は2兆5,124億8,456万円となり、平成23年度末の借入金残高2兆4,677億2,268万円に比べ447億6,188万円の増となりました。

② 特別会計からの借入金

平成24年度より、第一種奨学金（東日本大震災復興特別会計分）の原資として、国の特別会計から37億6,820万円の借入れを行いました。この結果、平成24年度末の借入金残高は、37億6,820万円となりました。

③ 財政融資資金からの借入金

平成24年度では、第二種奨学金の原資として496億円、貸与終了に伴う借換分として7,707億円の借入を行いました。この結果、平成24年度末の借入金残高は、4兆5,268億8,400万円（借入総額6兆1,440億1,800万円、償還総額1兆6,171億3,400万円）となり、平成23年度末の借入金残高4兆660億8,000万円に比べ、4,608億400万円の増となりました。

④ 日本学生支援債券による資金調達

平成24年度では、第二種奨学金の原資として1,800億円を発行しました。この結果、平成24年度末の発行残高は、3,900億円（発行総額1兆2,910億円、償還総額9,010億円）となり、平成23年度末の発行残高3,700億円に比べ、200億円の増となりました。

⑤ 民間金融機関からの借入金

・ 貸与期間中の資金調達

平成19年度新規採用者から、第二種奨学金の原資に充当するため、借入期間約3ヶ月の短期借入及び借入期間約1年の長期借入を実施しています。平成24年度末の借入金残高は、4,466億500万円でした。

(3) 運営費交付金の状況

運営費交付金は、国が独立行政法人に対して負託した業務を運営するために交付されるものです。本機構の業務運営に要する経費に充てるため、平成 24 年度では 148 億 237 万円の運営費交付金の交付を受けました。

(4) 国庫補助金等の状況

① 国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種奨学金にかかる債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、平成 24 年度では 50 億 4,037 万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けました。

② 利子補給金

財政融資資金の借入等に係る利子支払いのため、平成 24 年度では、国の一般会計から 29 億 4,895 万円の育英資金利子補給金の交付を受け、平成 23 年度の交付額 141 億 8,189 万円に比べ 112 億 3,294 万円の減となりました。

【留学生支援事業】

(1) 学資の支給と援助

① 私費外国人留学生学習奨励費給付制度

我が国の大学等に在籍する私費留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金（平成 24 年度単価 大学院レベル：月額 65,000 円、学部レベル：月額 48,000 円）を給付しました。平成 24 年度の採用者は、12,155 名でした。

② 留学生交流支援制度（短期受入れ）

我が国の大学等が、学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、3 か月以上 1 年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 24 年度の採用者は 1,504 名でした。

③ 留学生交流支援制度（短期派遣）

我が国の大学等に在籍している学生を 3 か月以上 1 年以内の期間諸外国の大学等に派遣した場合、当該派遣留学生に対し、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 24 年度の採用者は 2,488 名でした。

④ 留学生交流支援制度（ショートステイ・ショートビジット）

我が国の大学等が諸外国の大学等に在籍している学生を 3 か月未満の期間受入れた場合、及び我が国の大学等に在籍している学生を、3 か月未満の期間、諸外国の大学等に派遣する場合、当該学生に対して、奨学金月額 80,000 円を支給しました。平成 24 年度の採用実績は受入れ・派遣の双方向プログラムで 118 大学等 326 プログラム（受入れ採用人数 4,230 人、派遣採用人数 4,638 人）、受入れプログラムで 105 大学等 169 プログラム（受入れ採用人数 3,528 人）、派遣プログラムで 137 大学等 273 プログラム（派遣採用人数 6,683 人）、重点政策枠（グローバル人材育成推進事業、大学の世界展開力強化事業）で 37

大学等 44 プログラム（派遣採用人数 3,227 人）でした。

⑤ 留学生交流支援制度（長期派遣）

諸外国の大学で修士又は博士の学位を取得するために我が国の学生が留学する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金月額（89,000 円～148,000 円）及び授業料（実費、上限あり）を支給しました。平成 24 年度の採用者は 91 名でした。

⑥ 国費外国人留学生への奨学金等支給

文部科学省が選抜した留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行いました。

⑦ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金等支給

日本政府と韓国政府の共同事業として日本の理工系学部を有する大学に招致する韓国人学部留学生に対し、奨学金等を支給する業務を行いました。

⑧ 日韓大学生交流事業（21 世紀東アジア青少年大交流計画奨学金（韓国））

「21 世紀東アジア青少年大交流計画（英文名：JENESYS Programme）」に基づき、公益財団法人日韓文化交流基金からの委託を受け、韓国の大学生を韓国の大学に在籍させたまま 3 か月以上 1 年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金を支給しました。平成 24 年度の支給対象は前年度から留学期間が継続する 159 名でした。

なお、本事業は平成 23 年度をもって新たな採用は終了し、奨学金支給も平成 24 年度末で終了しました。

(2) 外国人留学生に対する宿舍の支援

① 国際交流会館の設置・運営

外国人留学生等の宿舍として、全国に国際交流会館等を設置し、1,342 戸を提供しました。また、入居留学生相互の交流及び入居者その他の学生と地域住民、ボランティア等との交流等、その他国際交流を深めるための各種事業を実施しました。

② 留学生借り上げ宿舍支援事業の実施

留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、民間宿舍を借り上げること等により外国人留学生に宿舍を提供している大学等を支援し、もって大学等のニーズに沿って留学生のために宿舍を効果的、効率的かつ安定的に確保することを目的として留学生借り上げ宿舍支援事業（学習奨励費受給者等支援・ショートステイ支援・ホームステイ支援）を実施しました。

・ 学習奨励費受給者等支援

大学等が私費外国人留学生学習奨励費の受給者等に宿舍を提供するために賃貸借契約を原則として 1 年以上締結し、民間宿舍を借り上げる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成 24 年度は大学等延べ 105 校に対し 114,259 千円交付し、支援件数は 1,714 件でした。

・ ショートステイ支援

大学等が留学生交流支援制度（ショートステイ）奨学金の受給者に宿舍を提供するために、賃貸借契約を 105 日以内の間締結し、民間宿舍を借り上げる場合において、当

該大学等に対し支援金を交付しました。

平成 24 年度は大学等延べ 10 校に対し 6,444 千円交付し、支援件数は 105 件でした。

- ・ ホームステイ支援

大学等がその指定する一般家庭に 7 日以上留学生（渡日 1 年以内に宿泊する者に限る。）を宿泊させる場合において、当該大学等に対し支援金を交付しました。

平成 24 年度は大学等延べ 12 校に対し 3,332 千円交付し、大学等が指定した一般家庭に 7 日間以上留学生が宿泊した世帯数は、174 世帯でした。

(3) 留学生交流推進事業

① 留学生交流事業

外国人留学生国際交流事業

我が国の大学が海外の協定校の協力を得て企画する我が国の学生と海外の学生間の専門的な分野に関する活発な意見交換や地域との交流親善等を行うことにより、学生間の相互理解、異文化理解を図り、日本留学の促進とグローバル人材の育成を目的に事業を実施しました。平成 24 年度は 7 件実施しました。

② フォローアップ事業

- ・ 帰国外国人留学生短期研究制度

我が国での留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究（最長 90 日間）を行う機会を提供しました。平成 24 年度は、48 名を採用しました。

- ・ 帰国外国人留学生研究指導事業

我が国での留学を終え、現在、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、我が国での留学時の指導教員を最長 10 日間現地に派遣し、現地での研究指導等を実施する機会を提供しました。平成 24 年度は 10 名を採用しました。

- ・ 外国人留学生ネットワークメールマガジン

帰国外国人留学生等との交流を継続していくため、メールマガジンにより、様々な情報を提供しました。平成 24 年度は、39,529 件（平成 25 年 3 月現在）に対して、配信しました。

(4) 外国人留学生の就職支援

外国人留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的に東京及び大阪で外国人留学生就職活動準備セミナーを実施しました。

(5) 日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的として、平成 24 年 6 月 17 日（日）に第 1 回試験を、同年 11 月 11 日（日）に第 2 回試験を実施しました。

		国内	国外	合計
応募者数	第1回	14,029	3,748	17,777
	第2回	15,502	3,210	18,712
受験者数	第1回	12,994	3,038	16,032
	第2回	13,303	2,460	15,763

(6) 留学情報の提供

① 海外からの日本への留学情報の提供

- 日本留学情報の収集・提供

日本の大学等や日本語教育機関の情報を収集・整理し、印刷物の作成・送付や本機構のホームページ及び日本留学ポータルサイトへの掲載等を通じて、日本留学希望者等に情報提供を行いました。

- 日本留学説明会の実施

日本への留学事情や大学、日本語教育機関等の正確な情報を提供するため、高校生、大学生、教員等を対象に、平成24年度は8か国・地域において、日本の大学等の参加を得て、日本留学フェアを実施しました。また、現地帰国留学生会及び在外日本国公館の協力を得て5か国において日本留学セミナーを実施したほか、他機関が主催する説明会に計20回参加しました。

- 外国人学生のための進学説明会の実施

日本の大学、短期大学等に入学を希望する在日外国人学生に、適切な進学指導を行うため、大学等の参加を得て、東京及び大阪で進学説明会を実施しました。

② 日本から海外への留学情報の提供

海外への留学に関する情報を収集・整理し、出版物やインターネットによる情報提供を行いました。また、在日各国大使館及び関係機関の協力を得て、東京で海外留学フェアを実施しました。この他、平成24年度年間を通して小規模の海外留学説明会（10回）を実施しました。

(7) 日本語教育センターにおける日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、日本の大学院、大学、高等専門学校及び専修学校に入学を希望する外国人留学生に対して日本語及び基礎教科の教育を行いました。

また、日本理解を促進するため、小・中・高・大学生・社会人等各層との交流事業等を実施しました。平成24年度の学生受入数は、東京216名、大阪204名でした。

【学生生活支援事業】

(1) 各種研修事業

- ① 学生相談・メンタルヘルス領域の研修として、平成 24 年度は「学生相談・メンタルヘルス研修会」（東京地区 96 名参加、大阪地区 98 名参加）を開催しました。
- ② 就職・キャリア支援領域の研修として、平成 24 年度は「就職・キャリア支援研修会 [基礎コース]」（東京地区 96 名参加、大阪地区 96 名参加）、「就職・キャリア支援研修会 [専門コース]」（35 名参加）を開催しました。
- ③ 障害学生支援領域の研修として、平成 24 年度は「障害学生支援研修会 [理解・実践プログラム]」（東京地区 97 名参加、大阪地区 99 名参加）、「障害学生支援研修会 [応用プログラム]」（50 名参加）を開催しました。

(2) 学生生活支援関連情報の収集・提供等の充実

喫緊の課題として、「就職関係情報」について本機構のホームページ上の情報を常に最新の情報に更新し、学生支援の的確な情報発信に努めました。

(3) 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、学校側、企業側の双方が一堂に会して情報交換を行うことにより、就職機会の均等の確保並びに、多様な学生に対応した就職指導の充実に資することを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催で、全国 2 地区で開催し、平成 24 年度は 1,736 名が参加しました。

(4) 障害学生の修学支援事業

平成 24 年度は、障害学生修学支援ネットワーク事業の拠点校等において障害学生の修学支援に関する相談事業や、昨年度に引き続き 3 地区の拠点校を中心に、障害学生の修学支援をテーマとしたシンポジウムを開催し、地域の教育機関等の連携を深めました。また、障害学生修学支援事例研究会を開催し、大学等における障害学生修学支援担当者のスキルアップを図りました。

(5) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付

学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し学校教育の振興に寄与することを目的として、各大学等に学割証の配付を行いました。

(6) 「大学教育・学生支援推進事業」（学生支援推進プログラム及び就職支援推進プログラム）の審査等に関する業務の実施

文部科学省が実施する「大学教育・学生支援推進事業」のうち学生支援推進プログラム及び就職支援推進プログラム等について、当該プログラムの審査等に関する業務を、大学改革推進等補助金における補助事業として実施しました。

2 対処すべき課題

本機構においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意志と責任により高等教育機関において学ぶことができるよう、引き続き事業の充実を図るとともに、運営上の合理的、効率的・効果的实施を図る必要があります。本機構が特に重点的に対処すべき課題は次のとおりです。

(1) 延滞債権の減少及び回収率の向上

平成24年度末における一般的なりスク管理債権に相当する債権額は4,837億円であり、うち、破綻先債権は155億円、破綻先債権を除く延滞3ヵ月以上の債権は2,573億円、貸出条件緩和債権に相当する災害・傷病等の事由により返還期限が猶予されているなどの債権額は2,108億円となっています。

こうした現状を踏まえ、返還金回収において累積する延滞債権の解消と新たな延滞発生の防止を図ることは、本機構における重要な課題です。

第二期中期計画においては、総回収率の向上などの目標の下に、各種方策を講じることとしています。

具体的には以下の施策を推進することとしています。

① 学校との連携強化

今後も引き続き、大学等の奨学金担当者に対して奨学業務連絡協議会を開催し、返還の重要性の理解を深めるため返還金回収促進の具体的方策を説明するなど、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図るほか、大学等の返還説明会において、返還の重要性や返還中の諸手続きに係る指導の徹底に努めてまいります。

② 返還金回収の促進

原則として、延滞3月以上9月未満の初期延滞債権については回収業務をサービサーに委託し、一部入金があった者等を除き、原則として延滞9月以上の者は法的処理の対象とする等、引き続き回収強化に努めてまいります。

延滞者の実態調査について、有効回答率の維持に努めるとともに、実施結果について分析を行います。また、郵便物が返戻となった者等に対する住所調査について一層の徹底を図ります。

③ 機関保証制度の運用

大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底に努めてまいります。

また、本制度において代位弁済請求が着実に実行されるよう態勢の整備を進めてまいります。

(2) 奨学金事業の充実

昨今の社会・経済状況等の低迷を反映して、教育費負担の軽減をはかり、学生が自立して学べるようにするため、奨学金を希望する者が年々増加している反面、民間団体等が実施する奨学事業は、財政状況の悪化から規模を縮小する中で、本機構の奨学金に対する国民の期待は、非常に大きなものになっています。

このような状況を踏まえ、希望に対応し得るだけの貸与人員の確保や学生のニーズを踏まえた貸与基準の見直しなど、新たな制度の創設等、制度全般について、今後とも文部科学省等関係機関と連携しながら、国及び社会の要望を踏まえつつ、奨学金制度の一層の改善・充実に努めてまいります。

(3) 事業資金の安定的確保

一方、奨学金貸与事業の充実を図るためには、必要となる事業資金の確保が不可欠です。そのため、前記(1)の施策等の実施による返還金の回収や、自己収入を確保するとともに、財投機関債の発行及び民間資金の借入を行い、金融市場から直接自己調達することにも重要な意義があります。

そのため、本機構がより市場の信任を得ることができるよう前記(1)の施策等の実施、金融市場の状況に的確に対応し得る専門職員養成・確保など、財投機関債の発行に係る条件整備が必要と認識しており、そのための取組に努めているところです。

(4) 財務省理財局における「財政融資資金融通先等実地監査」結果への対応

財務省理財局が財政投融資を利用する機関を対象に「財政融資資金融通先等実地監査」を実施する中で、平成20年2月から3月にかけて本機構に対して監査が実施されました。主な指摘事項及び改善是正状況は、次のとおりです。

① 主な指摘事項

- ・ 機関保証制度において、代位弁済請求する債権の一部が、保証機関への請求要件を具備していないため請求に至っていない請求未了債権が797件・1,021百万円（平成20年2月現在、第一種学資金を含む。）存在すること。
- ・ 1個の債権を滞納年数に応じて区分し貸倒引当金を算定しているが、当該方法が企業会計原則における原則的な方法とは異なるものであること。
- ・ 法的措置に関する事務について、債務名義を取得した債権についてその後の手続きが行われていないこと。

② 改善・是正状況

- ・ 請求未了債権797件については、平成22年8月までに代位弁済実行済367件、一部入金等により代位弁済請求対象外となったもの430件の合計797件を全件処理しました。
- ・ 貸倒引当金の算定に関しては、新しい債務者区分及びそれに基づく算出方法について、文部科学省及び財務省と協議し、平成20年度決算より従来の割賦金区分から

債務者区分によるものへ変更しました。

- ・ 法的措置に関する事務については、平成 21 年 4 月に組織改編を行い、奨学事業部において従来の債権管理課を法務課に改組することにより法的措置の統括機能を強化するとともに、マニュアルの作成等により全国的かつ統一的に法的処理を実施できるようにしました。

(5) 財務省理財局における「財政融資資金融通先等実地監査」監査結果のフォローアップについて

平成 20 年 2 月から 3 月にかけて実施された監査における指摘事項については、改善状況についてのフォローアップが、平成 22 年 2 月から 3 月にかけて実施されました。前回監査の指摘事項への対応状況、今回監査の主な指摘事項及び改善是正状況は、次のとおりです。

① 前回監査の指摘事項への対応状況

前回の監査における指摘事項を踏まえ、組織・体制の強化や、各種マニュアルの整備を通じた業務の標準化、機関保証に係る利息及び延滞金の保証履行範囲の上限の撤廃に加え、債務者区分を見直した上で自己査定基準等を整備し 20 年度決算へ反映させるなど改善に向けた対応が図られていることが確認されました。

② 主な指摘事項

- ・ 機関保証業務について

保証機関に対する代位弁済請求が可能となる延滞 1 年超の債権のうち、督促の不備等から未請求となっている案件の件数が大幅に増加していること、また、住所不明者の取扱いが、保証機関と未合意のため、代位弁済請求が行われていないこと。等

- ・ 法的措置について

支払督促申立（裁判所を通じた支払請求）件数は増加しているが、未実施の件数も累増していること、また、延滞が長期化している債権が多数あるにも拘わらず、時効中断を意識した処理が行われていないこと。等

③ 改善・是正状況

- ・ 機関保証業務について

請求未了債権が大幅に増加した要因は、機関保証制度が平成 16 年度から開始されたため、四年制大学を卒業した者の返還が平成 20 年 10 月から開始され、請求未了の対象となるものが本格化したことです。また、住所不明者の取扱いについては、「住所不明者の取扱いに関する確認書」を保証機関と平成 22 年 3 月に取り交わし、改善を図りました。

- ・ 法的措置について

本機構としては、大学・大学院等に係る平成 19 年度末の 3 ヶ月以上の延滞額を削減するために、残高が大きい債権等を優先して法的措置を進めてきたところです。延滞 9 年以上の債権については、時効の中断に向けた法的措置を確実に実施するよ

う改善を図りました。

(6) 奨学金業務システム（JSAS）の運用

本機構では、平成 24 年 1 月より業務・システム最適化後の新システム「JSAS」の運用を開始しており、現在も安定的な運用の維持に努めているところです。

平成 24 年半ばからは、既に稼動しているインターネットを利用した個人への情報提供サービス（スカラネット・パーソナル）に、利用者の利便性の向上と業務の効率化を目指して、返還者本人からの「転居・改姓・勤務先（変更）届」の届出機能を追加しました。

（注）「JSAS（ジェイサス）」は、奨学金の申込から返還完了までの管理及び外国からの留学生に対する留学生給与等の給付業務の管理を行っている本機構の基幹業務システムです。

(7) 個人情報の保護と情報公開

本機構が保有する個人情報の保護については、「個人情報保護規程」に基づき、各部署に個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置き、個人情報保護を図るための安全管理体制を整備するとともに、全職員に対し個人情報保護に係る自己点検を実施するなど、個人情報の適切な取扱いについての周知徹底を図っています。

また、情報の公開については、事業全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、外部有識者を含む「情報公開・個人情報保護委員会」を設置するなど、情報公開の推進に取り組んでいます。

3 事業等のリスク

ここでは、本機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 25 年 8 月 28 日現在において本機構が判断したものです。

(1) 延滞債権の増加リスク

これまで説明しましたとおり、奨学金の回収率の実績は、長期にわたる経済不況の影響による失業率の増加、収入の低下等の影響を受け、若干ながら低下傾向にありましたが、回収努力により全体として上昇傾向にあります。しかし、今後の景気動向等によっては、無利子貸与の第一種奨学金（日本育英会においては一般勘定で経理）、有利子貸与の第二種奨学金（日本育英会においては特別勘定で経理）ともに、延滞債権が増加する可能性があります。

さらに有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。今後、その貸与を受けた奨学生が卒業し、返還者数及び必要返還額が大幅に増加することに伴い、延滞債権も増加する可能性があります。

本機構では過去に貸与した奨学金の回収金が新たに貸与する奨学金の原資の一部となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、延滞債権が増加した場合は、貸倒引当金計上額の増加のみならず、上述の借入金の増加を通じて本機構の財務状況に悪影響を及ぼすことになります。

(2) 国の政策に伴うリスク

本機構は、国が関与すべき業務を実行する独立行政法人であり、国の政策の変化が本機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。平成 25 年 8 月 28 日現在における本機構に関する行政改革の動向は以下のとおりです。

① 独立行政法人の業務の見直しについて

平成 18 年 11 月 27 日に政策評価・独立行政法人評価委員会より主務大臣に対して「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」が通知されました。これを踏まえ、文部科学省は、平成 18 年 12 月 15 日に『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案（以下「見直し案」という。）を行政改革推進本部へ提出、平成 18 年 12 月 24 日、行政改革推進本部の議を経て「見直し案」が決定されています。「見直し案」につきましては以下のとおりです。

「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 18 年 12 月 15 日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、以下の事項を掲げることにより、事務及び事業の改善を図る。なお、この見直しの考え方に従い、平成 21 年 3 月までの間に、大学等との役割分担を踏まえ、国の施策と密接に連携しつつ、独立行政法人として真に担うべきものに特化・重点化するとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定するまでに具体的なものにする事とする。

第 1 奨学金貸与事業の的確な実施等

1 奨学金の貸与の的確な実施等

奨学金貸与事業については、優れた学生等で経済的理由により修学が困難な者への奨学金の貸与により、教育の機会均等の確保及び人材育成に資するという教育施策としての目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者への貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図ることとする。

また、在学中の適格認定制度等を活用し、学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行うこととする。

なお、3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討することとする。

2 奨学金の回収の強化

貸与した奨学金の回収については、事業の健全性を確保するため、抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図ることとする。その一環として、現行の中期計画において掲げられている新規返還者の初年度末の返還率に係る回収目標について、達成に向けた具体的方策を明らかにした上で早期にその達成を図るとともに、延滞 1 年以上の者に対して法的措置を含めた延滞債権に対する回収の更なる強化を図り、次期中期目標・中期計画においては、総回収率に係るものも含め現行の回収目標を上回る目標を具体的かつ定量的に設定することとする。その際、費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務の全面的な民間委託などを検討し、その結果をも踏まえ職員数を削減することとする。

さらに、財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証することとする。

第2 留学生支援事業の抜本的な見直し

留学生支援事業については、留学生政策全体における日本学生支援機構の役割を明確化した上で、見直しを行なうこととする。

1 国際交流会館等の抜本的な見直し

国際交流会館については、その運営実態等にかんがみ、今後の新設は停止することとする。また、現存する施設については、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

また、「知的交流拠点の中核施設」として設置された東京国際交流館の施設であるプラザ平成については、当面、市場化テストの活用により経費の節減を図るものとする。併せて、費用対効果の観点も含め機能の発揮状況を検証し、その結果に基づき、施設管理運営業務について、現行中期目標期間の終了時までの間に、廃止（資産の処分方策を含む。）を含めた在り方について検討し、結論を得ることとする。

2 日本語教育業務の抜本的な見直し

日本語教育業務については、民間の日本語教育機関の拡充の状況や現在の日本語教育センターの運営実態を踏まえ、現行中期目標終了時（平成20年度末）までに、対象を高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に特化していくため私費外国人留学生に係る学生数を半減するとともに、これに伴い、運営体制の見直しを行うこととする。

なお、次期中期目標期間（平成21年度～25年度）において、引き続き私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、文部科学省における留学生に対する日本語教育の支援方策等に関する検討の一環として、抜本的な在り方の検討を行うこととする。

第3 学生生活支援事業の見直し等

1 学生生活支援事業の重点化

学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、事業内容を厳選して実施することとする。

2 学生支援情報データベースの定期的見直し

現在構築中の学生支援情報データベースについては、各大学への調査を行い、利用状況や要望を把握するとともに、その構築に係る各大学の労力と同データベースから得られる効果を評価した上で、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に整備計画の内容を見直すこととする。

3 各種研修等の重点化

研修事業等については、事業の効率化・合理化の観点から、各大学におけるノウハウの蓄積が十分でなく、適切な支援を行うことが困難な分野を中心に重点化し、整理・統合することとする。このため、体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナーは廃止することとする。

第4 その他の業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うこととする。

1 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本学生支援機構の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本学生支援機構が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記することとする。

その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すこととする。

また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本学生支援機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

2 効率化目標の設定及び総人件費改革

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すこととする。

その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進することとする。

3 随意契約の見直し

第2に掲げたもののほか、業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。

4 資産の有効活用等に係る見直し

日本学生支援機構が保有する国際交流会館の会議室等については、一般利用への開放などの効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うこととする。

② 独立行政法人整理合理化計画について

平成 19 年 12 月 24 日「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されています。各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

事務及び事業の見直し
<p>【奨学金貸与事業】</p> <p>○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成 20 年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。</p> <p>○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。</p> <p>【留学生支援事業】</p> <p>○東京国際交流会館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成 20 年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。</p> <p>【学生生活支援事業】</p> <p>○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。</p> <p>【市場化テストの拡大】</p> <p>○国際交流会館については、平成 20 年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21 年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る 11 館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>
組織の見直し
<p>【組織体制の整備】</p> <p>○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。</p> <p>【人員、組織の徹底したスリム化】</p> <p>○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時（平成 25 年度）までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1 割程度の職員数を削減する。</p>
運営の効率化及び自律化
<p>【保有資産の見直し】</p> <p>○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成 20 年度中に結論を得るよう検討する。</p>

③ 独立行政法人の抜本的な見直しについて

行政刷新会議（平成 21 年 9 月 18 日設置）における審議等を踏まえ、平成 21 年 12 月 25 日に「独立行政法人の抜本的な見直しについて」が閣議決定されています。

独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日

閣 議 決 定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

- (4) 今後、下記 2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。

- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

(1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

(2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。

(3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

④ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

行政刷新会議における審議等を踏まえ、平成 22 年 12 月 7 日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されています。

各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22 年度中に実施	経済的理由による返済猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。
留学生支援事業	留学生宿舍等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	23 年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成 23 年度末までに廃止する。
	留学情報センターの廃止	22 年度中に実施	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。
	私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23 年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借上げ宿舍支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。
学生生活支援事業	学生支援情報データベースの廃止	22 年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。
	冊子「大学と学生」の廃止	22 年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。
	研修事業の重点化、有料化	23 年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。
	各種調査の重点化	23 年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一貫として実施する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
保有資産の見直し	国際交流会館等	23 年度以降実施	国際交流会館等（13 か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。
	職員宿舍	23 年度以降実施	職員宿舍（7 か所）については、真に必要な宿舍以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用をする。
事務所等の見直し	市谷事務所の在り方を検討	24 年度中に実施	市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。
	海外事務所の見直し	22 年度中に実施	バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
	東海北陸支部（分室）の在り方を検討	23 年度以降実施	東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。

「22年度中に実施」とされている事項の対応状況は、次のとおりとなっています。

- ・ 減額返還制度の導入：平成23年1月から導入。
- ・ 留学情報センターの廃止：平成23年3月末で廃止。
- ・ 学生支援情報データベースの廃止：平成22年12月20日付でホームページを閉鎖。
- ・ 冊子「大学と学生」の廃止：平成23年3月号をもって廃刊。
- ・ 海外事務所の見直し：バンコク事務所については、日本学術振興会バンコク研究連絡センターと平成22年度末に共有化について合意。

また、「23年度中に実施」とされている事項の対応状況は、次のとおりとなっています。

- ・ 留学生宿舍等（国際交流会館等）の設置、運営の廃止：全13会館について、大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施し、平成23年度中に7館を大学（国立大学法人及び学校法人）へ売却。なお、売却できなかった会館については、引き続き売却に向けて大学・地方自治体と交渉中。
- ・ 私費外国人留学生学習奨励費の見直し：成果検証を行うため、受給者の進路状況調査及び学習奨励費活用状況等調査を実施。また、渡日前の予約採用の拡充について、平成22年度に、渡日前入学許可で大学等に入学する者で、大学等から成績優秀者として推薦を受けた者を予約者とする制度を新たに設置。なお、留学生借り上げ宿舍支援事業については、平成23年度から、私費外国人留学生学習奨励費の予約者及び採用者を優先して支援する方法に改め、同奨励費の推薦時期に併せて募集を実施。
- ・ 研修事業の重点化、有料化：平成23年12月の研修事業委員会において検討を行い、研修事業を厳選。就職・キャリア支援研修会（専門コース）を有料化。
- ・ 各種調査の重点化：平成23年12月に各種調査の重点化に向けた見直しの方向性を定め、調査項目の厳選・見直しや調査工程の短縮化を行うなど、当該調査を必要とする事業の一環として実施。

さらに、「23年度以降実施」とされている事項の対応状況は、次のとおりとなっています。

- ・ 国際交流会館等：平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等（7か所、8施設）については、平成24年4月13日に政府支出の比率に応じて国庫納付済。
- ・ 職員宿舍：閉鎖した職員宿舍のうち、奨学金貸与事業の貸倒引当金充当に必要な額以上での売却の見込みが立った高円寺宿舍（東京都杉並区）については平成23年3月に、豊田宿舍（東京都日野市）及び百合丘第二・第三宿舍（神奈川県川崎市）については平成24年4月に、鳴子宿舍（愛知県名古屋市）については平成24年8月に、香里宿舍（大阪府枚方市）については平成25年3月に、田代宿舍（愛知県名古屋市）については平成25年6月に、それぞれ売却・引渡を実施。また、百合丘第一宿舍（神奈川県川崎市）は、平成29年3月末までに閉鎖。

- ・ 東海北陸支部（分室）の在り方を検討：平成 24 年 3 月末で廃止。

「24 年度中に実施」とされている「市谷事務所の在り方を検討」については、本部事務所及び他の都内事務所の在り方と併せて検討を行い、当面は現状を維持することとし、今後、事務所の状況等を適切に判断し、必要に応じて見直しを進めていくこととしました。

⑤ 公共サービス改革基本方針について

平成 25 年 6 月 14 日に「公共サービス改革基本方針」が改定され閣議決定されました。そのうち、本機構に関する部分は、平成 24 年 7 月 20 日に改定され閣議決定されました「公共サービス改革基本方針」に引き続き以下のとおりです。

公共サービス改革基本方針改定＜抜粋＞

平成 25 年 6 月 14 日閣議決定

【別表】

1 2. 文部科学省

(2) 行政情報ネットワークシステム関連業務

事項名	措置の内容等
サ (独) 日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務	○ (独) 日本学生支援機構のインターネットシステム保守運用支援業務については、次回入札結果を踏まえて、民間競争入札の実施について検討し、平成 29 年度末までに結論を得る。

⑥ 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針

行政刷新会議における審議等を踏まえ、平成 24 年 1 月 20 日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されています。

各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、本機構に関する部分は以下のとおりです。

文部科学省

【大学入試センター、日本学生支援機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

- 大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。
- 国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。
- 統合後の法人については、学位授与に係る手数料の引上げ等により、自己収入比率を高め、将来的に運営費交付金に頼らない構造での運営を目指す。
- 日本学生支援機構については、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成 24 年夏までに結論を得る。
なお、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る。

上記を踏まえ、本機構についての具体的な在り方について検討を行うに当たり、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」が平成 24 年 4 月に文部科学省に設置され、平成 24 年 9 月 12 日に「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」が取りまとめられました。同報告書につきましては、下記の文部科学省ホームページをご参照ください。

文部科学省ホームページ

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/052/gaiyou/1327109.htm>

その後、「平成 25 年度予算編成の基本方針」が平成 25 年 1 月 24 日に閣議決定され、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結されることとなりました。

「平成 25 年度予算編成の基本方針（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）注記 2」

特別会計及び独立行政法人の見直しについては、「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、平成 25 年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。

⑦ 独立行政法人制度改革

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」において、独立行政法人改革については、「平成 27 年 4 月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする」とされています。

(3) 外部評価制度に伴うリスク

独立行政法人制度では「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等については外部有識者で構成される文部科学省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

(4) 金利リスク

第一種奨学金については、本機構から奨学生への貸与及び貸与の財源となる本機構による国の一般会計からの借入れともに無利息で行っているため金利リスクは発生しません。

第二種奨学金については、奨学生が貸与を受けている間は無利息であり、当該期間中及び本機構の財政融資資金からの借入利率が 3%を超える場合には、本機構に金利負担が発生することになりますが、当該金利負担はこれまで一般会計からの利子補給金により補填されています。

一方、平成 18 年度以前における本機構から奨学生への貸与は「卒業後最長 20 年の固定金利」（元利均等払い）であるのに対し、貸与の財源となる財政融資資金からの借入は 20 年償還（うち 4 年据置）の 5 年金利見直し（元金均等払い）であるため、金利見直し時に金利変動のリスクがあります。

ただし、機構法 23 条により政府は毎年度予算の範囲内において本機構に対し、学資の貸与にかかる業務に要する経費の一部を補助することができることとされており、これまでは当該金利負担分は、利子補給金により補填されてきました。

このように、現状においては金利リスクは限定的となっていますが、今後国の政策変更等により、こうした金利リスクが顕在化する可能性があります。

なお、こうした金利リスク軽減の観点から、平成 19 年度に、有利子奨学金の貸与制度及び資金調達制度の見直しを実施しました。

(5) 流動性リスク

市場の混乱等により、本機構の資金調達が困難となり若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合や、社会情勢の急激な変化等により返還充当金の大幅減が生じた場合、本機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(6) 事務リスク

本機構は、役職員による正確な事務の懈怠、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。

(7) システムリスク

本機構は、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。

4 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5 研究開発活動

該当事項はありません。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 奨学金の回収状況について

第一種奨学金及び第二種奨学金はいずれも過去に貸与した奨学金の回収金が事業運営の原資となっており、この奨学金の回収状況が、国の一般会計からの借入金額及び財政融資資金からの借入金額に影響を与える仕組みとなっています。従って、奨学金の回収率の向上は本機構の財務内容の向上の観点からも喫緊の課題となっています。

奨学金のうち、要返還額及び返還額の本機構における平成 20 年度～平成 24 年度実績は次ページのとおりです。

(単位：百万円)

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
第一種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	154,870	163,609	169,521	174,231	179,941
		延 滞 分	46,755	48,972	51,200	50,237	50,700
		総 額	201,625	212,581	220,721	224,468	230,641
	返還額 (回収率)	繰 上 分	26,107	25,652	28,404	27,390	26,685
		当 年 度 分 〔a〕	145,772 (94.1%)	154,564 (94.5%)	161,125 (95.0%)	166,512 (95.6%)	172,752 (96.0%)
		延 滞 分 〔b〕	5,788 (12.4%)	5,749 (11.7%)	6,182 (12.1%)	6,127 (12.2%)	5,921 (11.7%)
		期日到来分計 〔a+b〕	151,559 (75.2%)	160,314 (75.4%)	167,308 (75.8%)	172,638 (76.9%)	178,673 (77.5%)
第二種 奨学金	要返還額	当 年 度 分	136,913	164,557	191,625	219,339	250,347
		延 滞 分	17,224	21,193	26,040	30,029	34,545
		総 額	154,137	185,750	217,666	249,368	284,892
	返還額 (回収率)	繰 上 分	47,160	56,693	75,012	91,346	108,497
		当 年 度 分 〔a〕	128,589 (93.9%)	154,322 (93.8%)	180,802 (94.4%)	208,092 (94.9%)	238,509 (95.3%)
		延 滞 分 〔b〕	3,284 (19.1%)	3,979 (18.8%)	5,125 (19.7%)	5,483 (18.3%)	5,851 (16.9%)
		期日到来分計 〔a+b〕	131,873 (85.6%)	158,301 (85.2%)	185,928 (85.4%)	213,576 (85.6%)	244,360 (85.8%)
合 計 額	要返還額	当 年 度 分	291,783	328,166	361,147	393,570	430,288
		延 滞 分	63,978	70,165	77,240	80,266	85,245
		総 額	355,762	398,331	438,387	473,836	515,533
	返還額 (回収率)	繰 上 分	73,268	82,345	103,416	118,736	135,182
		当 年 度 分 〔a〕	274,361 (94.0%)	308,886 (94.1%)	341,928 (94.7%)	374,604 (95.2%)	411,261 (95.6%)
		延 滞 分 〔b〕	9,072 (14.2%)	9,728 (13.9%)	11,307 (14.6%)	11,610 (14.5%)	11,772 (13.8%)
		期日到来分計 〔a+b〕	283,433 (79.7%)	318,615 (80.0%)	353,235 (80.6%)	386,214 (81.5%)	423,033 (82.1%)

(注) 金額はそれぞれ四捨五入しているため、合計額欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

上級学校への進学率の上昇、近年の厳しい経済情勢下での家計急変及び教育費の高騰などによる奨学金希望者の増加などの状況を踏まえ、国の施策として奨学金制度の充実を進めてきたことにより、奨学金の貸与額は年々増加し、それに伴って要返還額も増加しました。

一方、回収率は回収強化により上昇傾向にあり、平成 24 年度は前年度より更に上昇しましたが、長期に及んだ景気低迷の影響等により低下するおそれはなお残っており、回収の強化は引き続き課題となっています。

なお、まだ返還期日の到来していない返還金を返還する繰上返還は、回収率算出にあ

たっては計上していません。

平成 24 年度における回収の方策と促進策の実施状況につきましては 49～52 ページに記載しておりますが、返還金の回収促進に係る中期計画及び平成 25 年度計画は以下の通りです。

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 25 年度）
リレー口座への加入促進	<p><中期計画> 返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。</p> <p><年度計画> 平成 26 年 3 月満期者についても引き続きリレー口座加入時期を 12 月末とし、リレー口座加入率については、新規返還開始者で 95%以上、全体で 80%以上とする。</p>
督促の集中的実施	<p><中期計画> 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。</p> <p><年度計画> 原則として、延滞 4 ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約 5 ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理等に移行しないものについては、引き続き回収業務を委託する。</p>
法的処理の実施	<p><中期計画> 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。</p> <p><年度計画> 一部入金があった者等を除き、原則として延滞 9 ヶ月以上の者に対して法的処理を行う。また、中・長期延滞債権についても外部委託による回収を適切に活用しつつ計画的に法的処理を行う。</p>
延滞者の実態調査	<p><中期計画> 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</p> <p><年度計画> 延滞者の実態調査については、延滞事由などその結果について分析を行い、回収強化施策へ効果的に反映する。</p>
住所調査の徹底	<p><中期計画> 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。</p> <p><年度計画> 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図る。</p>
個人信用情報機関の活用	<p><中期計画> 延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p><年度計画> 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。</p>

回収の方策	中期計画及び年度計画（平成 25 年度）
コールセンターの開設	<p>< 中期計画 > 返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p> <p>< 年度計画 > 返還相談体制強化のために設置したコールセンターを適切に運営し、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p>

(2) リスク管理債権等の状況について

- 平成 23 年度末、平成 24 年度末の状況について

本機構は、民間金融機関の基準に準じて、リスク管理債権を算出しています。

本機構は、経済的理由により修学が困難な者に対して、本人の支払能力を要件とせず奨学金の貸与を行なっております。そのため、このリスク管理債権についても、返還指導を行ないつつ、本人及び連帯保証人へ継続的に督促を行なうことにより回収が見込まれるものもあることから、記載した残高のすべてが回収不能となるわけではありません。

(総括)

(単位：百万円)

区 分	平成 23 年度末	平成 24 年度末
破綻先債権額 (A)	15,234	15,533
延滞債権額 (B)	208,115	210,702
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	46,257	46,635
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	269,608	272,871
比率 (D) / (G) × 100	3.7	3.5
貸出条件緩和債権額 (E)	179,693	210,794
合計 (F) = (D) + (E)	449,301	483,665
比率 (F) / (G) × 100	6.2	6.2
総貸付残高 (G)	7,275,964	7,765,560

(第一種奨学金)

(単位：百万円)

区 分	平成 23 年度末	平成 24 年度末
破綻先債権額 (A)	7,051	6,898
延滞債権額 (B)	85,167	81,705
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	11,370	9,953
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	103,590	98,557
比率 (D) / (G) × 100	4.3	4.0
貸出条件緩和債権額 (E)	55,487	61,039
合計 (F) = (D) + (E)	159,078	159,597
比率 (F) / (G) × 100	6.5	6.5
総貸付残高 (G)	2,430,358	2,460,735

(第二種奨学金)

(単位：百万円)

区 分	平成 23 年度末	平成 24 年度末
破綻先債権額 (A)	8,182	8,634
延滞債権額 (B)	122,948	128,996
3 ヶ月以上延滞債権額 (C)	34,886	36,682
小計 (延滞債権額) (D) = (A) + (B) + (C)	166,017	174,313
比率 (D) / (G) × 100	3.4	3.3
貸出条件緩和債権額 (E)	124,205	149,754
合計 (F) = (D) + (E)	290,223	324,068
比率 (F) / (G) × 100	6.0	6.1
総貸付残高 (G)	4,845,605	5,304,825

(注) 1. 平成 20 年度より、民間金融機関に準じて返還猶予債権をリスク管理債権に含めています。

2. 「貸出条件緩和債権額」は、独立行政法人日本学生支援機構法第 15 条第 2 項の規定により、国の教育施策の一環として、災害、傷病、生活保護及び経済困難等を理由に返還期限を猶予している債権です。

なお、返還期限を猶予している債権には、上記のほか、本人が学校に在学している等の理由により返還期限を猶予している在学中等猶予債権が平成 24 年度末で 395,872 百万円(第一種 109,229 百万円、第二種 286,643 百万円)あります。

3. 金額はそれぞれ切り捨てているため、合計欄は内訳を集計した計数と必ずしも一致しません。

4. 平成 20 年度決算より、破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権を、破綻先債権として区分し、計上することとしました。

(参考)

- ・破綻先債権額 (A) : 破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している者の債権残高
- ・延滞債権額 (B) : 延滞 6 月以上の債権で、破綻先債権を除いた債権残高
- ・3 ヶ月以上延滞債権額 (C) : 弁済期限を 3 月経過して延滞となっている債権残高で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (B) に該当しないもの

リスク管理債権については、これまで述べましたように、奨学金の回収率向上に向けた諸施策を講じているところですが、事業規模の拡充に伴い無利子貸与の第一種奨学金、有利子貸与の第二種奨学金ともに、今後増加することが見込まれます。

特に有利子貸与においては、平成 11 年 4 月より第二種奨学金(きぼう 21 プラン奨学金)として、基準を満たす希望者全員に対して奨学金を貸与することを目標とし、奨学生が安心して自立した学生生活ができるよう援助するとともに教育の機会均等を図るために、制度の内容、貸与人数ともに抜本的な拡充を行いました。今後、その貸与を受けた奨学生が卒業し、返還者数が大幅に増加することに伴い、リスク管理債権の一層の増加が見込まれます。

(3) 貸倒引当金の計上方法について

貸付金の貸倒引当金の計上方法は独立行政法人会計基準に基づき、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、平成 20 年度決算より、従来の割賦金区分から債務者区分に基づき算出しております。

貸倒見積高積算にあたっては過去の回収実績をもとに見積もっていますが、中期計画の回収目標を達成すべく回収率の向上を図っているところであります。

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

平成24年度において、職員宿舎5施設（百合丘第二宿舎、百合丘第三宿舎、豊田宿舎、鳴子宿舎、香里宿舎）を売却しました。

2 主要な設備の状況

平成24年度末における主要な設備は、次のとおりです。

（単位：百万円）

	所在地	内容	土地		建物	動産	合計
			面積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
独立行政法人 日本学生支援機構	横浜市 緑区等	庁舎・ 宿舎等	38,496.57 m ²	10,965	29,850	1,095	41,911

3 設備の新設、除却等の計画

平成24年度末において計画中である主要な設備の新設及び除却等はありません。

第4 法人の状況

1 資本金の状況

本機構の資本金は、平成25年8月28日現在、1億円です。

2 役員状況

役員の数等は機構法第7条の規定により、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置くとされており、機構法第9条の規定により理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年となっております。

平成25年4月1日現在の役員は、次のとおりです。

役職	氏名	任期	経歴
理事長	遠藤 勝裕	平成24年4月1日～ 平成28年3月31日	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年11月 青森支店長 平成4年11月 考査役 平成6年5月 神戸支店長 平成8年3月 電算情報局長 平成10年2月 日本証券代行株式会社取締役副社長 平成12年2月 取締役社長 平成18年6月 取締役相談役 平成22年6月 ときわ総合サービス株式会社取締役社長 平成23年7月 本機構理事長 平成24年4月 再任
理事長代理 理事	徳久 治彦	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	昭和56年4月 文部省採用 平成20年7月 大臣官房審議官 平成24年1月 大臣官房政策評価審議官 平成25年4月 本機構理事長代理・理事（役員出向）
理事	月岡 英人	平成24年4月1日～ 平成26年3月31日	昭和53年4月 文部省採用 平成16年7月 生涯学習政策局主任社会教育官 平成17年4月 (独) 大学入試センター理事 平成20年4月 国立大学法人大阪大学理事・事務局長 平成21年4月 国立大学法人大阪大学理事・副学長 平成22年4月 本機構理事（役員出向） 平成24年4月 再任
理事	山内 兼六	平成24年4月1日～ 平成26年3月31日	昭和50年4月 日本育英会採用 平成18年4月 日本学生支援機構情報部長 平成19年4月 日本学生支援機構総務部長 平成22年4月 本機構理事 平成24年4月 再任
理事	米川 英樹	平成24年4月1日～ 平成26年3月31日	昭和52年4月 大阪大学人間科学部助手 昭和55年4月 大阪教育大学教育学部講師 昭和60年4月 大阪教育大学教育学部助教授 平成10年4月 大阪教育大学教育学部教授 平成16年4月 国立大学法人大阪教育大学留学生センター長（兼任） 平成20年4月 国立大学法人大阪教育大学附属学校部長（兼任） 平成24年3月 国立大学法人大阪教育大学退職 平成24年4月 本機構理事
監事	佐藤 正行	平成24年4月1日～ 平成26年3月31日	昭和52年4月 学校法人慶応義塾採用 平成17年11月 慶応義塾大学学生総合センター事務次長 平成19年3月 慶応義塾塾監局参事 平成19年4月 本機構監事 平成20年4月 再任 平成22年4月 再任 平成24年4月 再任
監事 (非常勤)	清永 秀一	平成24年4月1日～ 平成26年3月31日	昭和56年9月 監査法人朝日会計社（現あずさ監査法人）採用 昭和63年1月 朝日監査法人（現あずさ監査法人）退職 昭和63年2月 清永公認会計士事務所開業 平成22年4月 本機構監事 平成24年4月 再任

3 コーポレートガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 主務大臣等

本機構の主務大臣は、機構法第 26 条により文部科学大臣とされており、通則法第 20 条により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命し、通則法第 23 条により解任することができるかとされています。また本機構は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされています（通則法第 28 条、機構法第 19 条）。

② 会計監査人の監査等

本機構は通則法第 39 条により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています（通則法第 38 条）。

③ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合規性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

(2) 外部評価体制

本機構の業務の実績評価には、毎年度の業務の実績について行われる年度ごとの評価と、中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間ごとの評価があります。これら業務の実績については、文部科学大臣が任命した外部有識者で構成される文部科学省独立行政法人評価委員会と、総務大臣が任命した外部有識者で構成される総務省政策評価・独立行政法人評価委員会によってダブルチェックされることとなります。

各年度の業務の実績や中期目標期間の業務の実績については、文部科学省独立行政法人評価委員会により、中期計画の実施状況、中期目標の達成状況等を考慮の上、評価を受けることとなります。文部科学省独立行政法人評価委員会は、評価の結果、必要があると認める場合には、本機構に対して業務運営の改善などを求めることができます。

一方、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認める場合、意見を述べるかとされています。

文部科学省独立行政法人評価委員会	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会
委員：外部有識者の内から文部科学大臣が任命	委員：外部有識者の内から総務大臣が任命
<p>【主務大臣への意見事項】 業務方法書の認可時（通則法第 28 条第 3 項） 中期目標の決定・変更時（通則法第 29 条第 3 項） 中期計画の認可時（通則法第 30 条第 3 項） 中期目標期間終了時の法人業務の継続必要性等の検討（通則法第 35 条第 2 項） 財務諸表の承認時（通則法第 38 条第 3 項） 利益残余使途の承認時（通則法第 44 条第 4 項） 限度額を超えた短期借入金の認可時（通則法第 45 条第 4 項） 不要財産の国庫納付等（通則法第 46 条の 2 第 5 項） 不要財産の民間等出資の払戻し（通則法第 46 条の 3 第 6 項） 財産処分等の認可時（通則法第 48 条第 2 項） 役員報酬の支給基準決定時（通則法第 53 条第 2 項）</p> <p>【評価事項】 各事業年度における業務の実績（通則法第 32 条第 1 項） 独立行政法人に対する業務の運営の改善その他の勧告（必要があると認めるとき）（通則法第 32 条第 3 項） 中期目標期間における業務の実績（通則法第 34 条第 1 項）</p>	<p>主務大臣、独立行政法人の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる（政策評価・独立行政法人評価委員会令第 8 条）</p> <p>【評価事項】 主務省の独立行政法人評価委員会から通知された評価の結果について意見を述べるができる（通則法第 32 条第 5 項） 中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関して主務大臣に勧告をすることができる（通則法第 35 条第 3 項）</p>

(3) 内部管理体制

(役員会の運営・業務執行体制)

理事長のリーダーシップの下、機動的な組織運営・事業実施ができるよう権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成され、理事長に助言を行う政策企画委員会、政策企画立案関係事務を分掌する政策企画部を設置するなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事会とは別に、理事長、理事等役員及び職員幹部で構成する運営会議を定期的に開催して重要な方針及び施策に関する審議を行うなど、本機構の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

(監事監査)

本機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本機構に監事 2 人を置いています（機構法第 7 条）。監事は、「監事監査要綱」に基づき、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人・内部監査等と連携し本機構の業務の監査を行っています。

(内部評価制度)

本機構内に大学等の運営・評価、奨学金、学生支援及び留学生支援の各分野に関し、広くかつ高い見識を有する外部有識者で構成する独立行政法人日本学生支援機構評価委員会を設置し、本機構の業務の実績について必要な評価を行うなど、法人独自の評価を厳格かつ客観的に行うための制度を設けています。

なお、中期計画では、評価の結果は、ホームページ等において公表することとされています。

(組織運営規程)

本機構では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでいます。その具体的な内容は、本機構の組織運営規程に規定されていますが、主な内容は以下のとおりです。

① 組織編成及び運営の基本方針の明確化

- ・ 組織編成及び運営の見直し（組織運営規程第2条第1項）

組織に期待される学生支援の方策は、学生の修学環境等の変化に応じて異なるとともに、各支援策を相互に連携・補完させ、本機構の支援策全体により修学環境を改善することが求められています。このような状況を踏まえ、本機構の組織編成及び運営は、内外の社会経済情勢等に対応して、組織が機構全体としてその目的を実現していくよう各組織相互の連携調整と全体の統括を確保しつつ、効率的、効果的なものになるよう、常に見直していくこととしています。

- ・ 外部の知見等の活用（同第2条第2項）

本機構の組織編成及び運営の実施に当たっては、外部有識者等の知見を有効に活用することとしています。

② 政策企画委員会の設置（同第5条）

理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について調査審議を行うため、学識経験者等で構成する政策企画委員会を設置し、理事長に助言しています。

(コンプライアンス体制)

本機構では、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、平成18年10月に「コンプライアンスの推進に関する規程」を制定するとともに、「コンプライアンス推進委員会」を設置して、年度ごとにコンプライアンス推進に関する具体的な取組の計画をまとめ、コンプライアンス・プログラムを策定するなど、コンプライアンスの推進を図っています。

(情報公開と個人情報保護)

本機構では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、「情報の公開に関する規程」及び「個人情報保護規程」を制定するとともに、情報の公開の適正な実施の確保及び本機構が保有する個人情報の適切な管理を図るために「情報公開・個人情報保護委員会」を設置しています。

(内部監査)

本機構の業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、内部監査のシステムを設けています。内部監査は、理事長が組織の内部統制を期すために行うものであり、「内部監査規程」に基づき、監査室に所属する職員が監査員となり、理事長が作成する監査計画により実施します。理事長は、監査員の結果報告に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとしています。

(4) 評価

文部科学省独立行政法人評価委員会による本機構の平成 24 年度業務実績に関する評価は以下ようになっております。

全体評価 <参考> 業務の質の向上：A 業務運営の効率化：A 財務内容の改善：A

①評価結果の総括

日本学生支援機構については、学生支援の中核機関として、下記のとおり、引き続き計画に沿って一層の改善・充実に努めており、「業務の質の向上」、「業務運営の効率化」、「財務内容の改善」の観点から第2期中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。また、東日本大震災で被災した学生・留学生等に対する適切な支援も引き続き行われている。一方、「業務の質の向上」については、総体的には、概ね良好と認められたが、一部業務において改善措置を講じるべき課題もあり、引き続き取り組んでいく必要がある。具体的には以下のとおりである。

- 奨学金の貸与事業の充実及び回収の抜本的強化、留学生支援事業及び学生生活支援事業の推進、保有資産の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。
- 具体的には、奨学金貸与事業については、所得連動返還型無利子奨学金制度の運用の開始、きめ細やかな家計基準の見直し等により、学生ニーズに適切に対応した事業実施を行った。また、回収率の向上への努力の結果、総回収率は中期目標期間の5年目で達成すべき目標値を既に達成した。留学生支援事業については、留学生交流支援制度及び、私費外国人留学生学習奨励費給付制度の着実な実施により、留学生への経済的支援を適切に推進した。学生生活支援事業については、前年度から引き続き研修参加者の高い満足度を得るとともに、研修内容の精選及び改善・充実に努め、一部の研修の有料化を開始した。また、障害学生支援ネットワーク事業を推進するなど、固有のニーズを有する学生への支援を推進した。
- 一方、奨学金貸与事業については、返還金回収の課題として引き続き、長期延滞債権の削減等があることから、さらなる改善措置が講じられる必要がある。また、留学生支援事業については、日本留学試験の年間受験者数が減少していることから、円高や東日本大震災等外的要因も考えられるが、さらに細やかな分析に基づいた改善策の立案、実行が求められる。

②平成 24 年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策

(1) 事業計画に関する事項

- 平成19年度末における3ヶ月以上の延滞額は昨年度の265億円から240億円に減少しているものの、平成23年度末までに達成すべき目標である221億円には達していないため、引き続き延滞額の削減を図ることが望まれる。

(2) 業務運営に関する事項

- 保有資産については、全般に渡って適切に見直しが行われており、有効活用を図るとともに、保有の必要性を検討し、売却すべきものに関しては売却に向けての調査や売却先との交渉を進めており評価できる。引き続き、政府の方針を踏まえて適切に行われることが求められる。

③特記事項

「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」（平成24年9月12日 文部科学省）において、調査分析機能の充実、債権回収の適切性・改善策等を検討することを目的とした「債権管理・回収等検証委員会」の設置等の提言がなされ対応を行った。

第5 経理の状況

1 財務諸表等

本機構は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。また同条第4項により、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅延なく、財務諸表を官報に公告しなければならないとされています。

平成24年度決算財務諸表につきましては、平成25年7月17日付で文部科学大臣の承認を受け、官報の公告に向けた手続きを進めているところです。

なお、将来の国民負担に関するディスクロージャーを一層進めるとの観点から、財政投融资を活用している事業に関し、一定の前提条件（金利、事業規模など）を設定し、将来にわたる資金収支（キャッシュフロー）等を推計することで、国（一般会計等）から投入される補助金等の額を試算するものとして、政策コスト分析が公表されております。

本機構の政策コスト分析については、奨学金貸与事業のうち有利子貸与事業が対象となっております。詳細につきましては、下記の財務省ホームページをご参照ください。

財務省ホームページ

<http://www.mof.go.jp/filp/reference/policy_cost_analysis/index.htm>

【平成 24 年度】

(目次)	頁
(1) 財務諸表	95
① 貸借対照表	95
② 損益計算書	97
③ キャッシュ・フロー計算書	99
④ 行政サービス実施コスト計算書	100
⑤ 利益の処分に関する書類	101
⑥ 重要な会計方針等	102
⑦ 附属明細書	110
(2) 監事による意見書	118
(3) 独立監査人の監査報告書	119

(1) 財務諸表

①貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位:円)

区分	金額	
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金		108,801,142,158
貸付金		
第一種学資金	2,428,428,718,861	
第二種学資金	5,286,962,970,626	
貸倒引当金	△ 121,725,858,319	7,593,665,831,168
有価証券		56,899,049,337
前払費用		637,245
未収収益	926,938,491	
貸倒引当金	△ 15,637,786	911,300,705
未収消費税等		51,451,200
未収金		347,738,441
流動資産合計		7,760,677,150,254
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物	39,563,829,678	
減価償却累計額	△ 9,713,304,077	
減損損失累計額	△ 352,506	29,850,173,095
構築物	114,491,990	
減価償却累計額	△ 62,911,899	51,580,091
車両運搬具	6,890,809	
減価償却累計額	△ 6,201,729	689,080
工具器具備品	2,476,227,284	
減価償却累計額	△ 1,430,427,891	
減損損失累計額	△ 2,876,694	1,042,922,699
土地	10,966,756,060	
減損損失累計額	△ 1,333,622	10,965,422,438
建設仮勘定		112,988,148
有形固定資産合計		42,023,775,551
2. 無形固定資産		
借地権		5,450,587,495
ソフトウェア		1,712,965,512
電話加入権		5,395,000
無形固定資産合計		7,168,948,007
3. 投資その他の資産		
投資有価証券		22,238,427,422
破産再生更生債権等	50,169,168,911	
貸倒引当金	△ 50,080,185,318	88,983,593
未収財源措置予定額		118,375,971,113
差入保証金		36,701,470
投資その他の資産合計		140,740,083,598
固定資産合計		189,932,807,156
資産合計		7,950,609,957,410

区分	金額	
負債の部		
I 流動負債		
運営費交付金債務		29,062,049
預り補助金等		693,670,185
預り寄附金		38,691,000
一年以内償還予定日本学生支援債券		160,000,000,000
一年以内返済予定長期借入金		873,051,000,000
未払金		1,497,575,823
リース債務		454,402,944
未払費用		7,169,046,432
前受金		443,299,903
預り金		273,477,602
仮受金		139,748,542
流動負債合計		1,043,789,974,480
II 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金	1,270,776,260	
資産見返施設費	4,317,894	
資産見返補助金等	931,580,284	
資産見返寄附金	9,271,552	
建設仮勘定見返運営費交付金	112,988,148	2,328,934,138
長期預り寄附金		1,244,803,277
日本学生支援債券		230,000,000,000
長期借入金		6,616,690,754,186
長期預り保証金		69,915,816
長期リース債務		363,327,264
固定負債合計		6,850,697,734,681
負債合計		7,894,487,709,161
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	100,000,000	
資本金合計		100,000,000
II 資本剰余金		
資本剰余金	△ 6,409,993,966	
損益外減価償却累計額	△ 10,657,161,195	
損益外減損失累計額	△ 1,686,128	
民間出えん金	58,801,272,617	
資本剰余金合計		41,732,431,328
III 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金	624,125,227	
積立金	9,750,662,260	
当期末処分利益	3,915,029,434	
(うち当期総利益)	(3,915,029,434)	
利益剰余金合計		14,289,816,921
純資産合計		56,122,248,249
負債・純資産合計		7,950,609,957,410

貸借対照表注記

- (1) 「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額 10,228,975,000 円
- (3) 運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額 249,778,382 円

②損益計算書(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:円)

区分	金額	
経常費用		
業務費		
学資金貸与業務費	81,298,752,580	
留学生学資金支給業務費	11,069,763,293	
留学生寄宿舎運営業務費	688,260,208	
留学試験業務費	460,832,045	
日本語予備教育業務費	547,270,879	
留学生交流推進業務費	402,943,455	
研修・情報提供業務費	249,106,196	
修学環境等調査研究業務費	87,028,205	
高等学校等奨学金事業移管業務費	20,036,613,000	114,840,569,861
一般管理費		2,191,803,288
経常費用合計		117,032,373,149
経常収益		
運営費交付金収益		14,303,774,994
学資金利息		31,820,895,950
延滞金収入		4,319,024,757
留学生宿舎収入		418,802,595
日本語学校収入		295,045,471
日本留学試験検定料収入		290,246,462
その他事業収入		263,773,782
受託収入		
その他受託収入		78,920,368
補助金等収益		
高等学校等奨学金事業交付金収益	20,036,613,000	
国庫補助金収益	4,641,068,466	
政府補給金収益	6,776,733,893	31,454,415,359
財源措置予定額収益		36,573,311,904
寄附金収益		96,220,466
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金戻入	327,018,546	
資産見返施設費戻入	796,680	
資産見返補助金等戻入	331,523,338	
資産見返寄附金戻入	1,307,528	660,646,092
財務収益		
受取利息	66,953,450	
有価証券利息	305,730,962	372,684,412
経常収益合計		120,947,762,612
経常利益		3,915,389,463
臨時損失		
固定資産除却損		360,029
当期純利益		3,915,029,434
当期総利益		3,915,029,434

損益計算書注記

事業費内訳（主なもの）

（単位：円）

区分	金額	区分	金額
学資金貸与業務費		留学生学資金支給業務費	
支払利息	37,303,757,588	奨学金	10,922,742,000
返還免除損	32,605,545,565	人件費	66,523,514
貸倒引当金繰入	3,606,539,610	減価償却費	21,606,837
人件費	2,085,097,867	その他	58,890,942
減価償却費	1,060,789,270	計	11,069,763,293
その他	4,637,022,680		
計	81,298,752,580	留学試験業務費	
留学生寄宿舎運営業務費		業務委託費	187,090,988
会館運営業務委託費	187,947,117	人件費	69,923,061
業務委託費	159,244,676	諸謝金	51,022,750
支援金	123,796,324	支払賃金	47,111,623
人件費	49,782,665	通信運搬費	44,514,781
光熱水料	47,923,655	支払賃借料	31,074,146
維持修繕費	39,643,146	減価償却費	1,001,190
減価償却費	19,555,139	その他	29,093,506
その他	60,367,486	計	460,832,045
計	688,260,208	留学生交流推進業務費	
日本語予備教育業務費		人件費	149,118,582
人件費	289,221,639	旅費	80,236,937
支払賃金	127,605,999	業務委託費	38,465,937
光熱水料	27,638,769	支払賃金	34,627,150
減価償却費	15,195,097	寄付金事業費（地域交流）	24,788,018
その他	87,609,375	寄付金事業費（国際交流）	20,161,982
計	547,270,879	減価償却費	8,634,798
		その他	46,910,051
		計	402,943,455
研修・情報提供業務費		修学環境等調査研究業務費	
人件費	176,976,613	人件費	61,851,648
支払賃金	14,832,142	支払賃金	6,783,087
支払賃借料	13,999,116	業務委託費	6,036,268
減価償却費	6,825,976	印刷製本費	4,902,242
その他	36,472,349	減価償却費	1,018,149
計	249,106,196	その他	6,436,811
		計	87,028,205
高等学校等奨学金事業移管業務費		一般管理費	
高等学校等奨学金事業交付金	20,036,613,000	人件費	1,015,861,552
計	20,036,613,000	土地建物借料	479,397,841
		公租公課	209,457,443
		業務委託費	122,565,629
		減価償却費	18,418,151
		その他	346,102,672
		計	2,191,803,288
* 独立行政法人日本学生支援機構法施行令附則第11条の2の規定により、都道府県に対して、高等学校又は専修学校の高等課程に入学する者に学資の貸与を行うための資金として支給しております。			

③キャッシュ・フロー計算書(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 4,014,734,083
学資金の貸付による支出	△ 1,081,707,996,740
短期借入金返済による支出	△ 2,485,929,000,000
債券の償還による支出	△ 160,000,000,000
長期借入金返済による支出	△ 830,612,000,000
借入利息の支払額	△ 35,230,700,103
債券利息の支払額	△ 919,320,949
高等学校等奨学金事業移管による支出	△ 20,036,613,000
その他の業務支出	△ 19,228,072,202
運営費交付金収入	14,802,368,000
政府交付金収入	20,036,613,000
学資金の回収による収入	558,362,573,202
短期借入金による収入	2,485,929,000,000
債券の発行による収入	179,760,060,266
長期借入れによる収入	1,346,457,398,000
学資金利息の受取額	31,767,040,571
延滞金収入	4,319,024,757
留学生宿舍収入	395,195,266
日本語学校収入	294,164,991
日本留学試験検定料収入	289,916,027
その他の事業収入	990,330,544
受託収入	78,920,368
政府受託収入の精算による返還金の支出	△ 790,112
国庫補助金収入	10,372,177,000
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 303,307,814
政府補給金収入	2,948,947,000
寄附金収入	181,230,353
小計	19,002,424,342
その他利息の受取額	323,595,694
その他利息の支払額	△ 1,610,250,189
業務活動によるキャッシュ・フロー	17,715,769,847
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 56,898,840,000
有価証券の償還による収入	28,005,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 181,675,686
有形固定資産の売却による収入	1,008,766,720
無形固定資産の取得による支出	△ 319,059,373
差入保証金の差入による支出	△ 4,033,582
差入保証金の返還による収入	316,758
施設整備費補助金収入	536,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,388,989,163
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 492,811,182
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 5,928,024,391
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,420,835,573
IV 資金に係る換算差額	-
V 資金増加額	△ 17,094,054,889
VI 資金期首残高	125,895,197,047
VII 資金期末残高	108,801,142,158

キャッシュ・フロー計算書注記

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	108,801,142,158 円
資金期末残高	108,801,142,158 円

(2) 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	96,319,440 円
学資金免除	32,605,545,565 円
一般会計からの借入金免除	31,022,324,583 円

④行政サービス実施コスト計算書(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

単位:円

I 業務費用

損益計算書上の費用

学資金貸与業務費	81,298,752,580	
留学生学資金支給業務費	11,069,763,293	
留学生寄宿舎運營業務費	688,260,208	
留学試験業務費	460,832,045	
日本語予備教育業務費	547,270,879	
留学生交流推進業務費	402,943,455	
研修・情報提供業務費	249,106,196	
修学環境等調査研究業務費	87,028,205	
高等学校等奨学金事業移管業務費	20,036,613,000	
一般管理費	2,191,803,288	
臨時損失	360,029	117,032,733,178

(控除)

学資金利息	△ 31,820,895,950	
延滞金収入	△ 4,319,024,757	
留学生宿舎収入	△ 418,802,595	
日本語学校収入	△ 295,045,471	
日本留学試験検定料収入	△ 290,246,462	
その他事業収入	△ 263,773,782	
受託収入	△ 78,920,368	
寄附金収益	△ 96,220,466	
資産見返寄附金戻入	△ 1,307,528	
財務収益	△ 372,684,412	△ 37,956,921,791

業務費用合計 79,075,811,387

II 損益外減価償却相当額 1,047,932,502

III 損益外減損損失相当額 △ 22,140,416

IV 損益外除売却差額相当額 △ 56,028,981

V 引当外賞与見積額 △ 48,744,806

VI 引当外退職給付増加見積額 390,855,000

VII 機会費用

国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	794,864,435	
無利子融資取引の機会費用	13,396,554,623	14,191,419,058

VIII 行政サービス実施コスト 94,579,103,744

行政サービス実施コスト計算書注記

- (1) 引当外退職給付増加のうち、国等からの出向職員に係るものが16,458,000円含まれており、国家公務員退職手当法に基づき期末在職出向職員に係る自己都合要支給額の当年度増加額を計上しております。
- (2) 都道府県に対して、高等学校又は専修学校の高等課程に入学する者に学資の貸与を行うための資金を支給していることにより、業務費用20,036,613,000円を計上しておりますが、これに対応する収益は国から受け入れた高等学校等奨学金事業交付金収益であるため、行政サービス実施コストに同額の費用が含まれております。

⑤利益の処分に関する書類

(単位:円)

区分	金額	
I 当期未処分利益 当期総利益	3,915,029,434	3,915,029,434
II 利益処分額 積立金	3,915,029,434	3,915,029,434

⑥重要な会計方針等

I 重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。ただし、国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、業務達成基準を適用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 1～54年

構築物 5～58年

工具器具備品 3～23年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券

償却原価法(定額法)

6. 未収財源措置予定額の計上基準

(1) 第一種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第22条及び独立行政法人日本学生

支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(2) 第二種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第二種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第二種学資金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(3) 第二種学資金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額

第二種学資金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(4) 法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、「債権管理規程」及び「中期目標」に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

(5) 旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第 3 条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

(6) 貸倒引当金見積方法の変更により追加で計上される旧債権の貸倒引当金繰入額に係る未収財源措置予定額

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則（平成 21 年 3 月 16 日）」の制定に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、同額を未収財源措置予定額として計上しております。

7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地価や賃借料を参考に計算しております。

(2) 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に利用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値 0.542%で計算しております。

8. リース取引の処理方法

(1) リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II 重要な債務負担行為

該当ありません。

III 重要な後発事象

該当ありません。

IV 減損会計関係注記

1. 減損を認識した固定資産

(1) 事務所等

① 減損を認識した固定資産の概要

(単位：円)

用途	資産名称	種類	場 所	24年度末 帳簿価額 (減損後)	減損額のうち損益計 算書に計上した額	減損額のうち損益 計算書に計上して いない額
事務所	東海北陸 支部分室	建物	愛知県名古屋市 昭和区川名山町	0	0	21,480,164
備品	耐震用架台	工具器 具備品	東京都新宿区市谷 本村町	4,470	0	2,876,694

(注1) 帳簿価額は、平成25年3月31日現在の帳簿価額を掲記しております。

(注2) 帳簿価額(回収可能サービス価額)は、正味売却価額の金額を掲記しております。

② 減損の認識に至った経緯

東海北陸支部分室につきましては、「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、当機構において講ずべき措置として、東海北陸支部(分室)について、廃止も含めて検討することとされたことを受け、利用実態の調査、周辺大学における購入希望の確認等を行いました。その結果、一般の利用実績が著しく低く、周辺大学の購入希望もないため、平成24年4月1日をもって使用を停止し、平成24年12月28日に取り壊し工事を完了しました。

耐震用架台につきましては、当該資産がホストコンピュータ専用の架台であり、業務・システム最適化計画によりホストコンピュータが撤去されたため平成24年4月1日をもって使用を停止しました。

2. 使用しないという決定を行った固定資産

(1) 留学生宿舍

① 使用しないという決定を行った固定資産の概要

用途	資産名称	種類	場所
留学生宿舍	札幌国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	北海道札幌市豊平区豊平6条
留学生宿舍	東京国際交流会館	土地、建物、構築物、工具器具備品、借地権	東京都江東区青海
留学生宿舍	金沢国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	石川県金沢市もりの里
留学生宿舍	兵庫国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	兵庫県神戸市中央区脇浜町
留学生宿舍	福岡国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	福岡県福岡市博多区店屋町
留学生宿舍	大分国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	大分県別府市京町

② 使用しなくなる日

各宿舍ごとの譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、当機構において講ずべき措置として、留学生宿舍については大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに機構の事業としては廃止することとされていること及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得ることとされています。

なお、平成25年度予算編成の基本方針（平成25年1月24日閣議決定）において、「独立行政法人の見直しについては、（中略）「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」とされているところではありますが、当機構では、使用しないという決定に変更はなく、大学・民間等への売却に向けて、引き続き業務を進めているところです。

④ 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

留学生宿舍（当事業年度末帳簿価額：土地 6,038,407,880 円、建物等 28,910,055,510 円、借地権 5,450,587,495 円）については、譲渡・廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

(2) 職員宿舍

① 使用しないという決定を行った固定資産の概要

用途	資産名称	種類	場所
職員宿舍	百合ヶ丘第1宿舍	建物等	神奈川県川崎市麻生区東百合丘

② 使用しなくなる日

平成29年3月31日

③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

建物・設備等の老朽化が著しく、修繕費用等の一層の増大が見込まれること及び「独立行政法人の職員宿舍

の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された廃止方針等の趣旨及び当該見直し計画において「実施計画に基づく措置は、(中略)今後5年以内を目途に講じる」とされていることを踏まえ、平成29年3月に閉鎖することとしました。

④ 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

(単位：円)

資産名称	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額の見込額
百合ヶ丘第1 宿舍	13,868,117	0	13,868,117

※ 帳簿価額は平成29年3月31日の見込帳簿価額を記載しております。

※ 回収可能サービス価額は、正味売却価額を掲記しております。

V 金融商品の時価等の開示に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金貸与事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は国債、地方債及び譲渡性預金であり、満期保有目的で保有しております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部により行われ、また、定期的に運営会議等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	108,801	108,801	—
(2) 貸付金及び破産再生更生債権等 貸倒引当金	7,765,561 △171,806		
	7,593,755	7,385,570	△208,185
(3) 有価証券及び投資有価証券	79,137	80,315	1,178
満期保有目的	79,137	80,315	1,178
債券	25,137	26,315	1,178
譲渡性預金	54,000	54,000	—
(4) 日本学生支援債券	(390,000)	(390,144)	(144)
(5) 長期借入金	(7,489,742)	(6,804,477)	(△685,265)

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 貸付金

貸付金及び破産再生更生債権等の種類に基づく区分ごとに、無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で満期となるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券の時価は、市場価格によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、無利息である一般会計借入金及び特別会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

VI 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅶ 不要財産の国庫納付に関する注記

1. 平成24年度に不要財産としての国庫納付等を行ったもの

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

(単位:円)

名 称	用 途	区 分	場 所	帳簿価額	うち国の支出を 財源とする部分	うち自己財源 による部分
仙台第一 国際交流会館	留学生宿舍	土地、 建物、 構築物	宮城県仙台市 青葉区三条町	734,271,663	692,157,789	42,113,874
仙台第二 国際交流会館	留学生宿舍	建物、 構築物	宮城県仙台市 宮城野区東仙台	127,543,585	31,704,696	95,838,889
駒場 国際交流会館	留学生宿舍	土地、 建物、 構築物	東京都目黒区 駒場	1,485,967,466	1,485,967,466	0
祖師谷 国際交流会館	留学生宿舍	土地、 建物、 構築物	東京都世田谷区 上祖師谷	4,878,692,210	4,853,783,348	24,908,862
大阪第一 国際交流会館	留学生宿舍	土地、 建物、 構築物	大阪府吹田市 津雲台	1,217,333,597	1,217,333,597	0
大阪第二 国際交流会館	留学生宿舍	建物、 構築物	大阪府大阪市 北区神山町	659,607,386	624,764,886	34,842,500
広島 国際交流会館	留学生宿舍	建物、 構築物	広島県広島市 中区広瀬北町	551,749,474	551,749,474	0
計	—	—	—	9,655,165,381	9,457,461,256	197,704,125

(2) 不要財産となった理由

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、機構が講ずべき措置として、留学生宿舍等(国際交流会館等)の設置・運営については、大学・民間等への売却を進め、機構の事業としては平成23年度末に廃止することとされ、国際交流会館等(13か所)の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付することとされました。

このことを受け、第2期中期計画において、「独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画」として、「国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止し、「国際交流会館等(13か所)の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する」旨の追記に係る変更認可を受けました(平成23年3月31日)。

(3) 国庫納付等の方法

現金にて納付

(4) 譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額

6,390,087,450 円

(うち、国の支出を財源として取得した資産の譲渡収入額 6,268,479,349 円)

(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

340,454,958 円

(6) 国庫納付額

5,928,024,391 円

(7) 納付年月日

平成 24 年 4 月 13 日

(8) 減資額

該当ありません。

⑦附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要
					当期償却額	減価償却累計額	当期損益内	当期損益外		
有形固定資産 (償却費損益内)	建物 375,407,173	36,265,177	1,492,128	410,180,222	116,428,063	28,983,578	0	0	293,752,159	
	構築物 16,285,179	2,363,127	0	18,648,306	4,209,122	1,060,707	0	0	14,439,184	
	車両運搬具 6,890,809	0	0	6,890,809	6,201,729	0	0	0	689,080	
	工具器具備品 2,255,038,423	135,408,674	178,292,561	2,212,154,536	1,224,575,737	535,316,779	2,876,694	2,876,694	984,702,105	
	計 2,653,621,584	174,036,978	179,784,689	2,647,873,873	1,351,414,651	565,361,064	2,876,694	2,876,694	1,293,582,528	
有形固定資産 (償却費損益外)	建物 39,212,774,429	0	59,124,973	39,153,649,456	9,596,876,014	1,038,712,059	352,506	0	29,556,420,936	
	構築物 96,209,924	0	366,240	95,843,684	58,702,777	4,267,460	0	0	37,140,907	
	工具器具備品 271,891,128	0	7,818,380	264,072,748	205,852,154	4,952,983	0	0	58,220,594	
	計 39,580,875,481	0	67,309,593	39,513,565,888	9,861,430,945	1,047,932,502	352,506	0	29,651,782,437	
有形固定資産 (非償却資産)	土地 11,871,190,060	0	904,434,000	10,966,756,060	0	0	1,333,622	0	10,965,422,438	
	建設仮勘定 9,030,000	103,958,148	0	112,988,148	0	0	0	0	112,988,148	
	計 11,880,220,060	103,958,148	904,434,000	11,079,744,208	0	0	1,333,622	0	11,078,410,586	
有形固定資産 合計	建物 39,588,181,602	36,265,177	60,617,101	39,563,829,678	9,713,304,077	1,067,695,637	352,506	0	29,850,173,095	
	構築物 112,495,103	2,363,127	366,240	114,491,990	62,911,899	5,328,167	0	0	51,580,091	
	車両運搬具 6,890,809	0	0	6,890,809	6,201,729	0	0	0	689,080	
	工具器具備品 2,526,929,551	135,408,674	186,110,941	2,476,227,284	2,476,227,284	540,269,762	2,876,694	2,876,694	1,042,922,699	
	土地 11,871,190,060	0	904,434,000	10,966,756,060	0	0	1,333,622	0	10,965,422,438	
	建設仮勘定 9,030,000	103,958,148	0	112,988,148	0	0	0	0	112,988,148	
	計 54,114,717,125	277,995,126	1,151,528,282	53,241,183,969	11,212,845,596	1,613,293,566	4,562,822	2,876,694	42,023,775,551	
無形固定資産 (償却費損益内)	ソフトウェア 3,669,504,540	319,059,373	39,771,900	3,948,792,013	2,235,826,501	587,683,543	0	0	1,712,965,512	
無形固定資産 (償却費損益外)	ソフトウェア 795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	
無形固定資産 (非償却資産)	借地権 5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	電話加入権 5,395,000	0	0	5,395,000	0	0	0	0	5,395,000	
	計 5,455,982,495	0	0	5,455,982,495	0	0	0	0	5,455,982,495	
無形固定資産 合計	借地権 5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	5,450,587,495	
	ソフトウェア 4,465,234,790	319,059,373	39,771,900	4,744,522,263	3,031,556,751	587,683,543	0	0	1,712,965,512	
	電話加入権 5,395,000	0	0	5,395,000	0	0	0	0	5,395,000	
	計 9,921,217,285	319,059,373	39,771,900	10,200,504,758	3,031,556,751	587,683,543	0	0	7,168,948,007	
投資その他の資産	投資有価証券 22,226,505,432	2,910,971,327	2,899,049,337	22,238,427,422	0	0	-	-	22,238,427,422	
	破産再生更生債権等 46,721,928,151	4,547,865,025	1,100,624,265	50,169,168,911	0	0	-	-	50,169,168,911	
	貸倒引当金 △ 46,653,820,470	△ 4,526,989,113	△ 1,100,624,265	△ 50,080,185,318	0	0	-	-	△ 50,080,185,318*	
	未収財産措置予定額 114,037,564,899	36,573,311,904	32,234,905,690	118,375,971,113	0	0	-	-	118,375,971,113	
	差入保証金 32,984,646	4,033,582	316,758	36,701,470	0	0	-	-	36,701,470	
	計 136,365,162,658	39,509,192,725	35,134,271,785	140,740,083,598	0	0	-	-	140,740,083,598	

*当期減少額のうち目的取崩額は1,100,624,265円であります。

(2) 有価証券の明細

①流動資産として計上された有価証券

(単位:円)

種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
満期保有目的					
第81回5年国債	2,895,244,000	2,900,000,000	2,899,049,337	0	
譲渡性預金	54,000,000,000	54,000,000,000	54,000,000,000	0	
貸借対照表計上額合計					56,899,049,337

②投資その他の資産として計上された有価証券

(単位:円)

種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
満期保有目的					
第40回20年国債	3,681,500,000	3,700,000,000	3,694,749,180	0	
第297回10年国債	2,990,610,000	3,000,000,000	2,994,404,020	0	
第305回10年国債	2,485,042,500	2,500,000,000	2,489,618,133	0	
第310回10年国債	1,575,904,000	1,600,000,000	1,581,977,513	0	
第312回10年国債	1,982,100,000	2,000,000,000	1,985,731,591	0	
第88回5年国債	3,591,018,000	3,600,000,000	3,596,414,183	0	
第89回5年国債	1,994,980,000	2,000,000,000	1,997,337,332	0	
第7回5年福岡市債	998,900,000	1,000,000,000	999,178,009	0	
第1回5年京都府債	499,900,000	500,000,000	499,915,553	0	
第4回5年静岡県債	499,950,000	500,000,000	499,957,772	0	
第3回5年千葉県債	499,750,000	500,000,000	499,788,356	0	
第1回5年福岡市債	499,650,000	500,000,000	499,703,448	0	
第3回5年埼玉県債	499,750,000	500,000,000	499,788,041	0	
第2回5年札幌市債	399,840,000	400,000,000	399,864,291	0	
貸借対照表計上額合計					22,238,427,422

(3) 貸付金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額 新規貸付額	回収額	当期減少額 償却額	返還免除額	期末残高	摘要
第一種学資金 (うち破産再生更生債権等)	2,430,358,907,099 (31,547,759,146)	267,603,644,000	205,358,222,951	750,903,598	31,118,220,328	2,460,735,204,222 (32,306,485,361)	
第二種学資金 (うち破産再生更生債権等)	4,845,605,386,895 (15,174,169,005)	813,914,940,000	352,857,626,815	349,720,667	1,487,325,237	5,304,825,654,176 (17,862,683,550)	
計 (うち破産再生更生債権等)	7,275,964,293,994 (46,721,928,151)	1,081,518,584,000	558,215,849,766	1,100,624,265	32,605,545,565	7,765,560,858,398 (50,169,168,911)	

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第15条第3項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

(4) 長期借入金の明細

(単位:円)

区分	期首残高 (内一年以内返済予定額)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内返済予定額)	平均利率(%)	返済期限	摘要
一般会計借入金	2,467,722,680,769 ()	75,784,201,000	31,022,324,583	2,512,484,557,186 ()	無利息	平成30年～平成60年	*
特別会計借入金	()	3,768,197,000	0	3,768,197,000 ()	無利息	平成59年～平成60年	
財政融資資金借入金	4,066,080,000,000 (359,496,000,000)	820,300,000,000	359,496,000,000	4,526,884,000,000 (426,446,000,000)	0.84	平成25年～平成44年	
民間借入金(三菱UFJ信託銀行)	150,300,000,000 (150,300,000,000)	0	150,300,000,000 (0)	0		平成25年	
民間借入金(八十二銀行)	20,000,000,000 (20,000,000,000)	900,000,000	20,000,000,000	900,000,000 (900,000,000)	0.10	平成25年～平成26年	
民間借入金(大分銀行)	30,000,000,000 (30,000,000,000)	1,668,000,000	30,000,000,000	1,668,000,000 (1,668,000,000)	0.10	平成25年～平成26年	
民間借入金(みなと銀行)	14,800,000,000 (14,800,000,000)	4,500,000,000	14,800,000,000	4,500,000,000 (4,500,000,000)	0.10	平成25年～平成26年	
民間借入金(足利銀行)	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0	30,000,000,000 (0)	0		平成25年	
民間借入金(西日本シティ銀行)	15,000,000,000 (15,000,000,000)	0	15,000,000,000 (0)	0		平成25年	
民間借入金(あおぞら銀行)	15,000,000,000 (15,000,000,000)	0	15,000,000,000 (0)	0		平成25年	
民間借入金(山梨中央銀行)	10,000,000,000 (10,000,000,000)	4,800,000,000	10,000,000,000	4,800,000,000 (4,800,000,000)	0.10	平成25年～平成26年	
民間借入金(もみじ銀行)	15,000,000,000 (15,000,000,000)	0	15,000,000,000 (0)	0		平成25年	
民間借入金(京都銀行)	9,700,000,000 (9,700,000,000)	4,600,000,000	9,700,000,000	4,600,000,000 (4,600,000,000)	0.10	平成25年～平成26年	
民間借入金(常陽銀行)	9,500,000,000 (9,500,000,000)	9,500,000,000	9,500,000,000	9,500,000,000 (9,500,000,000)	0.11	平成25年～平成26年	
民間借入金(広島銀行)	8,000,000,000 (8,000,000,000)	8,000,000,000	8,000,000,000	8,000,000,000 (8,000,000,000)	0.10	平成25年～平成26年	
民間借入金(清水銀行)	5,500,000,000 (5,500,000,000)	5,500,000,000	5,500,000,000	5,500,000,000 (5,500,000,000)	0.13	平成25年～平成26年	
民間借入金(青森銀行)	4,000,000,000 (4,000,000,000)	5,000,000,000	4,000,000,000	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0.10	平成25年～平成26年	
民間借入金(宮崎銀行)	1,000,000,000 (1,000,000,000)	1,900,000,000	1,000,000,000	1,900,000,000 (1,900,000,000)	0.13	平成25年～平成26年	
民間借入金(山形銀行)	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0	5,000,000,000 (0)	0		平成25年	
民間借入金(四国銀行)	3,000,000,000 (3,000,000,000)	100,000,000	3,000,000,000	100,000,000 (100,000,000)	0.10	平成25年～平成26年	
民間借入金(三井住友銀行)	0 (0)	230,000,000,000	0	230,000,000,000 (230,000,000,000)	0.10	平成26年	
民間借入金(沖縄銀行)	0 (0)	3,000,000,000	0	3,000,000,000 (3,000,000,000)	0.10	平成26年	
民間借入金(佐賀銀行)	0 (0)	2,000,000,000	0	2,000,000,000 (2,000,000,000)	0.10	平成26年	
民間借入金(岐阜信用金庫)	0 (0)	1,600,000,000	0	1,600,000,000 (1,600,000,000)	0.11	平成26年	
民間借入金(島田信用金庫)	0 (0)	500,000,000	0	500,000,000 (500,000,000)	0.10	平成26年	
民間借入金(農林中央金庫)	0 (0)	64,669,000,000	0	64,669,000,000 (64,669,000,000)	0.12	平成26年	
民間借入金(十八銀行)	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0	5,000,000,000 (0)	0		平成25年	
民間借入金(鹿児島銀行)	5,000,000,000 (5,000,000,000)	5,000,000,000	5,000,000,000	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0.13	平成25年～平成26年	
民間借入金(北洋銀行)	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0	10,000,000,000 (0)	0		平成25年	
民間借入金(北海道銀行)	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0	10,000,000,000 (0)	0		平成25年	
民間借入金(三菱東京UFJ銀行)	73,816,000,000 (73,816,000,000)	92,968,000,000	73,816,000,000	92,968,000,000 (92,968,000,000)	0.13	平成25年～平成26年	
民間借入金(湘南信用金庫)	1,500,000,000 (1,500,000,000)	0	1,500,000,000 (0)	0		平成25年	
民間借入金(労働金庫連合会)	20,000,000,000 (20,000,000,000)	400,000,000	20,000,000,000	400,000,000 (400,000,000)	0.10	平成25年～平成26年	
計	7,004,918,680,769 (830,612,000,000)	1,346,457,398,000	861,634,324,583	7,489,741,754,186 (873,051,000,000)			

*減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第2項の規定により償還を免除されたものであります。

(5) 日本学生支援債券の明細

(単位:円)

銘柄	期首残高 (内一年以内償還予定額)	当期増加	当期減少	期末残高 (内一年以内償還予定額)	利率(%)	償還期限	摘要
第十七回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0	-	H24.9.20	
第十九回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0	-	H24.7.20	
第二十回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0	-	H24.9.20	
第二十一回日本学生支援債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.28	H25.11.20	
第二十二回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0	-	H26.2.20	
第二十三回日本学生支援債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.24	H25.7.19	
第二十四回日本学生支援債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.20	H25.9.20	
第二十五回日本学生支援債券	50,000,000,000 (40,000,000,000)	0	0	50,000,000,000 (40,000,000,000)	0.28	H26.11.20	
第二十六回日本学生支援債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.24	H26.2.20	
第二十七回日本学生支援債券	0	40,000,000,000	0	40,000,000,000	0.18	H26.7.18	
第二十八回日本学生支援債券	0	50,000,000,000	0	50,000,000,000	0.15	H26.9.19	
第二十九回日本学生支援債券	0	50,000,000,000	0	50,000,000,000	0.16	H27.11.20	
第三十回日本学生支援債券	0	40,000,000,000	0	40,000,000,000	0.15	H27.2.20	
計	370,000,000,000 (160,000,000,000)	180,000,000,000	160,000,000,000	390,000,000,000 (160,000,000,000)			

(6) 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
第一種学資金	2,430,358,907,099	30,376,297,123	2,460,735,204,222	71,529,435,887	△ 2,702,513,939	68,826,921,948	
一般債権	正常先	2,210,201,295,362	31,677,353,879	2,241,878,649,241	3,104,845,909	△ 1,144,654,960	1,960,190,949
	要注先	56,444,753,796	△ 1,379,145,152	55,065,608,644	1,569,897,909	△ 180,782,662	1,389,115,247
	要管理先	69,310,194,462	3,804,574,074	73,114,768,536	2,479,413,039	8,921,977	2,488,335,016
	小計	2,335,956,243,620	34,102,782,801	2,370,059,026,421	7,154,156,857	△ 1,316,515,645	5,837,641,212
貸倒懸念債権	破綻懸念先	62,854,904,333	△ 4,485,211,893	58,369,692,440	32,850,603,062	△ 2,142,394,964	30,708,208,098
破産再生 更生債権等	実質破綻先	24,563,492,276	915,199,858	25,478,692,134	24,551,958,006	911,448,676	25,463,406,682
	破綻先	6,984,266,870	△ 156,473,643	6,827,793,227	6,972,717,962	△ 155,052,006	6,817,665,956
	小計	31,547,759,146	758,726,215	32,306,485,361	31,524,675,968	756,396,670	32,281,072,638
第二種学資金	4,845,605,386,895	459,220,267,281	5,304,825,654,176	97,770,730,818	5,208,390,871	102,979,121,689	
一般債権	正常先	4,396,860,755,062	410,418,153,345	4,807,278,908,407	8,488,401,742	△ 2,604,875,268	5,883,526,474
	要注先	154,630,581,016	14,819,931,563	169,450,512,579	4,620,294,495	22,872,947	4,643,167,442
	要管理先	161,060,871,453	27,242,285,924	188,303,157,377	6,878,753,733	1,569,389,596	8,388,145,329
	小計	4,712,552,207,531	452,480,370,832	5,165,032,578,363	19,987,449,970	△ 1,072,612,725	18,914,837,245
貸倒懸念債権	破綻懸念先	117,879,010,359	4,051,381,904	121,930,392,263	62,654,136,346	3,611,035,418	66,265,171,784
破産再生 更生債権等	実質破綻先	7,067,153,849	2,209,393,921	9,276,547,770	7,037,194,962	2,202,113,048	9,239,308,010
	破綻先	8,107,015,156	479,120,624	8,586,135,780	8,091,949,540	467,855,130	8,559,804,670
	小計	15,174,169,005	2,688,514,545	17,862,683,550	15,129,144,502	2,669,968,178	17,799,112,680
貸付金利息に係る未収収益	836,126,824	53,855,379	889,982,203	15,599,373	38,413	15,637,786	
計	7,276,800,420,818	489,650,419,783	7,766,450,840,601	169,315,766,078	2,505,915,345	171,821,681,423	

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(7) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区分	期首残高			期末残高			摘要
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期首残高	当期増加額	期末残高	
資本金		100,000,000	0	100,000,000			
資本剰余金	資本剰余金		0				
	増益外除売却差額相当額	△ 461,295,206	△ 64,159,593	△ 101,182,720	△ 461,295,206	*	
	計	△ 461,295,206	△ 64,159,593	△ 101,182,720	△ 461,295,206		
	増益外減価償却累計額	△ 9,628,234,547	△ 1,047,932,502	△ 19,005,854	△ 10,676,161,195	*	
	増益外減損損失累計額	△ 26,703,238	△ 21,480,164	△ 46,497,274	△ 1,686,128	*	
	民間出資金	58,801,272,617			58,801,272,617		
	合計	42,699,317,739	△ 1,133,572,259	△ 166,685,848	41,732,431,328		

*減少要因は特定償却資産の売却等によるものであります。

(8) 積立金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項積立金	3,742,609,113	6,008,053,147	0	9,750,662,260	利益の処分による増
前中期目標期間繰越積立金	624,125,227	0	0	624,125,227	
計	4,366,734,340	6,008,053,147	0	10,374,787,487	

(9) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	建設仮勘定見返運営費交付金	
平成22年度	20,670,659	-	8,577,275	6,756,845	0	5,336,539
平成23年度	11,393,700	-	4,648,490	0	0	6,745,210
平成24年度	0	14,802,368,000	14,290,549,229	390,880,323	103,958,148	16,980,300

②運営費交付金債務の当期振替額の明細

・平成22年度交付分

(単位:円)

区分	金額	内訳	
		振替額	期末残高
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	8,577,275	①業務達成基準を採用した業務：国際交流会館等の譲渡に要する業務
	資産見返運営費交付金	6,756,845	②当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：国際交流会館等の譲渡に要する業務：8,577,275 イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：6,756,845
	資本剰余金	0	③運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化
	計	15,334,120	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	
	資産見返運営費交付金	0	-(期間進行基準を採用した業務は無い)
	資本剰余金	0	
	計	0	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	
	資産見返運営費交付金	0	-(費用進行基準を採用した業務は無い)
	資本剰余金	0	
	計	0	
会計基準第81第3項による振替額			
合計	15,334,120		

・平成23年度交付分

(単位:円)

区分	金額	内訳	
		振替額	期末残高
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	4,648,490	①業務達成基準を採用した業務：国際交流会館等の譲渡に要する業務
	資産見返運営費交付金	0	②当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：国際交流会館等の譲渡に要する業務：4,648,490 イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：0
	資本剰余金	0	③運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化
	計	4,648,490	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	
	資産見返運営費交付金	0	-(期間進行基準を採用した業務は無い)
	資本剰余金	0	
	計	0	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	
	資産見返運営費交付金	0	-(費用進行基準を採用した業務は無い)
	資本剰余金	0	
	計	0	
会計基準第81第3項による振替額			
合計	4,648,490		

・平成24年度交付分

(単位:円)

区分	金額	内訳	
		振替額	期末残高
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	0	①業務達成基準を採用した業務：国際交流会館等の譲渡に要する業務
	資産見返運営費交付金	0	②当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：国際交流会館等の譲渡に要する業務：0 イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：0
	資本剰余金	0	③運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化
	計	0	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	14,290,549,229	①期間進行基準を採用した業務：上記、業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務
	資産見返運営費交付金	390,880,323	②当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：18,336,007,968 (内訳：奨学金貸付事業関係 7,454,962,813 留学生支援事業関係 8,370,861,756 学生生活支援事業関係 323,028,601 法人共通 2,187,154,798)
	建設仮勘定見返運営費交付金	103,958,148	イ) 自己収入に係る収益計上額：4,229,188,895 ウ) 固定資産の取得額：2,885,146,874 留学生宿舍収入 418,802,595 その他 925,239,426
	資本剰余金	0	③運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化
	計	14,785,387,700	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	
	資産見返運営費交付金	0	-(費用進行基準を採用した業務は無い)
	資本剰余金	0	
	計	0	
会計基準第81第3項による振替額			
合計	14,785,387,700		

③運営費交付金債務残高の明細

(単位:円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
平成22年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	5,336,539 国際交流会館等の譲渡に要する業務経費 : 5,336,539 業務達成基準を採用する国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)の決定に伴い当該業務に対して策定した予算のうち、国際交流会館等の譲渡に係る予定された手続きが当該年度内に完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越した。当該業務については、翌事業年度以降において、計画どおり譲渡手続きを行う見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0
	計	5,336,539
平成23年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	6,745,210 国際交流会館等の譲渡に要する業務経費 : 6,745,210 業務達成基準を採用する国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)の決定に伴い当該業務に対して策定した予算のうち、国際交流会館等の譲渡に係る予定された手続きが当該年度内に完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越した。当該業務については、翌事業年度以降において、計画どおり譲渡手続きを行う見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0
	計	6,745,210
平成24年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	16,980,300 国際交流会館等の譲渡に要する業務経費 : 16,980,300 業務達成基準を採用する国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)の決定に伴い当該業務に対して策定した予算のうち、国際交流会館等の譲渡に係る予定された手続きが当該年度内に完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越した。当該業務については、翌事業年度以降において、計画どおり譲渡手続きを行う見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0
	計	16,980,300

(10) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

補助金等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳				摘要
		預り補助金等	資産見返補助金等	未収財源措置予定額	収益計上	
一般会計借入金返還免除	31,022,324,583	0	0	31,022,324,583	0	
返還免除補填金	503,864,000	0	0	503,864,000	0	
回収不能債権補填金	4,536,504,000	0	0	4,536,504,000	0	
高等学校等奨学金事業交付金	20,036,613,000	0	0	0	20,036,613,000	
政府補給金	2,948,947,000	0	0	△ 3,827,786,893	6,776,733,893	
留学生交流支援事業費補助金	5,321,809,000	690,270,000	0	0	4,631,539,000	
大学改革推進等補助金	10,000,000	470,534	0	0	9,529,466	
計	64,380,061,583	690,740,534	0	32,234,905,690	31,454,415,359	

(11) 役員及び職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区分	報酬または給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(204)	(1)	(-)	(-)
	86,249	6	0	0
職員	(-)	(-)	(-)	(-)
	3,122,078	477	161,355	13
合計	(204)	(1)	(-)	(-)
	3,208,427	483	161,355	13

(注)

- 役員に対する報酬等の支給基準の概要
役員の給与及び退職手当については、役員給与規程(平成16年規程第2号)及び役員退職手当規程(平成16年規程第3号)に基づき支給しております。
- 職員に対する報酬等の支給基準の概要
職員の給与及び退職手当については、職員給与規程(平成16年規程第4号)及び職員退職手当規程(平成16年規程第5号)に基づき支給しております。
- 職員・非常勤職員の給与の支給人員は、年間平均支給人員数を記載しております。
- 非常勤職員等については、外数にて()で記載しております。
- 上記には法定福利費(社会保険料等)に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用) 594,371千円は含めておりません。
- 中期計画において5年間の人件費予算を定めており、その範囲は損益計算書と同一(役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、退職手当及び社会保険料等)に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用)であります。

(12) 恩賜基金の明細

(単位:円)

区分	恩賜金	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
恩賜基金	恩賜金	1,000,000	0	0	1,000,000	現金及び預金、有価証券
	恩賜金より生じた運用利息	3,100,820	7,002	0	3,107,822	現金及び預金、有価証券
計		4,100,820	7,002	0	4,107,822	

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

(13) セグメント情報の開示

(単位:円)

	奨学金貸与事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
事業費用	101,335,365,580	13,169,069,880	336,134,401	2,191,803,288	117,032,373,149
学資金貸与業務費	81,298,752,580	0	0	0	81,298,752,580
留学生学資金支給業務費	0	11,069,763,293	0	0	11,069,763,293
留学生寄宿舎運営業務費	0	688,260,208	0	0	688,260,208
留学試験業務費	0	460,832,045	0	0	460,832,045
日本語予備教育業務費	0	547,270,879	0	0	547,270,879
留学生交流推進業務費	0	402,943,455	0	0	402,943,455
研修・情報提供業務費	0	0	249,106,196	0	249,106,196
修学環境等調査研究業務費	0	0	87,028,205	0	87,028,205
高等学校等奨学金事業移管業務費	20,036,613,000	0	0	0	20,036,613,000
一般管理費	0	0	0	2,191,803,288	2,191,803,288
事業収益	104,442,081,977	13,768,901,114	333,922,617	2,402,856,904	120,947,762,612
運営費交付金収益	3,950,497,119	7,751,045,401	316,374,026	2,285,858,448	14,303,774,994
学資金利息	31,820,895,950	0	0	0	31,820,895,950
延滞金収入	4,319,024,757	0	0	0	4,319,024,757
留学生寄宿舎収入	0	418,802,595	0	0	418,802,595
日本語学校収入	0	295,045,471	0	0	295,045,471
日本留学試験検定料収入	0	290,246,462	0	0	290,246,462
その他事業収入	55,974,837	163,747,298	175,000	43,876,647	263,773,782
受託収入	0	78,920,368	0	0	78,920,368
補助金等収益	26,813,346,893	4,631,539,000	9,529,466	0	31,454,415,359
財源措置予定額収益	36,573,311,904	0	0	0	36,573,311,904
寄附金収益	17,803,193	78,417,273	0	0	96,220,466
資産見返負債戻入	576,371,704	61,137,246	7,844,125	15,293,017	660,646,092
財務収益	314,855,620	0	0	57,828,792	372,684,412
事業損益	3,106,716,397	599,831,234	△ 2,211,784	211,053,616	3,915,389,463
総資産	7,900,118,170,838	44,409,763,618	25,177,409	6,056,845,545	7,950,609,957,410

1. 奨学金貸与事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第1項第1号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学金貸与等の事業を実施しております。
 留学生支援事業は機構法第13条第1項第2号及び3号、4号、5号、6号並びに7号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎等運営事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。
 学生生活支援事業は機構法第13条第1項第8号及び9号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 主な事業費用の内訳

(単位:円)

奨学金貸与事業		留学生支援事業		学生生活支援事業		法人共通	
項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
学資金貸与業務費		留学生学資金支給業務費		研修・情報提供業務費		一般管理費	
支払利息	37,303,757,588	奨学金	10,922,742,000	人件費	176,976,613	人件費	1,015,861,552
返還免除損	32,605,545,565	人件費	66,523,514	支払貸金	14,832,142	土地建物借料	479,397,841
貸倒引当金繰入	3,606,539,610	減価償却費	21,606,837	支払賃借料	13,999,116	公租公課	209,457,443
人件費	2,085,097,867	その他	58,890,942	減価償却費	6,825,976	業務委託費	122,565,629
減価償却費	1,060,789,270	計	11,069,763,293	その他	36,472,349	減価償却費	18,418,151
その他	4,637,022,680	留学生寄宿舎運営業務費		計	249,106,196	その他	346,102,672
計	81,298,752,580	会館運営業務委託費	187,947,117	修学環境等調査研究業務費		計	2,191,803,288
高等学校等奨学金事業移管業務費		業務委託費	159,244,676	人件費	61,851,648		
高等学校等奨学金事業交付金	20,036,613,000	支援金	123,796,324	支払貸金	6,783,087		
計	20,036,613,000	人件費	49,782,665	業務委託費	6,036,268		
		光熱水料	47,923,655	印刷製本費	4,902,242		
		維持修繕費	39,643,146	減価償却費	1,018,149		
		減価償却費	19,555,139	その他	6,436,811		
		その他	60,367,486	計	87,028,205		
		計	688,260,208				
		留学試験業務費					
		業務委託費	187,090,988				
		人件費	69,923,061				
		諸謝金	51,022,750				
		支払貸金	47,111,623				
		通信運搬費	44,514,781				
		支払賃借料	31,074,146				
		減価償却費	1,001,190				
		その他	29,093,506				
		計	460,832,045				
		日本語予備教育業務費					
		人件費	289,221,639				
		支払貸金	127,605,999				
		光熱水料	27,638,769				
		減価償却費	15,195,097				
		その他	87,609,375				
		計	547,270,879				
		留学生交流推進業務費					
		人件費	149,118,582				
		旅費	80,236,937				
		業務委託費	38,465,937				
		支払貸金	34,627,150				
		寄付金事業費(地域交流)	24,788,018				
		寄付金事業費(国際交流)	20,161,982				
		減価償却費	8,634,798				
		その他	46,910,051				
		計	402,943,455				

3. 主な資産の内訳

(単位：円)

	奨学金貸与事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
現金及び預金	105,230,747,143	1,473,404,623	14,571,448	2,082,418,944	108,801,142,158
貸付金(第一種学資金)	2,428,428,718,861	0	0	0	2,428,428,718,861
貸付金(第二種学資金)	5,286,962,970,626	0	0	0	5,286,962,970,626
貸倒引当金	△ 121,725,858,319	0	0	0	△ 121,725,858,319
有価証券	56,899,049,337	0	0	0	56,899,049,337
前払費用	0	0	0	637,245	637,245
未収収益	926,938,491	0	0	0	926,938,491
貸倒引当金	△ 15,637,786	0	0	0	△ 15,637,786
未収消費税等	0	0	0	51,451,200	51,451,200
未収金	148,440,163	193,274,245	0	6,024,033	347,738,441
建物	39,441,998	29,610,016,155	0	200,714,942	29,850,173,095
構築物	0	47,194,196	0	4,385,895	51,580,091
車両運搬具	0	0	0	689,080	689,080
工具器具備品	846,298,741	146,790,055	8,422,458	41,411,445	1,042,922,699
土地	0	7,452,550,060	0	3,512,872,378	10,965,422,438
建設仮勘定	0	0	0	112,988,148	112,988,148
借地権	0	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495
ソフトウェア	1,673,679,455	35,946,789	2,183,503	1,155,765	1,712,965,512
電話加入権	0	0	0	5,395,000	5,395,000
投資有価証券	22,238,427,422	0	0	0	22,238,427,422
破産再生更生債権等	50,169,168,911	0	0	0	50,169,168,911
貸倒引当金	△ 50,080,185,318	0	0	0	△ 50,080,185,318
未収財源措置予定額	118,375,971,113	0	0	0	118,375,971,113
差入保証金	0	0	0	36,701,470	36,701,470
計	7,900,118,170,838	44,409,763,618	25,177,409	6,056,845,545	7,950,609,957,410

4. 法人共通に含まれた資産の内訳

現金及び預金:翌期以降の費用等の支払に充てるための現預金であります。

建物並びに構築物、工具器具備品:市谷事務所のうち新館を除く部分及び職員宿舎に係る資産であります。

土地:市谷事務所及び職員宿舎の土地であります。

5. 損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外除売却差額相当額、引当外賞与見積額

及び引当外退職給付増加見積額のセグメント情報

(単位：円)

	奨学金貸与事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
損益外減価償却相当額	497,640	1,042,163,634	25,536	5,245,692	1,047,932,502
損益外減損損失相当額	0	0	0	△ 22,140,416	△ 22,140,416
損益外除売却差額相当額	15,948	23,234,055	0	△ 79,278,984	△ 56,028,981
引当外賞与見積額	△ 25,139,256	△ 8,005,360	△ 3,061,222	△ 12,538,968	△ 48,744,806
引当外退職給付増加見積額	201,576,431	64,190,117	24,546,084	100,542,368	390,855,000
計	176,950,763	1,121,582,446	21,510,398	△ 8,170,308	1,311,873,299

(14) 主な資産、負債の明細

(単位：円)

① 現金及び預金

項目	金額	備考
現金	1,232,483	
普通預金	48,657,395,721	
定期預金	18,000,000,000	
郵便振替	24,444,019,903	
別段預金	17,698,494,051	
計	108,801,142,158	

② 未収収益

項目	金額	備考
学資金利息	889,982,203	
有価証券利息	36,956,288	
計	926,938,491	

③ 未収財源措置予定額

項目	金額	備考
第一種学資金返還免除繰延資産見合	31,118,220,328	
第二種学資金返還免除繰延資産見合	6,603,844,950	
未払利息見合	△ 2,728,525,423	
第一種学資金貸倒引当金見合(新債権)	9,506,522,088	※
第二種学資金貸倒引当金見合(旧債権)	28,459,472,485	※
第二種学資金貸倒引当金見合(新債権)	45,416,436,685	※
計	118,375,971,113	

※新債権とは機構設立後に、旧債権とは旧日本育英会がそれぞれ貸出した債権であります。

④ 預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	37,291,000	
その他寄附金	1,400,000	
計	38,691,000	

⑤ 未払金

項目	金額	備考
報奨金	187,691,616	
退職手当	133,607,400	
私費留学生学習奨励費	176,487,000	
その他未払金	999,789,807	
計	1,497,575,823	

⑥ 未払費用

項目	金額	備考
借入金利息	6,882,351,306	
債券利息	177,172,219	
その他未払費用	109,522,907	
計	7,169,046,432	

⑦ 前受金

項目	金額	備考
受託事業	181,951,758	
日本留学試験検定料収入前受金	148,941,920	
授業料前受金	93,625,000	
入学金前受金	5,352,420	
課外活動前受金	3,870,000	
不動産賃貸収入前受金	2,913,159	
館費前受金	756,000	
入館費収入前受金	135,000	
その他前受金	5,754,646	
計	443,299,903	

⑧ 預り金

項目	金額	備考
韓国口預り金	133,188,800	
その他預り金	33,984,111	
銀行交付戻入金	57,545,269	
報奨金返戻金	14,546,127	
預り市町村民税徴収金	13,074,400	
預り所得税徴収金	7,775,336	
過剰返還金等返戻金	1,659,068	
国費留学預り金	1,394,500	
預り厚生年金徴収金	380,720	
預り健康保険徴収金	294,045	
預り年金基金徴収金	76,876	
一般勘定預り金	1,050	
預り入札保証金	294,000	
第二種学資金勘定預り金	7,200,000	
館費預り金	2,063,300	
計	273,477,602	

⑨ 仮受金

項目	金額	備考
第一種仮受金	8,392,703	
第二種仮受金	131,355,839	
計	139,748,542	

⑩ 長期預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	1,199,506,460	
その他寄附金	45,296,817	
計	1,244,803,277	

⑪ 長期預り保証金

項目	金額	備考
長期預り保証金	69,915,816	
計	69,915,816	

(2) 監事による意見書

平成 24 事業年度における 財務諸表及び決算報告書に関する監事意見書

私たち監事は、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 事業年度における財務諸表及び決算報告書について監査を実施した。

その結果に関する私たち監事の意見は次のとおりである。

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツから会計監査に関する報告及び説明を受け、改めて財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、機構の平成 25 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに平成 24 事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び行政サービス実施コスト状況を適正に表示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 事業報告書は、機構の平成 24 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、機構の予算区分に従って平成 24 事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成 25 年 6 月 19 日

独立行政法人 日本学生支援機構

監 事 佐藤 正行 ㊟

監 事 清永 秀一 ㊟

独立監査人の監査報告書

平成25年6月19日

独立行政法人 日本学生支援機構

理事長 遠藤 勝裕 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 村 角 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

ただし、当監査法人は、平成23事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち平成22事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（平成23事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）が独立行政法人日本学生支援機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【平成 23 年度】

(目次)	頁
(1) 財務諸表	122
① 貸借対照表	122
② 損益計算書	124
③ キャッシュ・フロー計算書	126
④ 行政サービス実施コスト計算書	127
⑤ 利益の処分に関する書類	128
⑥ 重要な会計方針等	129
⑦ 附属明細書	136
(2) 監事による意見書	144
(3) 独立監査人の監査報告書	145

(1) 財務諸表

①貸借対照表 (平成24年3月31日現在)

(単位:円)

区分	金額	
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金		125,895,197,047
貸付金		
第一種学資金	2,398,811,147,953	
第二種学資金	4,830,431,217,890	
貸倒引当金	△ 122,646,346,235	7,106,596,019,608
有価証券		28,004,998,897
前払費用		285,600
未収収益	836,126,824	
貸倒引当金	△ 15,599,373	820,527,451
未収金		204,577,474
流動資産合計		7,261,521,606,077
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物	39,588,181,602	
減価償却累計額	△ 8,658,090,799	
減損損失累計額	△ 26,503,289	30,903,587,514
構築物	112,495,103	
減価償却累計額	△ 57,913,348	54,581,755
車両運搬具	6,890,809	
減価償却累計額	△ 6,201,729	689,080
工具器具備品	2,526,929,551	
減価償却累計額	△ 1,074,582,029	1,452,347,522
土地	11,871,190,060	
減損損失累計額	△ 1,333,622	11,869,856,438
建設仮勘定		9,030,000
有形固定資産合計		44,290,092,309
2. 無形固定資産		
借地権		5,450,587,495
ソフトウェア		1,981,589,682
電話加入権		5,395,000
無形固定資産合計		7,437,572,177
3. 投資その他の資産		
投資有価証券		22,226,505,432
破産再生更生債権等	46,721,928,151	
貸倒引当金	△ 46,653,820,470	68,107,681
未収財源措置予定額		114,037,564,899
差入保証金		32,984,646
投資その他の資産合計		136,365,162,658
固定資産合計		188,092,827,144
資産合計		7,449,614,433,221

区分	金額	
負債の部		
I 流動負債		
運営費交付金債務		32,064,359
預り補助金等		306,228,160
預り寄附金		48,716,816
一年以内償還予定日本学生支援債券		160,000,000,000
一年以内返済予定長期借入金		830,612,000,000
未払金		1,548,905,685
国庫納付未払金		5,928,024,391
未払消費税等		71,995,600
リース債務		470,614,746
未払費用		7,630,520,563
前受金		565,829,042
預り金		346,458,220
仮受金		118,076,476
流動負債合計		1,007,679,434,058
II 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金	1,203,034,332	
資産見返施設費	5,114,574	
資産見返補助金等	1,263,103,622	
資産見返寄附金	7,420,537	
建設仮勘定見返運営費交付金	9,030,000	2,487,703,065
長期預り寄附金		1,152,926,117
日本学生支援債券		210,000,000,000
長期借入金		6,174,306,680,769
長期預り保証金		69,915,816
長期リース債務		743,668,170
固定負債合計		6,388,760,893,937
負債合計		7,396,440,327,995
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	100,000,000	
資本金合計		100,000,000
II 資本剰余金		
資本剰余金	△ 6,447,017,093	
損益外減価償却累計額	△ 9,628,234,547	
損益外減損損失累計額	△ 26,703,238	
民間出えん金	58,801,272,617	
資本剰余金合計		42,699,317,739
III 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金	624,125,227	
積立金	3,742,609,113	
当期末処分利益	6,008,053,147	
(うち当期総利益)	(6,008,053,147)	
利益剰余金合計		10,374,787,487
純資産合計		53,174,105,226
負債・純資産合計		7,449,614,433,221

貸借対照表注記

- (1) 「貸付金」は、独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に基づく奨学金貸与事業の貸付金を示しております。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額 9,856,398,000 円
- (3) 運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額 298,523,187 円

②損益計算書(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位:円)

区分	金額	
経常費用		
業務費		
学資金貸与業務費	79,320,083,356	
留学生学資金支給業務費	11,780,933,654	
留学生寄宿舎運営業務費	1,107,883,835	
留学試験業務費	537,810,220	
日本語予備教育業務費	579,953,282	
留学生交流推進業務費	454,192,310	
研修・情報提供業務費	285,420,384	
修学環境等調査研究業務費	130,385,793	
高等学校等奨学金事業移管業務費	<u>24,044,217,000</u>	118,240,879,834
一般管理費		2,449,663,690
財務費用		
支払利息		<u>574,325</u>
経常費用合計		120,691,117,849
経常収益		
運営費交付金収益		15,782,798,437
施設費収益		58,646,756
学資金利息		27,520,029,986
延滞金収入		4,118,816,726
留学生宿舎収入		885,720,012
日本語学校収入		286,900,440
日本留学試験検定料収入		357,577,419
その他事業収入		324,682,881
受託収入		
その他受託収入		297,017,907
補助金等収益		
高等学校等奨学金事業交付金収益	24,044,217,000	
国庫補助金収益	4,223,206,007	
政府補給金収益	<u>13,540,505,786</u>	41,807,928,793
財源措置予定額収益		31,857,425,814
寄附金収益		178,342,817
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金戻入	978,701,021	
資産見返施設費戻入	545,670	
資産見返補助金等戻入	309,551,561	
資産見返寄附金戻入	<u>1,519,789</u>	1,290,318,041
財務収益		
受取利息	70,091,409	
有価証券利息	<u>250,441,530</u>	320,532,939
経常収益合計		<u>125,086,738,968</u>
経常利益		4,395,621,119
臨時損失		
固定資産除却損		186,306
国庫納付金		<u>110,017,747</u>
臨時利益		
貸倒引当金戻入益		<u>1,722,636,081</u>
当期純利益		<u>6,008,053,147</u>
当期総利益		6,008,053,147

損益計算書注記

事業費内訳（主なもの）

（単位：円）

区分	金額	区分	金額
学資金貸与業務費		留学生学資金支給業務費	
支払利息	38,500,226,851	奨学金	11,458,464,941
返還免除損	32,152,798,536	人件費	70,719,304
人件費	2,202,991,593	減価償却費	22,306,038
減価償却費	1,119,160,164	その他	229,443,371
その他	5,344,906,212	計	11,780,933,654
計	79,320,083,356		
留学生寄宿舎運営業務費		留学試験業務費	
会館運営業務委託費	397,511,770	業務委託費	249,277,496
業務委託費	206,111,523	人件費	75,797,767
維持修繕費	89,546,182	諸謝金	62,423,250
光熱水料	88,712,636	通信運搬費	51,600,176
支援金	86,654,369	支払賃金	51,202,765
減価償却費	71,971,986	減価償却費	1,401,041
人件費	66,596,927	その他	46,107,725
寄付金事業費（留学生生活支援事業費）	56,825,560	計	537,810,220
その他	43,952,882		
計	1,107,883,835	留学生交流推進業務費	
日本語予備教育業務費		人件費	144,613,897
人件費	311,362,920	旅費	107,547,256
支払賃金	137,035,929	寄付金事業費（留学生地域交流事業費）	54,801,548
減価償却費	15,464,413	寄付金事業費（国際研究交流大学村国際交流事業費）	39,601,949
その他	116,090,020	業務委託費	33,094,342
計	579,953,282	減価償却費	9,016,515
		その他	65,516,803
		計	454,192,310
研修・情報提供業務費		修学環境等調査研究業務費	
人件費	180,790,646	人件費	85,767,358
支払賃金	19,994,898	支払賃金	22,641,045
支払賃借料	19,818,400	業務委託費	7,288,400
旅費	16,003,040	減価償却費	998,161
減価償却費	11,388,408	その他	13,690,829
その他	37,424,992	計	130,385,793
計	285,420,384		
高等学校等奨学金事業移管業務費		一般管理費	
高等学校等奨学金事業交付金	24,044,217,000	人件費	1,181,134,048
計	24,044,217,000	土地建物借料	557,598,244
		公租公課	223,259,935
		業務委託費	132,302,487
		減価償却費	19,671,945
		その他	335,697,031
		計	2,449,663,690
*独立行政法人日本学生支援機構法施行令附則第11条の2の規定により、都道府県に対して、高等学校又は専修学校の高等課程に入学する者に学資の貸与を行うための資金として支給しております。			

③キャッシュ・フロー計算書(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位:円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 4,422,123,443
学資金の貸付による支出	△ 1,058,809,038,265
短期借入金の返済による支出	△ 2,960,787,000,000
債券の償還による支出	△ 207,000,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 666,009,000,000
借入利息の支払額	△ 35,033,043,072
債券利息の支払額	△ 2,141,194,033
高等学校等奨学金事業移管による支出	△ 24,044,217,000
その他の業務支出	△ 22,353,537,134
運営費交付金収入	15,755,180,000
政府交付金収入	24,044,217,000
学資金の回収による収入	505,102,131,783
短期借入金による収入	2,960,787,000,000
債券の発行による収入	169,768,248,907
長期借入れによる収入	1,302,442,917,000
学資金利息の受取額	27,456,135,921
延滞金収入	4,118,816,726
留学生宿舍収入	847,131,250
日本語学校収入	286,737,940
日本留学試験検定料収入	357,577,419
その他の事業収入	1,163,924,511
受託収入	297,017,907
政府受託収入の精算による返還金の支出	△ 30,420
国庫補助金収入	9,142,123,000
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 1,009,739
政府補給金収入	14,181,889,000
寄附金収入	332,174,805
小計	55,483,030,063
その他利息の受取額	308,814,221
その他利息の支払額	△ 1,801,304,254
業務活動によるキャッシュ・フロー	53,990,540,030
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 32,975,980,000
有形固定資産の取得による支出	△ 44,289,236
有形固定資産の売却による収入	6,390,087,450
無形固定資産の取得による支出	△ 182,346,386
差入保証金の差入による支出	△ 10,327,651
施設整備費補助金収入	63,771,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,759,084,823
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
その他借入金の返済による支出	△ 46,199,300
リース債務の返済による支出	△ 533,060,374
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 95,025,454
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 674,285,128
IV 資金に係る換算差額	—
V 資金増加額	26,557,170,079
VI 資金期首残高	99,338,026,968
VII 資金期末残高	125,895,197,047

キャッシュ・フロー計算書注記

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	125,895,197,047 円
資金期末残高	125,895,197,047 円

(2) 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	67,626,720 円
学資金免除	32,152,798,536 円
一般会計からの借入金免除	29,647,508,044 円

④行政サービス実施コスト計算書(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

単位:円

I 業務費用		
損益計算書上の費用		
学資金貸与業務費	79,320,083,356	
留学生学資金支給業務費	11,780,933,654	
留学生寄宿舎運営業務費	1,107,883,835	
留学試験業務費	537,810,220	
日本語予備教育業務費	579,953,282	
留学生交流推進業務費	454,192,310	
研修・情報提供業務費	285,420,384	
修学環境等調査研究業務費	130,385,793	
高等学校等奨学金事業移管業務費	24,044,217,000	
一般管理費	2,449,663,690	
財務費用	574,325	
臨時損失	110,204,053	120,801,321,902
(控除)		
学資金利息	△ 27,520,029,986	
延滞金収入	△ 4,118,816,726	
留学生宿舍収入	△ 885,720,012	
日本語学校収入	△ 286,900,440	
日本留学試験検定料収入	△ 357,577,419	
その他事業収入	△ 324,682,881	
受託収入	△ 297,017,907	
寄附金収益	△ 178,342,817	
資産見返寄附金戻入	△ 1,519,789	
財務収益	△ 320,532,939	
臨時利益	△ 1,722,636,081	△ 36,013,776,997
業務費用合計		84,787,544,905
II 損益外減価償却相当額		1,214,054,728
III 損益外減損損失相当額		1,686,128
IV 損益外除売却差額相当額		3,607,611,735
V 引当外賞与見積額		21,559,075
VI 引当外退職給付増加見積額		390,966,000
VII 機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	1,144,221,826	
政府出資等の機会費用	0	
無利子融資取引の機会費用	11,314,811,746	12,459,033,572
VIII (控除) 国庫納付額		△ 110,017,747
IX 行政サービス実施コスト		<u>102,372,438,396</u>

行政サービス実施コスト計算書注記

- (1) 引当外退職給付増加のうち、国等からの出向職員に係るものが16,968,000円含まれており、国家公務員退職手当法に基づき期末在職出向職員に係る自己都合要支給額の当年度増加額を計上しております。
- (2) 都道府県に対して、高等学校又は専修学校の高等課程に入学する者に学資の貸与を行うための資金を支給していることにより、業務費用24,044,217,000円を計上しておりますが、これに対応する収益は国から受け入れた高等学校等奨学金事業交付金収益であるため、行政サービス実施コストに同額の費用が含まれております。

⑤利益の処分に関する書類

(単位:円)

区分	金額	
I 当期未処分利益 当期総利益	6,008,053,147	6,008,053,147
II 利益処分額 積立金	6,008,053,147	6,008,053,147

⑥重要な会計方針等

当事業年度より、独立行政法人会計基準（「独立行政法人会計基準の改定について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 平成 23 年 6 月 28 日）及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A」（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会 平成 24 年 3 月最終改訂）を適用しております。

I 重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。ただし、奨学金業務システム開発業務及び国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、業務達成基準を適用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～54年

構築物 5～30年

工具器具備品 3～20年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第 8 7)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第 3 8 に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券

償却原価法(定額法)

6. 未収財源措置予定額の計上基準

(1)第一種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(2)第二種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第二種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第二種学資金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除

損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(3)第二種学資金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額

第二種学資金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

(4)法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、「債権管理規程」及び「中期目標」に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

(5)旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第 3 条の規定により文部科学大臣が決定した額 (17,519,277,701 円) から補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

(6)貸倒引当金見積方法の変更により追加で計上される旧債権の貸倒引当金繰入額に係る未収財源措置予定額

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則 (平成 21 年 3 月 16 日)」の制定に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額 (22,173,611,784 円) について財源措置されることが明らかであることから、同額を未収財源措置予定額として計上しております。

7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1)国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地価や賃借料を参考に計算しております。

(2)無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に利用した利率

当該年度に行った全ての資金調達に係る約定利率の加重平均値 0.463%で計算しております。

8. リース取引の処理方法

(1)リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2)リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II 重要な債務負担行為

該当ありません。

III 重要な後発事象

該当ありません。

IV 減損会計関係注記

1. 減損を認識した固定資産

(1)職員宿舎

① 減損を認識した固定資産の概要

(単位：円)

用途	資産名称	種類	場 所	23年度末 帳簿価額 (減損後)	減損額のうち損益 計算書に計上した 額	減損額のうち損益 計算書に計上して いない額
職員 宿舎	田代 宿舎	土地、 建物	愛知県名古屋市 千種区田代町	24,360,000	0	461,152
職員 宿舎	さつき丘 宿舎	土地、 建物	大阪府枚方市 山之上西町	18,040,000	0	1,224,976

(注1) 帳簿価額は、平成24年3月31日現在の帳簿価額を掲記しております。

(注2) 帳簿価額(回収可能サービス価額)は、正味売却価額の金額を掲記しております。

② 減損の認識に至った経緯

利用率が著しく低い田代宿舎及びさつき丘宿舎については、平成23年度末をもって廃止しました。

2. 使用しないという決定を行った固定資産

(1)留学生宿舎

① 使用しないという決定を行った固定資産の概要

用 途	資産名称	種 類	場 所
留学生宿舎	札幌国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	北海道札幌市豊平区豊平6条
留学生宿舎	東京国際交流館	土地、建物、構築物、工具器具備品、借地権	東京都江東区青海
留学生宿舎	金沢国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	石川県金沢市もりの里
留学生宿舎	兵庫国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	兵庫県神戸市中央区脇浜町
留学生宿舎	福岡国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	福岡県福岡市博多区店屋町
留学生宿舎	大分国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	大分県別府市京町

② 使用しなくなる日

各宿舎ごとの譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、当機構において講ずべき措置として、留学生宿舎については大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに機構の事業としては廃止することとされていること及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得るとされていることから、当機構では、大学・民間等への売却に向けて、引き続き業務を進めているところです。

④ 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

留学生宿舎(当事業年度末帳簿価額：土地6,038,407,880円、建物等29,922,489,882円、借地権5,450,587,495円)については、譲渡・廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

(2) 東海北陸支部分室

① 使用しないという決定を行った固定資産の概要

用 途	資産名称	種 類	場 所
事務所	東海北陸支部分室	建物	愛知県名古屋市昭和区川名山町

② 使用しなくなる日

平成24年4月1日

③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、当機構において講ずべき措置として、東海北陸支部(分室)について、廃止も含めて検討することとされたことを受け、利用実態の調査、周辺大学における購入希望の確認等を行いました。その結果、一般の利用実績が著しく低く、周辺大学の購入希望もないため、廃止すると決定しました。

④ 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

(単位：円)

資産名称	帳簿価額	回収可能サービス価額	減損額の見込額
東海北陸支部分室	21,480,165	0	21,480,165

※ 帳簿価額は平成 24 年 4 月 1 日現在の帳簿価額を記載しております。

※ 回収可能サービス価額は、正味売却価額を掲記しております。

V 金融商品の時価等の開示に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金貸与事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は国債、地方債及び譲渡性預金であり、満期保有目的で保有しております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部により行われ、また、定期的に運営会議等を開催し、審議・報告を行っております。

② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	125,895	125,895	—
(2) 貸付金及び破産再生更生債権等	7,275,964	6,840,132	△435,832
(3) 有価証券及び投資有価証券	50,232	51,181	950
満期保有目的	50,232	51,181	950
債券	22,232	23,181	950
譲渡性預金	28,000	28,000	—
(4) 日本学生支援債券	(370,000)	(370,043)	(43)
(5) 長期借入金	(7,004,919)	(6,147,481)	(△857,438)

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 貸付金

貸付金及び破産再生更生債権等の種類に基づく区分ごとに、無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で満期となるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券の時価は、市場価格によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、無利息である一般会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

VI 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

VII 不要財産の国庫納付に関する注記

1. 平成23年度に不要財産としての国庫納付等を行ったもの

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

(単位：円)

名 称	用 途	区 分	場 所	帳簿価額	うち国の支出を財源とする部分	うち自己財源による部分
京都国際交流会館	留学生寄宿舎	建物	京都府京都市山科区御陵池堤町	163,529,578	15,363,930	148,165,648
京都学生支援会館	事務所	土地、建物	京都府京都市左京区田中関田町	286,983,890	78,697,674	208,286,216
計	—	—	—	450,513,468	94,061,604	356,451,864

(2) 不要財産となった理由

京都国際交流会館及び京都学生支援会館に係る土地及び建物等については、平成21年度に重要な財産の処分の認可を受けて譲渡したところでありますが、当該取引は独立行政法人通則法一部を改正する法律(平成22年法律第37号)附則第3条の規定に基づき、平成23年1月26日に主務大臣により不要財産の譲渡に相当するものと定められたことにより、当該財産について平成23年3月15日に不要財産の譲渡収入による国庫納付に係る認可申請を行い、平成23年3月30日に認可を受けました。

(3) 国庫納付等の方法

現金にて納付

(4) 譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額

352,610,000円

(うち、国の支出を財源として取得した資産の譲渡収入額95,025,454円)

(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

控除した費用はありません。

(6) 国庫納付額

95,025,454円

(7) 納付年月日

平成23年4月18日

(8) 減資額

該当ありません。

2. 平成24年度に不要財産としての国庫納付等を行うもの

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

(単位：円)

名称	用途	区分	場所	帳簿価額	うち国の支出を財源とする部分	うち自己財源による部分
仙台第一 国際交流会館	留学生宿舍	土地、 建物、 構築物	宮城県仙台市 青葉区三条町	734,271,663	692,157,789	42,113,874
仙台第二 国際交流会館	留学生宿舍	建物、 構築物	宮城県仙台市 宮城野区東仙台	127,543,585	31,704,696	95,838,889
駒場 国際交流会館	留学生宿舍	土地、 建物、 構築物	東京都目黒区 駒場	1,485,967,466	1,485,967,466	0
祖師谷 国際交流会館	留学生宿舍	土地、 建物、 構築物	東京都世田谷区 上祖師谷	4,878,692,210	4,853,783,348	24,908,862
大阪第一 国際交流会館	留学生宿舍	土地、 建物、 構築物	大阪府吹田市 津雲台	1,217,333,597	1,217,333,597	0
大阪第二 国際交流会館	留学生宿舍	建物、 構築物	大阪府大阪市 北区神山町	659,607,386	624,764,886	34,842,500
広島 国際交流会館	留学生宿舍	建物、 構築物	広島県広島市 中区広瀬北町	551,749,474	551,749,474	0
計	—	—	—	9,655,165,381	9,457,461,256	197,704,125

(2) 不要財産となった理由

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、機構が講ずべき措置として、留学生宿舍等（国際交流会館等）の設置・運営については、大学・民間等への売却を進め、機構の事業としては平成23年度末に廃止することとされ、国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付することとされました。

このことを受け、第2期中期計画において、「独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産の処分等に関する計画」として、「国際交流会館等については、大学・民間

等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止し、「国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する」旨の追記に係る変更認可を受けました（平成23年3月31日）。

(3) 国庫納付等の方法

現金にて納付

(4) 譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額

6,390,087,450円

（うち、国の支出を財源として取得した資産の譲渡収入額6,268,479,349円）

(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

340,454,958円

(6) 国庫納付額

5,928,024,391円

(7) 納付年月日

平成24年4月13日

(8) 減資額

該当ありません。

Ⅷ その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

当法人は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、その機能を整理したうえで、大学入試センター及び大学評価・学位授与機構統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得るものとされております。

⑦附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)及び減損損失累計額の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			摘要	
					当期償却額	減価償却累計額	当期損益内	当期損益外	差引当期末残高		
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	1,097,664,457	14,920,762	737,178,046	375,407,173	87,771,473	77,355,046	1,133,673	0	0	286,502,027
	構築物	20,360,691	1,772,188	5,847,700	16,285,179	3,148,415	1,528,083	0	0	0	13,136,764
	車両運搬具	6,890,809	0	0	6,890,809	6,201,729	0	0	0	0	689,080
	工具器具備品	2,446,712,614	86,407,941	278,082,132	2,255,038,423	867,161,991	580,269,166	0	0	0	1,387,876,432
	計	3,571,628,571	103,100,891	1,021,107,878	2,653,621,584	964,283,608	659,152,295	1,133,673	0	0	1,688,204,303
有形固定資産 (償却費損益外)	建物	45,922,506,616	0	6,709,732,187	39,212,774,429	8,570,319,326	1,202,554,585	25,369,616	0	352,506	30,617,085,487
	構築物	129,205,920	0	32,995,996	96,209,924	54,764,933	5,540,595	0	0	0	41,444,991
	工具器具備品	306,852,612	0	34,961,484	271,891,128	207,420,038	5,959,548	0	0	0	64,471,090
	計	46,358,565,148	0	6,777,689,667	39,580,875,481	8,832,504,297	1,214,054,728	25,369,616	0	352,506	30,723,001,568
有形固定資産	土地	16,009,004,694	0	4,137,814,634	11,871,190,060	0	0	1,333,622	0	1,333,622	11,869,856,438
	建設仮勘定	0	9,030,000	0	9,030,000	0	0	0	0	0	9,030,000
(非償却資産)	計	16,009,004,694	9,030,000	4,137,814,634	11,880,220,060	0	0	1,333,622	0	1,333,622	11,878,886,438
有形固定資産 合計	建物	47,020,171,073	14,920,762	7,446,910,233	39,588,181,602	8,658,090,799	1,279,909,631	26,503,289	0	352,506	30,903,587,514
	構築物	149,566,611	1,772,188	38,843,696	112,495,103	57,913,348	7,068,678	0	0	0	54,581,755
	車両運搬具	6,890,809	0	0	6,890,809	6,201,729	0	0	0	0	689,080
	工具器具備品	2,753,565,226	86,407,941	313,043,616	2,526,929,551	1,074,582,029	586,228,714	0	0	0	1,452,347,522
	土地	16,009,004,694	0	4,137,814,634	11,871,190,060	0	0	1,333,622	0	1,333,622	11,869,856,438
	建設仮勘定	0	9,030,000	0	9,030,000	0	0	0	0	0	9,030,000
	計	65,939,198,413	112,130,891	11,936,612,179	54,114,717,125	9,796,787,905	1,873,207,023	27,836,911	0	1,686,128	44,290,092,309
無形固定資産 (償却費損益内)	ソフトウェア	3,488,397,154	182,346,386	1,239,000	3,669,504,540	1,687,914,858	612,226,376	0	0	0	1,981,589,682
無形固定資産 (償却費損益外)	ソフトウェア	795,730,250	0	0	795,730,250	795,730,250	0	0	0	0	0
無形固定資産 (非償却資産)	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	0	5,450,587,495
	電話加入権	5,473,000	0	78,000	5,395,000	0	0	0	0	0	5,395,000
	計	5,456,060,495	0	78,000	5,455,982,495	0	0	0	0	0	5,455,982,495
無形固定資産 合計	借地権	5,450,587,495	0	0	5,450,587,495	0	0	0	0	0	5,450,587,495
	ソフトウェア	4,284,127,404	182,346,386	1,239,000	4,465,234,790	2,483,645,108	612,226,376	0	0	0	1,981,589,682
	電話加入権	5,473,000	0	78,000	5,395,000	0	0	0	0	0	5,395,000
	計	9,740,187,899	182,346,386	1,317,000	9,921,217,285	2,483,645,108	612,226,376	0	0	0	7,437,572,177
投資その他の資産	投資有価証券	17,243,805,611	4,987,696,313	4,996,492	22,226,505,432	0	0	0	0	0	22,226,505,432
	破産再生更生債権等	44,902,312,738	4,946,725,482	3,127,110,069	46,721,928,151	0	0	0	0	0	46,721,928,151
	貸倒引当金	△ 44,849,133,973	△ 4,931,796,566	△ 3,127,110,069	△ 46,653,820,470	0	0	0	0	0	△ 46,653,820,470*
	未収財源措置予定額	117,038,723,343	31,857,425,814	34,858,584,258	114,037,564,899	0	0	0	0	0	114,037,564,899
	差入保証金	22,656,995	10,327,651	0	32,984,646	0	0	0	0	0	32,984,646
	計	134,358,364,714	36,870,378,694	34,863,580,750	136,365,162,658	0	0	0	0	0	136,365,162,658

*当期減少額のうち目的取崩額は3,127,110,069円であります。

(2) 有価証券の明細

①流動資産として計上された有価証券

		(単位:円)				
種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要	
満期保有目的						
第296回2年国債	4,995,250	5,000,000	4,998,897	0		
譲渡性預金	28,000,000,000	28,000,000,000	28,000,000,000	0		
貸借対照表計上額合計			28,004,998,897			

②投資その他の資産として計上された有価証券

		(単位:円)				
種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要	
満期保有目的						
第40回20年国債	3,681,500,000	3,700,000,000	3,693,790,427	0		
第297回10年国債	2,990,610,000	3,000,000,000	2,993,426,732	0		
第305回10年国債	2,485,042,500	2,500,000,000	2,488,074,597	0		
第310回10年国債	1,575,904,000	1,600,000,000	1,579,567,913	0		
第312回10年国債	1,982,100,000	2,000,000,000	1,983,885,448	0		
第11回5年国債	2,895,244,000	2,900,000,000	2,898,069,134	0		
第88回5年国債	3,591,018,000	3,600,000,000	3,594,593,844	0		
第89回5年国債	1,994,980,000	2,000,000,000	1,996,138,967	0		
第7回5年福岡市債	998,900,000	1,000,000,000	998,958,370	0		
貸借対照表計上額合計			22,226,605,432			

(3) 貸付金の明細

		(単位:円)				
区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要	
		新規貸付額	回収額	償却額	返還免除額	
第一種資金 (うち破産再生更生債権等)	2,407,685,885,548 (32,007,311,509)	256,451,464,500	200,027,878,000	2,728,240,366	31,022,324,583	
第二種資金 (うち破産再生更生債権等)	4,349,919,242,740 (12,895,001,229)	802,137,290,000	304,921,802,189	398,869,703	1,130,473,953	
計 (うち破産再生更生債権等)	6,757,605,128,288 (44,902,312,738)	1,058,588,754,500	504,949,680,189	3,127,110,069	32,152,798,536	

*返還免除の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第15条第3項の規定により当年度に返還を免除したものであります。

(4) 長期借入金の明細

		(単位:円)					
区分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
	(内一年以内返済予定額)			(内一年以内返済予定額)			
一般会計借入金	2,423,343,271,813 ()	74,026,917,000	29,647,508,044	2,467,722,680,769 ()	無利息	平成29年～平成59年	*
財政融資資金借入金	3,592,636,000,000 (283,856,000,000)	757,300,000,000	283,856,000,000	4,066,080,000,000 (359,496,000,000)	0.94	平成24年～平成43年	
民間借入金(三菱UFJ信託銀行)	190,369,000,000 (190,369,000,000)	150,300,000,000	190,369,000,000	150,300,000,000 (150,300,000,000)	0.22	平成24年～平成25年	
民間借入金(八十二銀行)	30,000,000,000 (30,000,000,000)	20,000,000,000	30,000,000,000	20,000,000,000 (20,000,000,000)	0.23	平成24年～平成25年	
民間借入金(大分銀行)	22,584,000,000 (22,584,000,000)	30,000,000,000	22,584,000,000	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.22	平成24年～平成25年	
民間借入金(みなと銀行)	20,000,000,000 (20,000,000,000)	14,800,000,000	20,000,000,000	14,800,000,000 (14,800,000,000)	0.23	平成24年～平成25年	
民間借入金(足利銀行)	20,000,000,000 (20,000,000,000)	30,000,000,000	20,000,000,000	30,000,000,000 (30,000,000,000)	0.23	平成24年～平成25年	
民間借入金(西日本フナバシ銀行)	14,000,000,000 (14,000,000,000)	15,000,000,000	14,000,000,000	15,000,000,000 (15,000,000,000)	0.24	平成24年～平成25年	
民間借入金(あおぞら銀行)	10,000,000,000 (10,000,000,000)	15,000,000,000	10,000,000,000	15,000,000,000 (15,000,000,000)	0.22	平成24年～平成25年	
民間借入金(山梨中央銀行)	10,000,000,000 (10,000,000,000)	10,000,000,000	10,000,000,000	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0.24	平成24年～平成25年	
民間借入金(もみじ銀行)	10,000,000,000 (10,000,000,000)	15,000,000,000	10,000,000,000	15,000,000,000 (15,000,000,000)	0.23	平成24年～平成25年	
民間借入金(京都銀行)	9,700,000,000 (9,700,000,000)	9,700,000,000	9,700,000,000	9,700,000,000 (9,700,000,000)	0.23	平成24年～平成25年	
民間借入金(常陽銀行)	9,500,000,000 (9,500,000,000)	9,500,000,000	9,500,000,000	9,500,000,000 (9,500,000,000)	0.23	平成24年～平成25年	
民間借入金(広島銀行)	8,000,000,000 (8,000,000,000)	8,000,000,000	8,000,000,000	8,000,000,000 (8,000,000,000)	0.23	平成24年～平成25年	
民間借入金(清水銀行)	5,500,000,000 (5,500,000,000)	5,500,000,000	5,500,000,000	5,500,000,000 (5,500,000,000)	0.24	平成24年～平成25年	
民間借入金(青森銀行)	4,000,000,000 (4,000,000,000)	4,000,000,000	4,000,000,000	4,000,000,000 (4,000,000,000)	0.23	平成24年～平成25年	
民間借入金(宮崎銀行)	3,000,000,000 (3,000,000,000)	1,000,000,000	3,000,000,000	1,000,000,000 (1,000,000,000)	0.24	平成24年～平成25年	
民間借入金(山形銀行)	3,000,000,000 (3,000,000,000)	5,000,000,000	3,000,000,000	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0.23	平成24年～平成25年	
民間借入金(四国銀行)	3,000,000,000 (3,000,000,000)	3,000,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000 (3,000,000,000)	0.24	平成24年～平成25年	
民間借入金(三井住友銀行)	46,199,300 (46,199,300)	0	46,199,300	0 (0)		平成24年	
民間借入金(筑波銀行)	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0	5,000,000,000	0 (0)		平成24年	
民間借入金(鳥取銀行)	2,000,000,000 (2,000,000,000)	0	2,000,000,000	0 (0)		平成24年	
民間借入金(島根銀行)	1,500,000,000 (1,500,000,000)	0	1,500,000,000	0 (0)		平成24年	
民間借入金(東北銀行)	1,000,000,000 (1,000,000,000)	0	1,000,000,000	0 (0)		平成24年	
民間借入金(十八銀行)	()	5,000,000,000	0	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0.23	平成25年	
民間借入金(鹿児島銀行)	()	5,000,000,000	0	5,000,000,000 (5,000,000,000)	0.24	平成25年	
民間借入金(北洋銀行)	()	10,000,000,000	0	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0.22	平成25年	
民間借入金(北海道銀行)	()	10,000,000,000	0	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0.22	平成25年	
民間借入金(三菱東京UFJ銀行)	()	73,816,000,000	0	73,816,000,000 (73,816,000,000)	0.23	平成25年	
民間借入金(湘南信用金庫)	()	1,500,000,000	0	1,500,000,000 (1,500,000,000)	0.23	平成25年	
民間借入金(労働金庫連合会)	()	20,000,000,000	0	20,000,000,000 (20,000,000,000)	0.22	平成25年	
計	6,398,178,471,113 (666,055,199,300)	1,302,442,917,000	695,702,707,344	7,004,918,680,769 (830,612,000,000)			

*減少の理由は、独立行政法人日本学生支援機構法第22条第2項の規定により償還を免除されたものであります。

(5) 日本学生支援債券の明細

		(単位:円)					
銘柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率(%)	償還期限	摘要
	(内一年以内償還予定額)			(内一年以内償還予定額)			
第一回日本育英会債券	10,000,000,000 (10,000,000,000)	0	10,000,000,000	0 (0)	1.59	H23.12.5	
第七回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0 (0)	1.62	H23.9.20	
第八回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0 (0)	1.52	H23.9.20	
第十四回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0 (0)	1.04	H23.11.18	
第十六回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	40,000,000,000	0 (0)	0.50	H23.6.20	
第十七回日本学生支援債券	40,000,000,000 (0)	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.50	H24.9.20	
第十八回日本学生支援債券	37,000,000,000 (37,000,000,000)	0	37,000,000,000	0 (0)	0.32	H24.2.20	
第十九回日本学生支援債券	40,000,000,000 (0)	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.25	H24.7.20	
第二十回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.23	H24.9.20	
第二十一回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.28	H25.11.20	
第二十二回日本学生支援債券	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.30	H25.2.20	
第二十三回日本学生支援債券	0	40,000,000,000	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.24	H25.7.19	
第二十四回日本学生支援債券	0	40,000,000,000	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.20	H25.9.20	
第二十五回日本学生支援債券	0	50,000,000,000	0	50,000,000,000 (50,000,000,000)	0.28	H26.11.20	
第二十六回日本学生支援債券	0	40,000,000,000	0	40,000,000,000 (40,000,000,000)	0.24	H26.2.20	
計	407,000,000,000 (207,000,000,000)	170,000,000,000	207,000,000,000	370,000,000,000 (160,000,000,000)			

(6) 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
第一種学資金	2,407,085,885,548	22,673,021,551	2,430,358,907,099	78,089,351,173	△ 6,559,915,286	71,529,435,887	
一般債権	正常先	2,185,144,428,955	25,056,868,407	2,210,201,295,362	4,680,244,612	△ 1,555,498,703	3,104,845,909
	要注先	60,264,605,385	△ 3,819,851,589	56,444,753,796	2,406,941,317	△ 837,043,408	1,569,897,909
	要管先	61,294,737,699	8,015,456,763	69,310,194,462	2,918,145,971	△ 438,732,932	2,479,413,039
	小計	2,306,703,770,039	29,252,473,581	2,335,956,243,620	9,985,431,900	△ 2,831,275,043	7,154,156,857
	貸倒懸念債権	68,974,804,000	△ 6,119,899,667	62,854,904,333	36,110,874,735	△ 3,260,271,673	32,850,603,062
破産再生	24,777,651,949	△ 214,159,673	24,563,492,276	24,768,071,798	△ 216,113,792	24,551,958,006	
更生債権等	7,229,659,560	△ 245,392,690	6,984,266,870	7,224,972,740	△ 252,254,778	6,972,717,962	
小計	32,007,311,509	△ 459,552,363	31,547,759,146	31,993,044,538	△ 468,368,570	31,524,675,968	
第二種学資金	4,349,919,242,740	495,686,144,155	4,845,605,386,895	96,056,401,489	1,714,329,329	97,770,730,818	
一般債権	正常先	3,946,036,273,739	450,824,481,323	4,396,860,755,062	11,577,274,686	△ 3,088,872,044	8,488,401,742
	要注先	147,734,860,909	6,875,720,107	154,610,581,016	6,004,365,212	△ 1,384,070,717	4,820,294,495
	要管先	128,121,334,059	32,939,537,394	161,060,871,453	7,204,689,312	△ 325,935,579	6,878,753,733
	小計	4,221,912,468,707	490,639,738,824	4,712,552,207,531	24,786,329,210	△ 4,798,879,240	19,987,449,970
	貸倒懸念債権	115,111,772,804	2,767,237,555	117,879,010,359	58,413,982,844	4,240,153,502	62,654,136,346
破産再生	5,291,421,050	1,775,732,799	7,067,153,849	5,281,130,010	1,756,064,952	7,037,194,962	
更生債権等	7,603,580,179	503,434,977	8,107,015,156	7,574,959,425	516,990,115	8,091,949,540	
小計	12,895,001,229	2,279,167,776	15,174,169,005	12,856,089,435	2,273,055,067	15,129,144,502	
貸付金利息に係る未収収益	772,232,759	63,894,065	836,126,824	19,759,566	△ 4,160,193	15,599,373	
計	6,758,377,361,047	518,423,059,771	7,276,800,420,818	174,165,512,228	△ 4,849,746,150	169,315,766,078	

*貸倒引当金の見積方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(7) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区分	資本金及び資本剰余金				摘要
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
資本金	100,000,000	0	0	100,000,000	
資本剰余金	政府出資金	100,000,000	0	0	100,000,000
	資本剰余金	0	0	0	0
	資本剰余金	△ 461,295,206	0	0	△ 461,295,206
	損益外除売却差額相当額	0	△ 6,495,069,253	△ 509,347,366	△ 5,985,721,887
	計	△ 461,295,206	△ 6,495,069,253	△ 509,347,366	△ 6,447,017,093
	損益外減価償却累計額	△ 10,224,331,331	△ 1,214,054,728	△ 1,810,151,512	△ 9,628,234,547
	損益外減損損失累計額	△ 25,017,110	△ 1,686,128	0	△ 26,703,238
民間出資金	64,051,320,621	△ 5,573,673,206	△ 323,625,202	58,801,272,617	
差引計	53,340,676,974	△ 13,284,483,315	△ 2,643,124,080	42,699,317,739	

*減少要因は特定償却資産の除売却等によるものであります。

(8) 積立金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項積立金	332,376,579	3,410,232,534	0	3,742,609,113	利益の処分による増
前中期目標期間繰越積立金	624,125,227	0	0	624,125,227	
計	956,501,806	3,410,232,534	0	4,366,734,340	

(9) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	建設仮勘定見返運営費交付金	
平成22年度	161,928,325	-	141,257,666	0	0	20,670,659
平成23年度	0	15,755,180,000	15,641,540,771	93,215,529	9,030,000	11,393,700

②運営費交付金債務の当期振替額の明細

・平成22年度交付分

(単位:円)

区分	金額	内訳			
		業務達成基準による振替額	期間進行基準による振替額		
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	141,257,666	①業務達成基準を採用した業務：奨学金業務システム開発業務、国際交流会館等の譲渡に関する業務 ②当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の内訳：奨学金業務システム開発業務：103,252,000 国際交流会館等の譲渡に要する業務経費：38,005,666		
	資産見返運営費交付金	0	イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：0		
	資本剰余金	0	③運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化		
	計	141,257,666			
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	①期間進行基準を採用した業務：上記、業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務		
	資産見返運営費交付金	0	②当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の内訳：0		
	資本剰余金	0	イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：3,239,642		
	計	0	③運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化		
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	①期間進行基準を採用した業務：上記、業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務		
	資産見返運営費交付金	0	②当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の内訳：20,798,344,614 (内訳：奨学金貸与事業関係 8,204,651,128 留学生支援事業関係 9,756,345,988 学生生活支援事業関係 396,749,108 法人共通 2,440,598,390)		
	資本剰余金	0	イ) 自己収入に係る収益計上額：4,781,828,493 ウ) 固定資産の取得額：事業系82,531,941 管理系 16,473,946		
	計	0	③運営費交付金の振替額の積算根拠 期間進行基準を採用していることにより、全額を振替		
会計基準第81第3項による振替額	0	0	0	0	0
合計	141,257,666	0	0	0	0

・平成23年度交付分

(単位:円)

区分	金額	内訳			
		業務達成基準による振替額	期間進行基準による振替額		
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	5,825,658	①業務達成基準を採用した業務：奨学金業務システム開発業務、国際交流会館等の譲渡に要する業務 ②当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の内訳：奨学金業務システム開発業務：0 国際交流会館等の譲渡に要する業務：5,825,658		
	資産見返運営費交付金	3,239,642	イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：3,239,642		
	資本剰余金	0	③運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化		
	計	9,065,300			
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	15,635,715,113	①期間進行基準を採用した業務：上記、業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務		
	資産見返運営費交付金	89,975,887	②当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の内訳：20,798,344,614 (内訳：奨学金貸与事業関係 8,204,651,128 留学生支援事業関係 9,756,345,988 学生生活支援事業関係 396,749,108 法人共通 2,440,598,390)		
	建設仮勘定見返運営費交付金	9,030,000	イ) 自己収入に係る収益計上額：4,781,828,493 ウ) 固定資産の取得額：事業系82,531,941 管理系 16,473,946		
	資本剰余金	0	③運営費交付金の振替額の積算根拠 期間進行基準を採用していることにより、全額を振替		
計	15,734,721,000				
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	①期間進行基準を採用した業務：上記、業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務		
	資産見返運営費交付金	0	②当該業務にかかる損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の内訳：0		
	資本剰余金	0	イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：0		
	計	0	③運営費交付金収益化の積算根拠 年度計画に定める当該業務に対して策定した予算のうち、当該業務の進捗状況に対応する交付金の執行額を収益化		
会計基準第81第3項による振替額	0	0	0	0	0
合計	15,743,786,300	0	0	0	0

③運営費交付金債務残高の明細

(単位:円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発理由及び収益化等の計画
平成22年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	国際交流会館等の譲渡に要する業務経費：20,676,659 業務達成基準を採用する国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）の決定に伴い当該業務に対して策定した予算のうち、国際交流会館等の譲渡に係る予定された手続きが当該年度内に完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越した。当該業務については、翌事業年度以降において、計画どおり譲渡手続きを行う見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0
	計	20,676,659
平成23年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	国際交流会館等の譲渡に要する業務経費：11,393,700 業務達成基準を採用する国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）の決定に伴い当該業務に対して策定した予算のうち、国際交流会館等の譲渡に係る予定された手続きが当該年度内に完了しなかったことから、計画予算額と支出額の差額を運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越した。当該業務については、翌事業年度以降において、計画どおり譲渡手続きを行う見込みであり、今中期計画期間中に収益化を行う予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0
	費用進行基準を採用した業務に係る分	0
	計	11,393,700

(10) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の詳細

区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		資産見返施設費	資本剰余金	収益計上	
施設整備費補助金	64,307,000	5,660,244	0	58,646,756	
計	64,307,000	5,660,244	0	58,646,756	

補助金等の明細 (単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		預り補助金等	資産見返補助金等	未収財源措置予定額	
一般会計借入金返還免除	29,647,508,044	0	0	29,647,508,044	0
返還免除補填金	463,192,000	0	0	463,192,000	0
回収不能債権補填金	4,106,501,000	0	0	4,106,501,000	0
高等学校等奨学金事業交付金	24,044,217,000	0	0	0	24,044,217,000
政府補助金	14,181,889,000	0	0	641,383,214	13,540,505,786
留学生交流支援事業費補助金	4,371,778,000	217,232,342	0	0	4,154,545,658
大学改革推進等補助金	18,000,000	2,929,651	0	0	15,070,349
奨学金業務システム開発費等補助金	182,652,000	4,500	129,057,500	0	53,594,000
計	77,015,737,044	220,166,493	129,057,500	34,858,584,258	41,807,928,793

(11) 役員及び職員の給与の明細

区分	報酬または給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(204,000)	(1)	(-)	(-)
	90,803,328	6	3,378,400	1
職員	(-)	(-)	(-)	(-)
	3,358,054,000	480	266,778,300	18
合計	(204,000)	(1)	(-)	(-)
	3,448,857,328	486	270,156,700	19

- (注)
- (1) 役員に対する報酬等の支給基準の概要
 役員の給与及び退職手当については、役員給与規程(平成16年規程第2号)及び役員退職手当規程(平成16年規程第3号)に基づき支給しております。
- (2) 職員に対する報酬等の支給基準の概要
 職員の給与及び退職手当については、職員給与規程(平成16年規程第4号)及び職員退職手当規程(平成16年規程第5号)に基づき支給しております。
- (3) 職員・非常勤職員の給与の支給人員は、年間平均支給人員数を記載しております。
- (4) 非常勤職員等については、外数にて()で記載しております。
- (5) 上記には法定福利費(社会保険料等)に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用) 600,556,432 円は含めておりません。
- (6) 中期計画において5年間の人件費予算を定めており、その範囲は損益計算書と同一(役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、退職手当及び社会保険料等)に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用)であります。

(12) 恩賜基金の明細

区分	恩賜金	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
恩賜基金	恩賜金	1,000,000	0	0	1,000,000	現金及び預金、有価証券
	恩賜金より生じた運用利息	3,094,814	6,006	0	3,100,820	現金及び預金、有価証券
計		4,094,814	6,006	0	4,100,820	

(注)独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第18条第2項により管理しております。

(13) セグメント情報の開示

(単位:円)

	奨学金貸与事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
事業費用	103,364,874,681	14,460,773,301	415,806,177	2,449,663,690	120,691,117,849
学資金貸与業務費	79,320,083,356	0	0	0	79,320,083,356
留学生学資金支給業務費	0	11,780,933,654	0	0	11,780,933,654
留学生寄宿舎運営業務費	0	1,107,883,835	0	0	1,107,883,835
留学試験業務費	0	537,810,220	0	0	537,810,220
日本語予備教育業務費	0	579,953,282	0	0	579,953,282
留学生交流推進業務費	0	454,192,310	0	0	454,192,310
研修・情報提供業務費	0	0	285,420,384	0	285,420,384
修学環境等調査研究業務費	0	0	130,385,793	0	130,385,793
高等学校等奨学金事業移管業務費	24,044,217,000	0	0	0	24,044,217,000
一般管理費	0	0	0	2,449,663,690	2,449,663,690
財務費用	574,325	0	0	0	574,325
事業収益	107,303,289,394	14,788,350,457	385,743,343	2,609,355,774	125,086,738,968
運営費交付金収益	5,227,687,479	7,721,957,085	357,616,161	2,475,537,712	15,782,798,437
施設費収益	0	58,646,756	0	0	58,646,756
学資金利息	27,520,029,986	0	0	0	27,520,029,986
延滞金収入	4,118,816,726	0	0	0	4,118,816,726
留学生宿舍収入	0	885,720,012	0	0	885,720,012
日本語学校収入	0	286,900,440	0	0	286,900,440
日本留学試験検定料収入	0	357,577,419	0	0	357,577,419
その他事業収入	43,472,537	221,570,718	651,344	58,988,282	324,682,881
受託収入	0	297,017,907	0	0	297,017,907
補助金等収益	37,638,312,786	4,154,545,658	15,070,349	0	41,807,928,793
財源措置予定額収益	31,857,425,814	0	0	0	31,857,425,814
寄附金収益	23,893,760	154,449,057	0	0	178,342,817
資産見返負債戻入	596,745,823	649,965,405	12,405,489	31,201,324	1,290,318,041
財務収益	276,904,483	0	0	43,628,456	320,532,939
事業損益	3,938,414,713	327,577,156	△ 30,062,834	159,692,084	4,395,621,119
総資産	7,391,817,341,022	51,226,491,518	33,687,280	6,536,913,401	7,449,614,433,221

1. 奨学金貸与事業は独立行政法人日本学生支援機構法(以下機構法)第13条第1項第1号に係る事業として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対する奨学金貸与等の事業を実施しております。
 留学生支援事業は機構法第13条第1項第2号及び3号、4号、5号、6号並びに7号に係る事業として、留学生に対する学資金支給事業、留学生の寄宿舎等運営事業、日本への留学を希望する外国人に対する留学試験事業、留学生に対する日本語教育事業、留学生交流推進事業を実施しております。
 学生生活支援事業は機構法第13条第1項第8号及び9号に係る事業として、大学等が学生等に対して行う相談・指導事業の研修・情報提供事業、修学環境整備のための調査及び研究事業を実施しております。

2. 主な事業費用の内訳

(単位:円)

奨学金貸与事業		留学生支援事業		学生生活支援事業		法人共通	
項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
学資金貸与業務費		留学生学資金支給業務費		研修・情報提供業務費		一般管理費	
支払利息	38,500,226,851	奨学金	11,458,464,941	人件費	180,790,646	人件費	1,181,134,048
返還免除損	32,152,798,536	人件費	70,719,304	支払貸金	19,994,898	土地建物借料	557,598,244
人件費	2,202,991,593	減価償却費	22,306,038	支払貸借料	19,818,400	公租公課	223,259,935
減価償却費	1,119,160,164	その他	229,443,371	旅費	16,003,040	業務委託費	132,302,487
その他	5,344,906,212	計	11,780,933,654	減価償却費	11,388,408	減価償却費	19,671,945
計	79,320,083,356	留学生寄宿舎運営業務費		その他	37,424,992	その他	335,697,031
高等学校等奨学金事業移管業務費		会館運営業務委託費	397,511,770	計	285,420,384	計	2,449,663,690
高等学校等奨学金事業交付金	24,044,217,000	業務委託費	206,111,523	修学環境等調査研究業務費			
計	24,044,217,000	維持修繕費	89,546,182	人件費	85,767,358		
		光熱水料	88,712,636	支払貸金	22,641,045		
		支援金	86,654,369	業務委託費	7,288,400		
		減価償却費	71,971,986	減価償却費	998,161		
		人件費	66,596,927	その他	13,690,829		
		寄付金事業費(生活支援)	56,825,560	計	130,385,793		
		その他	43,952,882				
		計	1,107,883,835				
		留学試験業務費					
		業務委託費	249,277,496				
		人件費	75,797,767				
		諾謝金	62,423,250				
		通信運搬費	51,600,176				
		支払貸金	51,202,765				
		減価償却費	1,401,041				
		その他	46,107,725				
		計	537,810,220				
		日本語予備教育業務費					
		人件費	311,362,920				
		支払貸金	137,035,929				
		減価償却費	15,464,413				
		その他	116,090,020				
		計	579,953,282				
		留学生交流推進業務費					
		人件費	144,613,897				
		旅費	107,547,256				
		寄付金事業費(地域交流)	54,801,548				
		寄付金事業費(国際交流)	39,601,949				
		業務委託費	33,094,342				
		減価償却費	9,016,515				
		その他	65,516,803				
		計	454,192,310				

3. 主な資産の内訳

(単位：円)

	奨学金貸与事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
現金及び預金	116,766,723,288	7,279,795,640	16,156,658	1,832,521,461	125,895,197,047
貸付金(第一種学資金)	2,398,811,147,953	0	0	0	2,398,811,147,953
貸付金(第二種学資金)	4,830,431,217,890	0	0	0	4,830,431,217,890
貸倒引当金	△ 122,646,346,235	0	0	0	△ 122,646,346,235
有価証券	28,004,998,897	0	0	0	28,004,998,897
前払費用	0	0	0	285,600	285,600
未収収益	836,126,824	0	0	0	836,126,824
貸倒引当金	△ 15,599,373	0	0	0	△ 15,599,373
未収金	72,692,847	126,018,881	0	5,865,746	204,577,474
建物	41,376,580	30,665,644,905		196,566,029	30,903,587,514
構築物		51,005,782		3,575,973	54,581,755
車両運搬具				689,080	689,080
工具器具備品	1,251,130,845	155,914,734	13,463,573	31,838,370	1,452,347,522
土地		7,452,550,060		4,417,306,378	11,869,856,438
建設仮勘定	0	0	0	9,030,000	9,030,000
借地権		5,450,587,495			5,450,587,495
ソフトウェア	1,931,693,494	44,974,021	4,067,049	855,118	1,981,589,682
電話加入権	0	0	0	5,395,000	5,395,000
投資有価証券	22,226,505,432	0	0	0	22,226,505,432
破産再生更生債権等	46,721,928,151	0	0	0	46,721,928,151
貸倒引当金	△ 46,653,820,470	0	0	0	△ 46,653,820,470
未収財源措置予定額	114,037,564,899	0	0	0	114,037,564,899
差入保証金	0	0	0	32,984,646	32,984,646
計	7,391,817,341,022	51,226,491,518	33,687,280	6,536,913,401	7,449,614,433,221

4. 法人共通に含めた資産の内訳

現金及び預金:未払費用等の現預金であります。

建物並びに構築物、工具器具備品:市谷事務所のうち新館を除く部分及び職員宿舎に係る資産であります。

土地:市谷事務所及び職員宿舎の土地であります。

5. 損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外除売却差額相当額、引当外賞与見積額及び引当外退職給付増加見積額のセグメント情報

(単位：円)

	奨学金貸与事業	留学生支援事業	学生生活支援事業	法人共通	計
損益外減価償却相当額	497,640	1,208,290,132	25,536	5,241,420	1,214,054,728
損益外減損損失相当額	0	0	0	1,686,128	1,686,128
損益外除売却差額相当額	1,057,594	3,592,873,620	0	13,680,521	3,607,611,735
引当外賞与見積額	10,947,073	3,561,818	1,405,803	5,644,381	21,559,075
引当外退職給付増加見積額	198,521,197	64,592,275	25,493,720	102,358,808	390,966,000
計	211,023,504	4,869,317,845	26,925,059	128,611,258	5,235,877,666

(14) 主な資産、負債の明細

(単位：円)

① 現金及び預金

項目	金額	備考
現金	2,609,505	
普通預金	76,626,452,864	
定期預金	14,000,000,000	
郵便振替	21,413,022,678	
別段預金	13,853,112,000	
計	125,895,197,047	

② 未収収益

項目	金額	備考
学資金利息	836,126,824	
計	836,126,824	

③ 未収財源措置予定額

項目	金額	備考
第一種学資金返還免除繰延資産見合	31,022,324,583	
第二種学資金返還免除繰延資産見合	5,620,383,713	
未払利息見合	△ 3,827,786,893	
第一種学資金貸倒引当金見合(新債権)	9,214,203,041	※
第二種学資金貸倒引当金見合(旧債権)	30,441,962,485	※
第二種学資金貸倒引当金見合(新債権)	41,566,477,970	※
計	114,037,564,899	

※新債権とは機構設立後に、旧債権とは旧日本育英会がそれぞれ貸出した債権であります。

④ 預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	37,291,000	
その他寄附金	11,425,816	
計	48,716,816	

⑤ 未払金

項目	金額	備考
報奨金	309,773,117	
退職手当	177,241,600	
私費留学生学習奨励費	166,205,000	
その他未払金	895,685,968	
計	1,548,905,685	

⑥ 未払費用

項目	金額	備考
借入金利息	7,345,191,833	
債券利息	170,845,345	
その他未払費用	114,483,385	
計	7,630,520,563	

⑦ 前受金

項目	金額	備考
受託事業	285,162,199	
日本留学試験検定料収入前受金	142,452,380	
授業料前受金	108,341,000	
入学金前受金	7,351,800	
課外活動前受金	4,120,000	
不動産賃貸収入前受金	2,913,159	
館費前受金	8,676,600	
入館費収入前受金	480,000	
その他前受金	6,331,904	
計	565,829,042	

⑧ 預り金

項目	金額	備考
韓国口預り金	133,528,700	
その他預り金	46,142,113	
銀行交付戻入金	59,917,001	
報奨金返戻金	40,495,156	
預り市町村民税徴収金	13,022,500	
預り所得税徴収金	10,525,542	
過剰返還金等返戻金	2,924,189	
国費留学預り金	2,567,000	
預り厚生年金徴収金	110,230	
預り健康保険徴収金	77,143	
預り年金基金徴収金	38,646	
預り入札保証金	37,110,000	
計	346,458,220	

⑨ 仮受金

項目	金額	備考
第一種仮受金	13,035,423	
第二種仮受金	105,041,053	
計	118,076,476	

⑩ 長期預り寄附金

項目	金額	備考
奨学寄附金	1,107,893,934	
その他寄附金	45,032,183	
計	1,152,926,117	

⑪ 長期預り保証金

項目	金額	備考
長期預り保証金	69,915,816	
計	69,915,816	

(2) 監事による意見書

平成 23 事業年度における 財務諸表及び決算報告書に関する監事意見書

私たち監事は、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの平成 23 事業年度における財務諸表及び決算報告書について監査を実施した。

その結果に関する私たち監事の意見は次のとおりである。

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツから会計監査に関する報告及び説明を受け、改めて財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、独立行政法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、機構の平成 24 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに平成 23 事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び行政サービス実施コスト状況を適正に表示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 事業報告書は、機構の平成 23 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、機構の予算区分に従って平成 23 事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成 24 年 6 月 19 日

独立行政法人 日本学生支援機構

監 事 佐藤 正行 ㊞

監 事 清永 秀一 ㊞

独立監査人の監査報告書

平成24年6月19日

独立行政法人 日本学生支援機構

理事長 遠藤 勝裕 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 村 彌 角 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度の利益の処分に関する書類(案)を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。以下同じ。)を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人日本学生支援機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

ただし、当監査法人は、平成23事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち平成22事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（平成23事業年度の会計に関する部分に限る。）が独立行政法人日本学生支援機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上